

第九十三回 参議院社会労働委員会會議録第三号

昭和五十五年十月二十八日(火曜日)
午前十時五分開会

委員の異動

十月二十七日

前島英三郎君

補欠選任
江田 五月君

出席者は左のとおり。

委員長 片山 基市君
理事 遠藤 政夫君
佐々木 満君
高杉 勉忠君
小平 芳平君

委員 斎藤 十朗君
関口 恵造君
田代由紀男君
田中 正巳君
福島 茂夫君
丸茂 重貞君
村上 正邦君
村田 秀三君
安恒 良一君
渡部 通子君
沓脱タケ子君
柄谷 道一君
江田 五月君
山田耕三郎君

國務大臣

厚生大臣 園田 直君
運輸大臣 塩川正十郎君
郵政大臣 山内 一郎君

政府委員

労働大臣 藤尾 正行君
内閣官房長官 宮澤 喜一君
大蔵省理財局長 宮本 保孝君
厚生大臣官房長 吉村 仁君
厚生省公衆衛生局長 大谷 藤郎君
厚生省医務局長 田中 明夫君
厚生省社会局長 山下 眞臣君
厚生省児童家庭局長 金田 一郎君
厚生省保険局長 大和田 潔君
厚生省年金局長 松田 正君
社会保険庁年金保険部長 新津 博典君
常任委員会専門員 今藤 省三君

事務局側

説明員

大蔵省主計局主計官 安原 正君

本日の會議に付した案件

○こどもの国協会の解散及び事業の承継に関する法律案(内閣提出)

○厚生年金保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○優生保護法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○社会保障制度等に関する調査(国立療養所長島愛生園等の所在する離島長島と本土間の架橋にかかわる問題に関する決議の件)

○公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(鉄道労働組合関係(第九十二回国会内閣提出、第九十三回国会衆議院送付))

組合関係(第九十二回国会内閣提出、第九十三回国会衆議院送付)

○公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(国鉄労働組合関係(第九十二回国会内閣提出、第九十三回国会衆議院送付))

○公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(国鉄動力車労働組合関係(第九十二回国会内閣提出、第九十三回国会衆議院送付))

○公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全国鉄動力車労働組合連合会関係(第九十二回国会内閣提出、第九十三回国会衆議院送付))

○公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全国鉄動力車労働組合連合会関係(第九十二回国会内閣提出、第九十三回国会衆議院送付))

○公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(国鉄千葉動力車労働組合関係(第九十二回国会内閣提出、第九十三回国会衆議院送付))

○公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全通信労働組合関係(第九十二回国会内閣提出、第九十三回国会衆議院送付))

○公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全日本郵政労働組合関係(第九十二回国会内閣提出、第九十三回国会衆議院送付))

○委員長(片山基市君) ただいまから社会労働委員会を開会いたします。

昨二十七日、前島英三郎君が委員を辞任され、その補欠として江田五月君が選任されました。

○委員長(片山基市君) こどもの国協会の解散及び事業の承継に関する法律案及び厚生年金保険法等の一部を改正する法律案を便宜一括して議題といたします。

両案につきましては、すでに趣旨説明を聴取しておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○安恒良一君 まず、私はこの厚生年金保険法等の一部を改正する法律案について質問をしたいと思いますが、第九十一国会では、衆議院におきまして政府・自民党が健康保険法の改正案と絡ませておられたに成立することができなかった点を、大変私はこの点について残念に思っています。今日多くの年金受給者が本法案の通過を一日千秋の思いで待っていますので、この参議院におきましては今回が初めての審議でありまして、私は、すでに衆議院で、前九十一国会において、社会労働委員会においてが党の大原委員を始め各野党の議員からいろいろ質問がされておりますから、これとはタブラなような形で、しかも御承知のように、今国会におきまして、衆議院におきまして私どもが修正を望んでおりました三つの大きい修正点が修正されて本委員会に上程をされておりますので、それらを除外をいたしまして、以下の点について若干の質問を行いたいと思います。

まず一つは、厚生年金のモデル年金のつくり方について私は少し疑問を持っておりますから、そのことについてお聞きをしたいと思いますが、今回の改正のモデルケースは被保険者期間三十年、平均標準報酬月額十九万八千五百円、これは妻の

加算を含んでおります。そして、本年六月から新たに老齢年金を受ける者の標準的な年金額を月額約十三万六千円に引き上げることになっております。

そこで質問をしたいのは、被保険者期間がだんだん長くなっていくのは確かでありまして、しかし、私はどうも少し長く取り過ぎているのではないだろうかという考えがします。というのは、四十八年改正は二十七年、五十二年改正は二十八、五十五年改正は、今回は三十年と、こういうことであります。

そこでお聞きしたいのですが、最近の、私の手元には昭和五十四年九月の新規裁定者しかありませんが、最近の新規裁定者の中で三十年に満たない人員はどのくらいか、比率はどのくらいなっているのか。それから受給権者全部で言えばどのくらいのか。それが三十年に満たないのか、その比率はどうなっているのか。私は昭和五十四年九月末の受給者で私どもは計算しておりますが、恐らく厚生省はその後も計算をされていると思っております。その点についてまずお聞かせを願いたいと思っております。

○政府委員(新津博典君) ただいまの御質問の件でございますが、恐縮ですが私の手元にありますのが五十四年九月の数字でございます。いまのお話で先生すでに御承知と思いますが、五十四年九月での新規裁定者で三十年未満の方が五七・七%、それからそのとき現在ですと裁定を受けた者全体で見ますと、三十年未満が七七・一%という数字でございます。

○安恒良一君 それならば、私が持っている資料と同じ時点しか新規裁定者がいない。

そこで、大臣ひとつお考え願いたいのですが、五十四年九月新規裁定者でも三十年に満たない人というのが五七・七、約五八%あるわけですね。それから、現在までもらっている人全部では七七・一%が満たないわけですから、わずかに二%ちょっとが満つと。こういうようなところでモデルをとる、モデルというものは少なくとも中核値でモデルをつくるべきだというふうに私は思います。

が。それからいま一つ、時間の関係もありますから、それと同時になんとも前回比較ができるように、二十八年度であるならばこうなるんだと、二十八年度と比べ、前回は二十八年度と比べていますから。そういうことを私は並記をして、国民にもわかりやすくしなきゃならぬと思っております。以上の二点について。

実態はいま私と保険部長のやりとりの中で御理解いただいたと思っております。私は少なくともやはり新規裁定受給者が、過去の人はなかなか無理であります。新規裁定者がやっぱり半分、五〇%のところを年数をとるのがモデル年金だと思っております。ところが、いま言ったように、新規裁定者で五七・七ですから、それが三十年満たないんですから。私はこういうことで何となく国民に年金の標準、モデル年金が高いという錯覚を起してはいけないと思うんです。実態をやっぱり正確につかんで、国民に年金の実情と改正点を示した方がいいと思っております。この点について大臣のお考えを承りたい。

○政府委員(松田正君) ただいまモデル年金の計算方法についてのお尋ねでございますが、今回モデル年金で三十年という期間を計算をいたしましたのは、先生も御承知のように、四十八年当時の考え方をそのまま踏襲をいたしまして計算をいたしましたわけでございます。つまり、改正後新たに老齢年金を受けることとなる二十年以上の加入期間を有する男子の平均の加入期間を三十年というふうに推定をいたしましたわけでございます。確かに二十、三十年という単位でモデル年金を設定すべきではないかと、こういう御意見があらうかと思っておりますが、今回計算をいたしましたのは、在来の手段を踏襲した結果でございます。したがって、モデルのつくり方につきましては、御提案の趣旨もございまして、なお今後検討をいたしてまいりたいと存じておりますけれども、単純に今回計算をいたしました三十年を二十八年度に置きか

えますと、夫婦で十二万七千九百八十円と、こういう結果に相なるかと思っております。

○国務大臣(園田直君) 御指摘の年金の問題で、国民の方が理解、納得されることはきわめて重要でありますから、御意見を十分承って、今後注意をいたします。

○安恒良一君 それではぜひ大臣、私はいろいろモデルのつくり方はあると思いますが、少なくとも中央位でモデルをつくること、いわゆる新しい裁定されたらそのうちの五〇%の人はやはり該当するということ初めて私はモデルだと思っております。この次からの改正には十分こういう私どもの意見も御参考にしていただけてやっていただきた。

そこでもう一つ、モデルのつくり方でこれも時間があるから、時間があれば少し数字的にいろいろ言いたいんですが、平均標準報酬月額モデルのとり方についてあります。今回いろいろ計算値を出されておりますこと私全部知っておりますが、とてもこれをやりとりする時間があります。そこで、結論だけちょっと申し上げてこれも今後の標準報酬の出し方について御注意を願いたいと思っております。御承知のように日本の賃金は年功序列型賃金でありますから、いままでのケースで考えますと、大体五十五歳退職からは賃金が三割から五割安くなるわけですね。ですから私は、厚生年金のモデルというものは日本の賃金労働者の賃金構造と同じように実態に合っているから細かく申し上げられませんが、今回の標準報酬のとり方は十九万八千五百円となっておりますが、前回の十三万六千四百円から四五・五%の上昇になっていまして、評価率を二ないし一・四二を加算平均いたしますと一・三六三四となるんです。その分を除いたしますと六・四%の上昇でありまして、これが二十八年度と三十年の差によるアップを考えなくてはなりませんし、五十四年九月の新規裁定者で見ますと二十五年度から二十九年度の平均と三十年から三十四年の平均でわずかに九

・四四%しかアップせず、二年分に案分をしますと一・八九%しかありません。ですから、どうも最初から高い水準の標準報酬をずっととらえられている。退職時はもう高い数値になっていきます。これはいまここで細かく数字を挙げてやりとりするのは時間があります。中間は私の方で計算してみますと、やや低いと思われるので、修正をすつとかけていかれていきます。ですから、私はこのことについて時間がございますので、やはり標準報酬の月額のとりにしまして、少なくとも労働省には日本のいわゆるこの賃金労働者の賃金構造の実態調査があるわけですから、そのことをやはりある程度勘案をしてやっってもらわないと、単純に修正値をすつと掛けて出して出すと実際の日本の賃金構造とは違ったことになっていくわけですね。特に、御承知のようにある一定の年齢まで上がりましてそれから横に行く、そして最後は五十五歳からは賃金がダウンする、これが日本の労働者の現在の、いい悪いは別にいたしまして賃金構造になっていまして、それが大臣、この標準報酬のとり方には反映されてないんです。ですから、私はやはりできるだけ、これから年金問題というのは非常に国民のニーズ、切実な関心を持ちますから、私はできるだけ正確に標準報酬なんかもきちっと出していくということをしなさいと問題があると思っております。私は持ち時間制限されていますからここで数字のやりとりはできません。異論があるならば後で私の部屋に来ていただければ、企画局長でも数理課長でも論争したいと思っております。そういういまでも大臣に申し上げましたし少しやぱりこの標準報酬のとり方等は実態に合せてきちっと算定をしていく、そしてモデル年金を、少なくともモデル年金というのは新規裁定者の五割はそれにおいて適用される、こういうふうな次の改正からひとつ御検討願いたいと思っております。いかがですか。

○政府委員(松田正君) 御指摘の点につきまして、先ほど大臣から申し上げましたようにわかり

やすいモデル年金、こういうものについて検討をいたしたいと考えております。モデルのとり方につきましては、いろいろ御意見があるかと思いますが、今回は標準報酬につきましては十九万八千五百円ということで算定をいたしておりますけれども、どういうモデルをつくるかによってそれぞれ若干の相違が出てきうかと思ひます。先ほど申し上げましたように、そういった点も含めて今後検討してまいりたいと思ひます。

○安恒良一君 それでは十分に次回の改正から御検討をお願いしたいということを申し上げて次に参ります。

次は、物価上昇に伴う年金のスライド制と加給年金の關係についてお聞きをいたしますが、今回配偶者の加給年金、それから遺族年金の中のおゆる有子の寡婦及び高齢者の寡婦に加給年金がかなり大幅に引き上げられました。そのことについて私は評価をいたしているわけでありましたが、時間がありませんから中身を細かく一つ一つ申し上げられませんが、問題は、厚生年金は御承知のように物価上昇が年間にありますとこれはスライドすると。たとえば去年の改正なんかは実は三%ちよつとでありましたが、それでも修正をいたしました。ところが、厚生年金というのは御承知のように一応五年ごとの再計算と、こういうことになっている。今回は四年目でありましたが、あえて大改革をやったわけでありまして。そういう状況からまいりますと、せっかく今回加給年金をいろいろされたのが、本体の方は物価上昇があるとスライドする。たとえばことしの場合、政府は六・四%以内を抑えたいとこう言っておられますが、なかなかむずかしい状況ですね。いまのところ七、八%。そうしますと、来年度どうしても物価上昇分のスライドは厚生年金も国民年金もやらざるを得ない、こういうことになります。ところがこれです。そういうことが五年間も積みまると非常に加給部分のウェイトが低くなります。というのは、これは厚生大臣御承知のように、遺族年金に

つきまして現在の五割を私たちは七割に上げろ、そして齋藤邦吉厚生大臣との間には、当時院外の国民春闘の皆さん方と齋藤厚生大臣との間に七割に上げる——私たちは八割でありましたが、そういう約束があるわけですね。それに基づいて今回は五割を七割に上げるよりも加給年金という形において、一応厚生省の説明によりますと、このようにな有子の寡婦とか高齢の寡婦は七割近くなる、こういう説明を聞いています。ところが、せっかくこの時点で七割近くなつておつても、スライドがありまないとその七割がまた六割や五割に逆戻りしていく。ところが、事実上加給年金という形です。ですから私はこの加給年金とスライド、厚生年金法に基づく物価上昇に伴うスライド、これをどうするかということについての考え方を聞かしていただきたい。

○政府委員(松田正君) 基本年金につきましては、これは御承知のように毎年物価スライドと、こういうことで改定を進めているところでございます。加給年金それから寡婦の加算につきましては、従来ともスライドをいたしておらないわけでございます。加給年金につきましては、御承知のように被用者の妻に対する年金保障のあり方あるいは児童手当等のそういったような児童に対する手当問題、こういったことを考慮しながら適宜改善をしていくという方向が現在では望ましいというふうな私たちは判断をいたしておるわけでございます。また、寡婦年金の寡婦加算につきましても、従来問題になっております被用者の妻の年金のあり方、こういったものとの関連をも考慮しながら決定しなければならぬという要素もございまして、適宜社会経済情勢の変動を見ながら改善をしていくという方向が、現在では適當ではないかというふうな考えをおるわけでございます。ちなみに、今回、いま御指摘がございましたように、在来、加給年金につきましてはおおむね国家公務員の給与の扶養手当にそれをにらみながら合せてまいりましたのを、五十五年度には一万五

千円というふうな大幅な引き上げを図りまして、できるだけ実情に合うように措置をいたしたわけでございます。同時に、寡婦加算につきましても同じような考え方、五十五年度には高齢寡婦につきましては一万円、こういったような大幅な改善を図つたところでございます。

○安恒良一君 そんなこと聞いているのじゃないのですよ。人の質問に正確に答えてください。

今回、改正をされたことはされたことで、私は評価をしているわけですね。しかし大臣、このところが大切な点です。いわゆる遺族年金については五割をできるだけ早く七割に上げるという約束があるわけですね。それからまた制度審議会等からの答申は、今回のような加給年金の形で引き上げるよりも遺族年金五割をやはり引き上げるべきだと、こういう意見が制度審議会からも注文ついているわけですね。しかし、厚生省は今回は遺族年金の引き上げ等を加給年金という形の引き上げでやらされたわけですね。そのことについて論争はおきましよう。いわゆる五割を七割に上げる方がいいのか、率を上げた方がいいのか、加給の形がいいのかというところ、これはいろいろ論争があるところですが時間がありません。そこで、私はその実態は実態として見ましても、御承知のように本体の方は物価が上昇すれば、物価が六%、去年なんか三%上昇すれば物価上昇に合して厚生年金、国民年金は上がっていくわけなんです。そうしますと遺族年金の五割に見合う七割にするためには、今回は遺族年金の有子の寡婦とか高齢者の寡婦等に、またいわゆる加算ができたわけですから、そうすると本体が上がった、それも私は加給年金のままでいいからやはりスライドしていかないと、遺族年金のいわゆる一応これによって七割近く獲得はできましたと、こう言つて担当課長なんか胸張つておるわけですから。七割近くなりましてはことしだけであつて、来年、再来年とずつと下がっていくでしょう、だからそれをどうするのであるかと聞いている。そうしたら、いやそれは

は妻のいわゆる国民年金加入の問題から何だかんだ問題がありましてと云つて、そんなことも何年も前から言つておるわけですよ。いつも、いわゆるそういうものについては議論しなければならぬがまだ結論が出てない出てないでずっときているわけですね。たとえばサラリーマンの奥さんが国民年金に任意加入していますから、いわゆる妻の年金権の問題との関連とがいろいろあるからと云つて、いろいろあると言ひながらそのことについては結論をよう出し切らぬわけですね、厚生省は。出さないうままずっときています。だから、私はそのことをいまここで責めようと思つていませんが、少なくとも物価がたとえことしのように八%も上がる。来年度物価がどうなるかというのは、どうも世界的に見ましても残念ながらこういう物価上昇は続いていくような傾向なんですね。そうしますと、本体の方は毎年毎年物価上昇でスライドする。ところが遺族年金とか、それらの加給分とか、それからいわゆる配偶者の加給分とか、第一子、第二子に対するそれぞれの加給が据え置かれるという点については、ぼくはやっぱり検討する必要があるんじゃないか。今回の改正の一番私は弱いところは、そこにあると思うのです。いまの時点ではつじつま合つていますが、そういう点についてどういうふうなされようとするのか。たとえば一つの例を言うならば、やはり物価の上昇が激しい場合には五年の再計算を待たなくして加給年金だけの手直しについても考えるなら考えるとか、何か具体的なことを言うてもらわぬと、あれとこれとは結論が出ておりませんからそれを言まして、これじゃ答えにならないですね。大臣、ひとつ官僚答弁じゃだめですから大臣答えてください。

○国務大臣(園田直君) いま御指摘の問題ではいろいろ苦労してやりくりをしたわけでありまして、現時点ではまあまあがまんをする。しかし明年、明後年と物価、社会経済状態が変動したらかみ合わないんじゃないか、こういう御指摘であります。これはごもっともな御指摘であつて、

これをどのようにするかは、御意見の趣旨を十分踏まえて勉強してみたいと思います。

○安恒良一君 はい、わかりました。それじゃぜひひとつ、物価上昇が続いた場合に、いずれたとえば来年なら来年に、すぐ物価上昇分の厚生年金の引き上げというのには本委員会にもかかってるわけでありまして、宿題にしておきますからぜひひとつ検討していただきたい。私はぜひ加給年金額でいくならいくで、スライドというものをこれに取り寄せないで公平の原則を欠く、こういうふうに思いますので申し上げておきます。

次に、障害福祉年金の改革について御質問をしたいと思うのですが、大臣御承知のように、国際連合は「完全参加と平等」をテーマといたしまして、一九八一年を国際障害者年にすることを決定しました。私は社会参加の基本は労働参加、すなわち働く意思のあるすべての障害者に対して、就労の機会と雇用場の具体的保障に保障することが重要だと思えます。しかし障害者の中には、働く意思があっても労働不能の人が多数あるわけですね。労働ができない。その場合には、私はこの平等というのとは何かという、人間らしい暮らしが確立できる所得保障が必要だと思えます。所得保障が必要だと思わなければならない。

そこで、私は大臣にお聞きをしたいのでありますが、いわゆる国際障害者年推進本部の副本部長で厚生大臣はあられます。そういたしますと、いわゆる中途障害者と比べ、障害者が現在決定的な不利な扱いになっている、この現状を私は改める必要があるというふうに思っています。というのは、御承知のように中途障害者は拠出年金によって障害年金を受けています。ところが、そうでない方は障害福祉年金であります。しかも内容内容を調べてみますと、いわゆる拠出制の障害年金で受給者は十九万八千五百人、障害福祉年金受給者は五十三万八千五百人、圧倒的にいわゆる障害福祉年金受給者が多いわけでありまして、ところが、障害福祉年金受給者が、今回の改正の中でそれぞれ改正されておりますが、拠出年金の障害年金と障害福祉年金との間には大きな差があります。

そこで私の提言であります、少なくとも今回の改正でいわゆる拠出年金の障害年金の最低が決定されました。できればその金額まで本来障害者の皆さんからしたとえば一級障害につきましては六万六千円欲しいと、今日の生活実態では六万六千円欲しいと、こういう強い要求がございまして、財政も伴うことでありまして一遍にまいりません。

政、今回の改正案によりまして障害福祉年金は三万三千八百円、一級、二級が二万二千五百円。そして今回の改正案による障害年金の最低保障額が大臣御承知のとおり四万一千八百円になっていまして、すなわち私に公平の原則からいいますと、しかも大臣御注目をいたしたいのであります。障害福祉年金を受けていた人、障害等級を見ますと圧倒的に一級が多いんです。一級障害の方が多くいまして、これは厚生省の調査によっても私は国際障害者年で平等ということを言う以上、改正案による障害福祉年金の最低保障額四万一千円にはまず二級なら二級を上げると、こういう考えを持っていただきたいたいと思えますが、この点について、これは政策的なことでありまして大臣のお考えを聞かしていただきたい。

○政府委員(松田正君) 御指摘のように障害福祉年金と通常の障害年金との最低保障額の間に差があることは事実でございます。障害福祉年金につきましては、もう御承知のように加入する前にすでに障害を有する者につきましては障害福祉年金、そのほか加入してから一定の要件を満たした者につきましても障害福祉年金が支給されることになっていくわけでございます。ただ現在の制度におきましては、やはり制度に加入前の障害に付きましてもあらかじめ保険料を納付することを要件にいたしました将来の障害を担保するような仕組みになっております制度のもとにおきましては、保険料を拠出しているという要件も考慮いたしまして、全く同一に扱うということにつきましては、国民年金その他制度におきましても、同様な

取り扱いをいたしますことは非常に困難でございます。障害年金と福祉年金を一本化したという御提案につきましても、いま申し上げましたようなことで困難があるかと思えます。ただ、そういうふうな障害をお持ちの方について何か別の制度を考へる、あるいは障害そのものを一本化したようななかで考へる、あるいは御意見は他の方面から出ておりました、私ども十分承知をいたしているところでございますが、障害等級その他非常によく実施しむずかしい問題もございまして、現在、現行の中で一本化を図ることは非常に困難だということに考へております。

○安恒良一君 大臣、こういうことだと思ふんです。いわゆる障害年金受給者と障害福祉年金受給者の違いはどこにあるかという、片方は拠出制の年金に入っております、そして障害になったというのとは違って、大体生来の方が多くいまして、率直なことを申し上げて、そして掛金を掛けてない、しかし障害の程度はどちらも一級は一級だし、二級は二級なんです。それから同じ人間として要する生活費は全く同じなんです。全く同じなんです。そういう場合に私は、いわゆる国民年金においても老齢福祉年金と国民年金とは違いがあるじゃないか。掛金を掛けた人と掛金を掛けない人は同一でないと、こう言われたいですね。しかし、それともいわれる制度審や社会保険審議会からは老齢福祉年金が余り低過ぎる、早急に引き上げるように考へろという勧告は何回も出ているわけですね。ところが、いわゆる老齢福祉年金をもらっている人は率直に言ったらお子さんもあるし、それからその前の蓄えもあるわけなんです、ある程度は、七十歳になる前の自分の。そういうどちらかというと健康なんですね。ところが障害者の場合で一級とか二級で労働力が不能だという人について、掛金を掛けていないから、掛金をこの人は掛けてないからということ、金額の差があつていいんでしょかということ、を言っている。

ですから、私は一遍にできなければ、たとえば私は私なりに財源を検討いたしてみたい。たとえ今回の厚生省の改正で四万一千八百円を二級にします。それから、そうしますと一級をそれと見合せて六万二千七百円にしなればならいませう。そういうしますと、約原資がどのくらい要るかというのを計算してみますと千九百六十億原資が要るわけでありまして、原資が、国家財政としての、いま御承知のように障害福祉年金は国庫負担によってやっておりますから、しかし私は今日国連が国際障害者年というのを大きく打って、わが国では総理が本部長に就任をされ、厚生大臣、総理府長官が副本部長に就任をされて、いわゆる「完全参加と平等」ということを掲げてやる障害

年に当たって、片方は拠出をしていながら、片方は拠出をしていないんだから今日のような差があつていいんだということではないでしょうか。私はそのことについてやはり前向きに体系を一本化するなら一本化する、財源問題をどうするならばどうする、という考へが出ていいと思ふんです。それを旧態依然として一方は拠出制でありまして、一方は拠出してないものだからこれでは得ませんと言ふ、だから俗に言うこれを官僚答弁というんですが、だから私は最初から局長に答弁してもらつたらどうだろうと思つて、政策的なことだから大臣と、こう言っているのに局長が立ち上がつてそういう答弁をするのであります。私は国際障害者年においてせめて中途障害者と、それから生来の障害者の間に著しく不公平な扱いがあるんだから、これを不公平をなくするように方法、政策というものが考へられないものだろうかと、こういう角度でお聞きをしておりますから、大臣の所見を承りたいと思ひます。

○国務大臣(園田直君) 保険と年金の差異は、いま御指摘された点であると存じます。金を出しておから余分にもらつていい、出さない方は差をつけてもらふのがあたりましたという考へ方は、これは私のとるべきところではございません。やはりおっしゃいますように保険と違ひますから、年

金でありますから、なるべくその差を縮めていくことに努力をすべきであつて、これまた現行制度の中でどうやりくりをするか、将来どのように直していくか、こういう点は十分御意見を理解いたしましたから、今後検討したいと思ひます。

○安恒良一君 それじゃ大臣、これは宿題としておきますから、いずれ通常国会になりますと、国際障害者年問題というのは単なる社務委員会だけの問題ではなくなると思うんですね。予算委員会を初め各関係委員会でも国際障害者年の中でどうしていくかと、「参加と平等」ということを本当に実現するためにはどうするかというこの議論を私は全部で展開をしなきゃならぬと思ひますから、いざ必要なら私は来年の予算委員会でも、総理や厚生大臣にさらにこのことについてお聞きをしたいと思ひますから、それまでにはひとつ原案を、将来どういうふうにしていくのかと、これは率直に言つて財源問題もありますから、それらを含めて大臣のお考えを、そのときまでには示していただきたい。きょうのところは、これ以上大臣とやりとりをしましても前進がございせんので、ぜひ来年の国際障害者年にちなんで、ひとついまの障害年金、拠出制の方々と障害福祉年金受給者の間に余りにもヘンデイがあり過ぎると、こういうことについてどういうふうには正をするのかということについて、御検討をお願いをしておきたいと思ひます。

そこで次にまいりますが、附帯決議の扱い方について大臣はどうお考えかということについて、私は当然附帯決議というものは尊重され、その附帯決議に基づいて制度の改正というものが前進をしなきゃならぬ、ただし、一挙にできることとできないことがございまして、私も附帯決議をつけたから来年すぐできると思ひませんが、どうも、私まだ国会議員に当選して三年しかありませんが、当選して以降の附帯決議を全部洗つてみましたが、五十年代に入つてから当参議院社務委員会、衆議院社務委員会でもどんな附帯決議がつけられ

て、どう実行されているかということを実は検証してみました。ところが、これが附帯決議のつけ放しということが重要なことでたくさんあるわけ、そういう意味で、どうか附帯決議については、当然それは私が聞くまでもなく、それは安恒さん尊重して、こうお答えになつておられますから、そういうことをいま聞こうと思つておられますが、中身について二つお聞きをしたいんですが、きょうはそれがために大蔵省からも来ていたいていいます、積立金の管理運用であります。厚生年金、国民年金の積立金の管理運用。

御承知のように厚生年金の積立金、すでに二十七兆円だと思ひます。そういうような状況の中で、これは私ちょっと附帯決議を拾つてみましたら、七十七回の五十二年五月二十日の参議院、八十四回五十二年五月十九日の参議院社務委員会、八十四回五十二年五月十九日の参議院、八十七国会五十四年五月二十二日の参議院社務委員会、これと見合つてそれぞれ衆議院の社務委員会でもいわれる積立金の管理運用について「民主的運用に努めること」ということで、しかもこれは附帯決議ですから簡単に書いてあります、その都度委員会でもやりとりをされているわけですが、やりとりをこの問題です。少なくともILO条約等を見ましても、この種の積立金についてはいわれる使用者側が半分、労働者側が半分、もちろん国庫負担が二割ありますから、そういう労使を中心として積立金の管理運用を行つていくべきである、こうされているわけですが、私ども関係審議会では、これは公益委員会を含めて満場一致、その都度答申がされています。社会保険審議会、社会保障制度審議会、満場一致答申がされています。また、本委員会における議論、附帯決議についてもそのことが明らかにされておりますが、依然として厚生年金なら国民年金の管理運用について民主的な運用がされておられません。

御承知のように財政投融資という中に組み込まれまして、審議会の中にはいわれる被保険者の代表一人も入つておりません。被保険者の代表は、

私もはこういうことではやっぱりいけないと思ひます。そういう意味で、積立金の管理運用について「民主的運用に努めること」ということが何回もついているんですが、つき放しになつていますが、厚生省としては積立金の民主的運用についてどうしようとしているのか。また、きょうは大蔵省からもお見えになつておられると思ひますから、大蔵省としてはいまままでの、しばしばの国会の決議、討論を踏まえ、もしくは制度審、社会保険審議会の答申を踏まえてどのように民主的な運用に努めようとするお考えをお持ちなのか、そのことについてまず聞かしてくだされ。

○政府委員(松田正君) 積立金の運用に関しましては、当委員会、附帯決議等で御意見を賜つていただいております。積立金につきましては年金給付の原資となるわけでございますので、それを安全かつ有利に管理運用することが基本的な使命でございます。ただ、年金積立金につきましては非常に膨大な量にも上ることでもございまして、国の財政金融にも非常に大きな影響を持つものかと思ひます。したがって、他の政府資金等と統合いたしまして運用する必要があるかと思ひます。年金の運用につきましては、一つは還元融資というように被保険者、関係者のための資金活用を図つておられるところがございます。

具体的な運用の仕方につきましては、資金運用審議会には学識経験者を参加していただきまして意見の反映に努めておられるところでございまして、厚生省といたしましては年金問題懇談会というものを大臣の私的諮問機関で現在設けております。そこには労使の代表の方も入つていただきまして、率直な運用についての御意見をかねて賜つておられるところでございまして、五十五年度におきましては、こういったような御要請を満たすために、特に大蔵省にも年金資金懇談会と、こういったものを設けていただきまして、そこで労使の意見が適切に反映するように今後運営をして

いただく予定になつておられるところでございます。ちなみに、資金の効率的な運用を図るため、五十五年度におきましては在来になく一千億円の直接の出資を年金福祉事業団にもすることにいたしました次第でございます。

○政府委員(宮本保孝君) ただいま先生御指摘の厚生年金及び国民年金の資金の運用につきましてでございます。もつと年金拠出者の意向を反映すべきじゃないかという点にあらうかと思ひますが、ございまして、この点につきましては、すでに資金運用審議会の委員に社会保険審議会の委員であるとか、あるいは国民年金審議会の委員という方が含まれておられて、これによりまして保険料拠出者の意見が反映し得るようになつておられるわけでございます。いま先生御指摘のような点、あるいは附帯決議というような点も多々ございまして、いま厚生省の方からお話ございましたように、私も私どもといたしましては今年度からはさらにこのような方向を進めまして、資金運用審議会の会長とか、あるいは理財局長が保険料拠出者の代表の方々から御意見を伺ふという意味で年金資金懇談会——これはまだ仮称でございますけれども、年金資金懇談会といったものを設けるという方向で、現在、具体的に厚生省の方と御相談中でございまして、こういう点も踏まえまして、この年金資金の運用については遺憾なきを期してまいりたいと思つております。

○安恒良一君 大臣ね、聞いてください、こういうことなんです。積立金が安全で、しかも高利で有効に、しかも労働者や国民の福祉等々に使われる、こんなことはもうあたりまえなことなんです。そこで、お金を出していただいているのは厚生年金、使用者側が定められた料率の半分、労働者側が半分出しているわけですね。それに政府が二〇%。だから、私が言つておられることは当然労働者の代表、被保険者の代表、保険者の代表、それから政府、それじゃ利害当事者だけと言ふならば、当然これは学識経験者を入れて、私はそこでどういふふうにするのかということについて議論するの

ばあたりまえだと思ふ。といふのは、共済年金の運用は実はそうなっているわけですね。いわゆる一部分財政投融資に回す分を除いて、そのほとんどはそれぞれが当事者が中心になって共済年金はどう運用するかということをやっているわけですね。ここで大蔵省の次長はあんなことを答えています。お役人は自分たちのやつはちゃんとそういふふうにそれぞれ代表が、いわゆるわたりやすく言ふと、保険者と被保険者とで代表を出して、共済年金の資金運用はそれでやっておる。ところが民間である厚生年金と国民年金だけはその代表を入れない。たといは言われまじやうに、資金運用審議会にはだれが入っておるかという、社会保障制度審議会とか社会保険審議会の会長が一人入っているだけなんです。直接の事業主の代表も労働者の代表も入っていない。まだ経営者の場合には、資金運用審議会の中の委員として一部、これは何ぞ厚生年金の代表じゃありませんか、入っておられますが、少なくとも年金を半分掛けている労働者の代表が入って、運用について議論することはこれは当然のことなんです。先進資本主義諸国を見て、年金をやっておいて労働者の代表を加えないで、勝手に資金運用審議会をやっているような国は一つもない、わが国だけなんだ。

それどころか歴代の厚生大臣は答申をもらったときは、今度はひとつそれ実現しますと胸を張って言うわけですね。で、大蔵省へ行くと、かつんとやられてまたこう帰ってくる。まあ今度はあなたはナンバーワンと言われている実力大臣ですから、その意味から言うとい回はきつとしていただけだと思いますけれども、無理なことを言っているわけじゃないんです。そういう掛金を出している人の代表をちゃんと出して、そこをせめて共済並みに、共済資金の運用はそういう運用になっているわけですから、同じ年金でも共済だけはそのういふふうになんと労使の代表が中心になつて共済資金をどう運用していくか、長期ですね、どう運用していくかということをや

っているんです。お役人は自分たちはやっておきながら、市民間のことになるといふところじやないか。これじゃこままた不公平といふところじやないか。しかもそのことはもう長年にわたつて指摘をされていふんです。満場一致それはいまのやり方はよくないから変えなさいと言つて、その都度厚生大臣は答申を受け取ると、わかつた、今度は実現に努力しますと、こう言うけれども、なかなか実現できないんです。どうでしょう、大臣、こういうようなことについて。

それからいふ一つ、この年金資金懇談会はどういう構想になりますか。代表は何名と何名で、どういう権限を持つんですか。何かその方向で前向きになつて、いまごろそんな抽象的なことを言つてもだめなんです。もう何回もこの点は議論をきつて、いふゆる民主的な運用ということ、「民主的運用に努めること」民主的な運用というのは、それぞれ提出をした人の代表が入つて、そこで十分に議論を合してやると、これが民主的なんです。そういうことを、もうあなた五十年代に入つて五回附帯決議がついていふ。その点についてひとつ、まあ年金懇談会の中身の点はまず局長から答えていただいて、あと大臣としてこれを今後どう処理しようとするのか、あなたの御決意、お考えを聞かせてください。

○政府委員(松田正君) 御指摘の点はごもっともなところ、先ほども申し上げましたような年金資金の懇談会を大蔵省の方で設置をいたしまして、労使のいろいろな御意見を反映すると、こういうことも一歩前進かというふうに考えているわけでごさいます。漸次御意見の反映ができていますように厚生省としても最大の努力をいたしたいと考えております。

資金懇談会の構成につきましては、大蔵省の方からお願ひをいたしたいと思ひます。
○政府委員(宮本保孝君) ただいま厚生省と御相談中ですが、メンバーといいたしまして

は、被保険者側代表、それから事業主側代表、学識経験者などを予定いたしておりました。
○安恒良一君 そんなことはわかつていふんだ。だから、何名ずつでどういふことになるのかと聞いているんだ。人の質問を正確に君たち聞きたまへよ、時間がもったいないわ。あたりまえじゃないか。被保険者と事業主と学識経験者を入れるなんて、そんなことはあたりまえで、構成はどうなつていふのかと、どういふふうな運営をしていくのかと、この間聞いていふんだ。数はどうなつていふんですか。

○政府委員(宮本保孝君) ただいま厚生省と話し中でございまして、現段階では確定いたしておりませんのでお答えのしようがございせんけれども、懇談会が円滑に運営できますように、全体の構成の中でバランスをとつて考えていきたい、この思つております。

○安恒良一君 大臣お聞きのとおりでございまして、ね、やつと重たい腰を上げて年金資金懇談会、それは被保険者と事業主と学識経験者ということ、数もまだはつきりしない、どういふことをどういふふうにするのかということもまだだいたい話し中というところで、厚生省は厚生省で大蔵省の方にボールを投げるし、大蔵省は大蔵省でいふゆる厚生省といふ話し中ということではボールを投げて、これがいふゆる官僚のやり方なんです。で、それからひとつ大臣、そこらのことを十分現状認識はされたと思ひますから、どういふふうな実力厚生大臣としてこの問題についてやろうとお考えですか、ひとつ考えを聞かせてください。

○国務大臣(園田直君) 積立金は膨大であつて、かつたこれは将来の年金の給付の原資となるべきものでありますから、そういう意味で、他の資金と統合してやるといふ現在の仕組みは必要であると考えております。だが反面またおっしゃつたように、これを出された方々の御意見も十分くんでこれを運用するべきだと思ひますが、問題は懇談会、審議会、そういうものをどのように御意見が反映するようにやっていくかと、こういうこと

だと思ひますが、これについては後刻よく安恒委員の御意見も聞いて検討したいと考えております。

○安恒良一君 それではここで私の意見を言つて、あとはまたそれぞれ事務当局にも伝えますが、せめて共済年金の資金運用と同じように、私も積立金をやめるとか何とかそんなことを言っているわけじゃないんです。それから積立金の活用方法についても、安全でかつ有利に、しかも労働者や国民福祉へ、このことについて意見の違ひはないんです。問題はそれをどういふ審議会なりどういふ委員会やつていくかといふことと、共済年金はそれそれ当事者がちゃんと自主的にやつていふわけですから、そういうことについてひとつ私の意見を申し上げておきますから、御検討を願つておきたいと思ひます。

それから、これまで最後のあれですが、厚生年金について、五人未満の事業所の従業員に対する適用促進問題について、これもいまさつき私が読み上げたのとおり、毎委員会のたびに附帯決議がついていふ。そして議論していきまふ、五人のを。そしてたとえば「具体的方策を樹立し、適用の促進に努めること」と、こう書いてある。そして労働者関係の保険は五人未満にも適用になつておる。ところが厚生省関係について五人未満が適用になつてない。だから同じ労働者で、ある人は国民年金に入つていふ、ある人は五人以上であると厚生年金に入つていふ。それからきよは健康保険の議論でありませんが、健康保険の場合でも、五人未満の労働者は御承知のように国民健康保険に入つていふ、五人以上のところであると、政府管掌に入つていふ。厚生省だけが五人未満を手をつけ切らない。すでに労働者は卒業して、五人未満のところについて適用すべきものは全部適用し終つていふ。同じ政府の中で、労働省でできることがどうして厚生省でできないかといふことの議論も、大臣、何回もしたんです。そしてその都度附帯決議をつけて、今回は少しは前向きで

何か方針が出てくるだろうと思つたんですが、まだ何も出てきていないんです。ですから、五人未満の事業所の従業員に対する厚生年金の適用というところは、もう国会の附帯決議であると同時に、これまた関係審議会からもきちっとしておるところなんです。どこまで検討してどうしようとするのか、決議のつけつけで、もう五十年代だけとて五年間決議のつけつけで、少しも前向きに、せめてこまごまこうしたいとか、ここにこういふことがありますが、そういうこともないんです。それじゃ何のために附帯決議をつけているのかということになるわけですが、もうこの附帯決議がつき出して相当の年数たつていますからね、具体的な五人未満の事業所の従業員を厚生年金に適用するためにどうするかという具体策について考え方を聞かしてくださ

い。

○政府委員(新津博典君) いわゆる五人未満事業所に対する厚生年金の適用の促進でございますが、ただいま御指摘がございましたようにいろいろと検討して、わずかずつではございますが、現在の法律で決められております任意包括適用の条文に従いまして、適用の拡大を図っております。でございますが、御指摘がございましたように、なお努力の足らざる点がございまして、今後なお一層努力をしてまいりたいと、かように思っております。

○安恒良一君 これまた全くもうお粗末なことで、議事録読んでごらんない。いつもそう言っているんだよ、あんたたちは。そして、それに対して委員から、任意包括じゃだめなんだと。すでに労働省の事例にならって、五人未満についてもきちっと強制適用を厚生年金にしなきゃならぬじゃないかという議論をいつもされてるんです。よ、十年一日のごとく。まあ人はかわつてくるかわかりませんが、あなたたちあちこち転動するから。同じ答弁を、大臣ね、ひとつ議事録を読み直してください。いざと同じことをいつも言うんです。それじゃ進歩がないじゃないですか。何

のために附帯決議をつけているんです。たとえ、強制適用についてはこういふふうの実態調査をいたしましたか、こうしましたか、ここにこういうネットワーク点がありますとか、こう言うなら少しずつ前進して同じことを言うけれどもね、いま言ったことはいつも同じことを言うんですよ、過去の議事録見ると。それでは本当にやる気があるのかどうか。やつぱり行政改革というのはそんなやる気のない人間から改革していかなくちゃいけないじゃないですか。毎年毎年同じこと、本委員会に聞かれると同じことを、てにをはの使い方ちょっと違うだけの答弁をもう五年も六年も繰り返してきか。この点、大臣どうですか。

○國務大臣(園田直君) 事務当局の話では、いろいろ問題あるようではございますが、御意見のとおりでございまして、よく勉強をして、これを推進をいたします。

○安恒良一君 それでは、どうかまた来年の厚生年金の改正を本国会で議論するときは同じ答弁にならないように、少なくとも前向きに検討して、こうしたいとか、ここに問題があるとか、この点はどうかなんだろうかと、こういうことであるならば私たちも御相談に応じるし、議論に参加できると思いますが、どうか次回のときにまで、これも宿題にしておきますから、ひとつ前向きに御検討をお願いしたいと、こういうことを申し上げて厚生年金関係については終わりにしたいと思います。

次に、同じく同時に提案をされましたことでも国の問題について少しお聞きをしたいのであります。まず、御承知のように、前国会で参議院先議でこの問題の議論をしておりまして、前大臣、それから局長も実はおかわりになっておりますが、しかし私どもはこの問題についてかなり時間をかけまして、一時間半ぐらい私は一問一答を前大臣や竹内さんとやりとりをしていますが、このことについてはそのまます御確認願えるでしょうか。でなければ、また一つ一つ細かくやると、本当のことを言うと、厚生年金と両方を一日で上

げることは大変無理があると思いますが、まあ前国会でかなり私を初め各委員が詳細にやりとりしていただきますから、そのことについては、これは前大臣が答えたことだから、前局長が答えたことだから知らぬというところになると、そこからまず始めなければならぬと、前国会において大臣並びに局長が答えられたことはそのまま承けて結構でようか。

○國務大臣(園田直君) 当然のことでございます。

○安恒良一君 それならば重複部分を避けまして、議事進行に協力する意味で新しい部面とか、その後の問題点についてまずお聞きをしたいと思います。

第一点は、設立委員会というものと評議員会というものがある。評議員会については、前回の私とのやりとりで、評議員会の中には利用者団体を加えて運営に万全を期すというやりとりになっておりますが、いまこの法律が通りますと設立委員会というものが設けられるのであります。この設立委員会の中にも、私は利用者団体の意向が反映できる者を加えるべきだというふうに思いますが、たとえばオリビックスセンター、いろいろ議論があつた末にそのような改組をいたしました。その場合にもちゃんと民主団体の代表も加わりまして、運営に当たって利用者の意向が反映をできるようにすることが、これも国会で長年にわたって議論した末に、オリビックスセンターの改組ができただけで、そうなっておりますので、私は評議員会が当然なことでありまして、設立委員会の中にもその利用者団体の意向が反映できるように人を加えて、設立の当初からこれが民主的に、利用者の声の十分反映ができるようなことでもの国へとしていかなきゃならぬと思ひますが、この点はいかがでございますようか。

○政府委員(金田一郎君) 民主化のメリットを生かし、こどもの国の円滑、適正な運営を確保いたしますためには、関係各界の参加協力を得ることが不可欠であると考へております。このため新法

人の設立に当たりまして、児童健全育成団体の代表者など、広く関係各界の協力を得て、民意を反映させるように指導してまいりたいと存じております。ところでございまして。

○安恒良一君 それから、ちょっとこれに入る前に大臣に御注意を申し上げて、今後そんなことがないようにしてもらいたいと思つたのであります。が、私は今回の選挙において、自民党がそれそれ衆議院、参議院において安定多数をとられたことは事実であります。そのことについて私はどうこう言うんではありませんが、どうもトラの威をかけるキツネといひますか、そうなりますと官僚の姿勢までが私は変わつてきています。それはいけないことだと思ふので、選挙というのは与野党との間の戦いでありまして、その結果、今回は自民党が安定多数を得られたということでありま

す。

というのはどういふことかという、たとえば質問通告制になっていきますから、質問とりな質問とり政府委員の方に来てもらえたいこととありますが、やはり答弁の中で重要な問題があると思うときには、こちら側から局長なら局長に出向いてもらいたいというのを言つて、そして局長に宿題を預けます。預けましたら、当然私は本委員会が始まる前に、そのことについてはきのう預けられた宿題はこうなつていきますよと、こういうことへの連絡が局長の仕事だと私は思ふのであります。実は、前回の一般のときにおいても大変けしからぬことがありましたが、これは事務次官、大臣みずからがおりなしたことがありましたから、そのことは水に流しました。私は、あえてこのことをとこで言う気はありません。しかし、私はきょうこれから議論する問題についても、きのう局長にわざわざ来ていただいた、あしたの審議の中でこれとこれは非常に問題がある。だから、ひとつ局長、関係団体とも十分話をし、また詰めて考え方を持たせて来てもらいたい、こういうことを言つておつたんですが、けさほど私がここに参りま

して、大臣とお話しされている局長に、あなたどうなっているかと言ったら、あわてて来るわけですね。私は、そういうことではこれからの国会の運営というのは正常にいかぬ。鈴木総理は和の政治と、こう言われておりますね。野党とも十分話し合ひべきものは話し合ひたい、こう言っておられる。こう言っておられるんですが、役人の姿勢がそういうことでは、総理の言われるとおりの運営に私はならぬと思いますが、その点について大臣どうお考えですか。また、どう改めていただけますか。

○国務大臣(園田直君) 政治全般そうでありまして、特に厚生行政は各界、各方面、特に委員の方々の全幅的な御協力があってこそ完全に遂行されるものであります。したがって、国会、特に委員会、私は委員の方から質問を受け、私が防御する場所であるとは考えておりません。皆さん方の御意見を聞いて、十分理解をして、そして勉強するところは勉強し、実行に移すところは実行する、こういうことで、こちらから進んで連絡をし、御意見を承ることは当然でありまして、いま御指摘の点は今後十分注意をして指導いたします。

○安恒良一君 私は大臣にこんなことを答弁をしていただくことは本当に不本意だし、私も委員会の席上でできるだけこういう発言をしなくて済むようにと思っておったのですが、二回重なりまして、どうも厚生省の官僚の姿勢がトラの威をかるキツネじやないかと、こう思いますからこの際たしなめておきます。少なくとも内容を聞ける、聞けぬは別にしても、この点はこうだ、あの点はこうだといういわゆるこちらの設問に対して連絡があつてしかるべきだと思ふんです。何も私が言ったことを全部聞け、こう言っているわけじゃないんです。これはせつかくですが、ここはこの程度というこの連絡はあつてしかるべきだ。でなければ、質問の通告はあつてしかるべきです。もうやめます。質問の通告しないでぶつつけ本番でやることに私はなると思ふんですね、ぶつつけ本番でやる

と、こう思いますから、まあこれはこれ以上、大臣から厳重に御注意をいただくようでありまして、ひとつまた厚生省の官僚の皆さんも全部聞いておられるから、これでおわかりになったと思ひますからそういうふうにしていただきたいと思ひます。

そこで質問を続行します。

まず大臣、設立委員会の中にその利用者の団体の意向が反映できるようにぜひひとつ御配慮をお願いしたいと思います。

次に、これもこの前大分議論したんですが、この団体が民間団体になったときに、赤字になったり、営利主義に走ってはいかぬ、そういう中で税の問題が、税法上の問題がいまままでの特殊法人と今回の法人の場合には税法上の問題が非常に異なるわけでありまして、そこで税法上の問題について、たとえば一つの例を挙げますと、印紙一枚についても必要になってまいりますし、また営利事業と認定される事業が出てくる場合は、いわゆるそれについては税金がまた取られる、こういうことになると思います、社会福祉法人としての独立採算が非常にむづかしくなってきたら、いかぬ、そうしますと、勢い入国料の値上げとか、もしくは本来的なことも国にやなくて、営利的なこともこの国に転落をしかねないと思ひますが、この税法上の問題なり、税金問題についてどういうふうにしていくかとされておられるのか、お考えを聞かしてくだされ。

○政府委員(金田一郎君) この国の事業のうち、営利事業につきましては、売店、駐車場、食堂等がございまして、指定法人に対する課税は、これらの事業を整理上全部合せて収支差がプラスである場合に課税されるものと考へております。

五十四年度決算における収支差は五百七十八万円でございますが、課税額を私どもで試算いたしましたところと約二百七十万円になるものと思われま

す。

○安恒良一君 私は大臣、このところもきちつ

としておいていただきたいと思ひますが、やはり一般の営利事業というふうな判断をされて税金が強化されてまいりますと、私は、率直に言つて赤字に転落するおそれがあると思ふんであります。でありますから、この点について時間がありまして、細かくこの税金はこうだこうだということとはなかなかここで答弁をしてもらうのに時間ありませんし、またいろいろの面で大きく考へて、できるだけ税法上の保護をしていただけたらというふうな承つておりますから、そういうことでこれ以上言いませんが、どうかこれが社会福祉法人になつた場合でも、税金の面から攻められて、そして赤字に転落をしていく、もしくは運営に支障を来す、こういうことがないような御配慮をぜひ大臣にお約束をお願いしたいと思います、よろしくございませうか。

○国務大臣(園田直君) 十分注意をいたします。

○安恒良一君 だんだん私の持ち時間がなくなつてきたのでありますが、これは要望だけしておきます。

この前のときに、これがいわゆる特殊法人から社会福祉法人に移るに当たつて、労働条件の変更があつてはいけぬ、いまままでの労働条件が全部守られなやならぬ、こういうことで当時詳しくやりとりをいたしました。やりとりいたしました中に、労働協約の中で私は何点かを公式、非公式にも当時の局長を呼んで、問題の解決に努めてもらいたいと要望し、努力を約束してくれました。全部片づいておつたと思つたんですが、きのう当該労働組合に来ていただきまして、みまですと、協約の一部に、上部団体の会議、総会に委員が出席するときの取り扱いについてまだ問題点が残つております。これはここで中身を詰めるべきものではあります、労働協約でありますから、です。その点はひとつ十分に御配慮を願つて、問題を解決してもらいたいと思ひますが、局長、このところはいいのですか。

○政府委員(金田一郎君) ただいま安恒委員がおっしゃいましたように、この問題は基本的には協

会の労使間で決められる問題でございますが、協会当局より十分事情を聞きまして上で、状況によりまして適切な指導を行うように考へてまいりたいと思つております。

○安恒良一君 そこで、最後になるんですが、実は前回のやりとりの議事録をきのう私は詳細に検討してみました。そうすると、なぜ特殊法人から民間にするのかというところについてお聞きをしたら、やはり特殊法人だったから規制措置が非常に強く加へられておる、「社会福祉法人に移管することによって弾力的に運営ができるということになれば、より一層当初の健全育成ということの目的も達せられる」と、こういう答弁がございましたし、さらに「従前のように特殊法人ということでございまして、どうしても予算、決算の策定あるいは財産の処分、ないしは寄付金の受け入れ等に当たりましたら、その都度主務大臣の認可を要するといつたような非常に厳しい監督下に行われておるわけでありまして、社会福祉法人に運営を委託すると申しますと、移しますことによりまして、こうした手続も不要になるわけでありまして、そしてまた、法人の主体性に基づいた迅速な的確な対応措置ができると思ひます。」というのと、さらにその中につけ加えて、たとえば「中における催し物の種別の選定、あるいはそれに伴う対外的な折衝に当たりましては一定の枠というものがあつまして、」今回はこういうふうになる「企画がびびつてしまふようなこともしばしばございまして。そういう面をこの際思い切つて子供の世界の動きに合わせて適切な運営ができる、そういういたつたプランニングも実行に移せるといつたような形にすることが利用していただく子供さんたちにとつても、いわばその子供さんたちのそのときどきの流れに常に順応しながら」こういうことで、まことに竹内さんはいわゆる特殊法人から社会福祉法人に変わることによつて非常に実効が上がるんだということを重ねて強調して答弁された。だから、私たちも、問題があるけれども、そのところは認識をしてあの法案の処理に

当たつた。

ところが、法案条文では予算と事業については認可が必要と書かれているわけですね。そこで、きのう私は局長を呼んで、これは重大だと思つてこのところの詰めを行おうとしたんですが、話がつかないわけですね。私たちが議論をしたときに、それはなぜかというところで——予算と事業計画を依然として全部握つてしまつておつて、あと何が残るか。役員の任命権とかそんなものですね。私は、少なくとも本当にあなたたちが民間の方がいいとおつしやるならば、せめて予算、事業についても特殊法人から新しい社会福祉法人に任せるべきであつて、肝心のところは依然として主務大臣が認可権を持つてゐるということになる、何のためにじゃ特殊法人から社会福祉法人にしなきゃならぬか、全く実態がわからぬわけですね。

私たちはもとこれはいままでどおり特殊法人にしておけという意見なんです。しかし、あなたたちが、そうじゃないんだ、民間に行つたらこゝういうメリットがあるという説明をくどくどとされておるわけです。ところが、その説明と実態は合つてないんですよ。実態は合つてない。この点についてどのようなお考えをお持ちですか、どうされますか。

○国務大臣(園田直君) 前のやりとりで前局長が、民営移管やつた時は厚生大臣は、予算その他の認可は必要としない意味の答弁をしたようにも承つておりますが、これは誤りであります。いまおつしやいましたとおり、事業計画と予算は厚生大臣の認可を必要とする、こうなつております。前局長の答弁の誤りは訂正をしておわびをいたしておきます。

なお、厚生大臣が予算と事業計画の認可をするというの、私は民営移管後も営利に走らず、事業計画を達成するということが最大の目的であり、二番目には膨大な国有財産を貸し付けておると、こゝういふ点からも事業計画と予算だけは認可を必要とする。そういう意味において、民営にな

つた後、これの行動や運営を束縛するようなことは十分避けるよう注意をいたします。

○安恒良一君 これは私は大変重要な問題だと思つてますね。というの、民営移管のメリット、デメリット論の中心がそこにあつたわけですから、それを厚生大臣、前局長の答弁の誤りでありますとだけで私は済む問題じゃないと思ふんですね。かなり私も注意深く、きのう全議事録を詳細に読んでみました。そうすると明らかに、たとえばいま大臣がお答えになつたように、民営移管になつても営利主義に走つてはいけなから予算と事業計画は認可事項にしますとか、もしくは膨大な土地を無償で貸与するんでありますから、その土地が本当に目的どおり使われているかどうかという意味で、予算とか事業についても主務大臣の認可事項にしますならしますという説明があれば、またさういふ論議を展開してゐるんですよ、それは、それに基つて、ところが、そのときにはさういふ説明は全然、公式の席上でも非公公式の席上でもあつてない。ないままで、いや、安恒さん、実はあれは前局長の答弁、間違ひであつたと、これでは済みません。

私はやつぱり、前提が大きく狂つてくると法案の扱い方は全然違つてくると思ひますから、委員長、大変あれであります、ひとつこの問題について、理事会なら理事会で、それだけ前提が大きく狂つたことの、このきよの法案の取り扱ひについてどうしていただけるのか、御相談をぜひお願いをしたい。でなければ、前提がまるつきり大きく食い違つたまま、それをそのままにして本案について議論をさらに進めていくわけには私はいかないと思ひますので、ひとつよろしくお願ひを申し上げたいと思ひます。

○委員長(片山基市君) ただいま安恒委員から、理事会においてこの問題についての取り扱ひの取りまとめの御発言がございました。ただいま安恒委員の発言の時間はあと三分でありますから、これから休憩に入りまして、その間御相談をさしていただくことになると思ひます

が、よろしゅうございますか。——それでは、安恒委員はあと三分でございますから待つていただくことにいたしまして、両案に対する午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時まで休憩いたします。

御承知のようにこの話を詰めれば詰めるほど行政管理局からどこか一省一局を切れと、一法人を切れと、そこで一応一番被害の少ないところを切つて、切つたんだが依然として予算と事業計画は主務大臣が握つておきたい。これは何もしないで厚生大臣園田さん個人を言つておるわけじゃないですよ。そういう役所のやり方というの、行政改革のあり方は私は国民を欺瞞するものだと思ひます。そういう意味で、私はこどもの国をいわゆる社会福祉法人にすることに反対の意を表明しまして、私の質問を終わりたいと思ひます。

午後一時二分開会

○委員長(片山基市君) ただいまから社会労働委員会を再開いたします。

午前に引き続き、こどもの国協会の解散及び事業の承継に関する法律案及び厚生年金保険法等の一部を改正する法律案を便宜一括して議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言をお願いします。

○安恒良一君 午前中の結末どうなつたでしょうか。

○国務大臣(園田直君) 前回のこどもの国協会の解散及び事業の承継に関する法律案の審議に際し、説明不十分なため答弁の一部に法律案の内容と食い違ひがあつたことはまことに遺憾であり、おわびして訂正します。

前回の答弁においては、事業を引き継ぐ社会福祉法人について、予算認可の必要がなくなるような趣旨となつておりましたが、国有財産の無償貸し付けを受ける関係から、また、営利主義に走ることを防止するため、予算及び事業計画は事前に厚生大臣の認可を要することとなつております。なお、大臣の認可に当たつては民営化の趣旨を損なわないう十分配慮してまいる所存であります。

何とぞ、御了承くださいますよう、よろしくお願ひをいたします。

○安恒良一君 いま大臣の御発言の趣旨はわかりました。

ただ、私はここで明確に、であるからこそ私どもは前回も、こどもの国を社会福祉法人化するのとに反対をしたゆゑんであります。というのは、

以上です。

○高杉雄忠君 私はこどもの国協会の解散に伴う法案と厚生年金保険法の一部を改正する法律案のうちから、特に限られた時間でありまして、議事を進行する立場から、主として厚生年金保険法の一部改正案に關して、企業年金についてお伺ひをいたしていきたい、このように考えております。

最近、とくに企業年金が議論の対象となつておりますが、公的年金の基本的な方向がいまだ決定されず、未解決の問題が多々ある今日、老後の所得保障の基礎となるべき公的年金が、将来の財政上の厳しさを反映させて企業年金によつて補完されるのは当然であるとの考えが醸成をされております。定着するとして、これは本末転倒であると考えられるわけでありまして、厚生大臣は、わが国の年金制度の中で企業年金をどのように位置づけをされてゐるのか、すなわち公的年金との関係をどのようにしたらいのか、どういふふうにご考へておられるのか、この点をまず明らかにしていただきたい、このように思ひます。

○政府委員(松田正君) 老後の生活におきまして、安定的に生活を営んでいくというためには所得保障、その中で公的年金が中心的な役割を果たすべきものであることには異論がないところであります。企業年金は老後における公的年金の補完的な役割を果たすべきものであるというふうにご考へておるわけでございます。特に、私どもが所管をいたしております厚生年金基

金等の調整年金、こういったものにつきましては、やはり公的年金との有機的な連関を保ちつつ、補充的な役割を果たすべきもの、かように考えておるわけでございます。

○高杉雄忠君 年金制度の改革については、私は当然、まず公的年金の分野が企業年金に優先すべきである、こういうふうに思っています。企業年金が公的年金の抜本的改革を逆に規制する結果になりはしないかというのを危惧しているからなんです。公的年金の給付水準の固定化あるいは制度間格差の温存という結果を招きはしないかという事です。いま企業年金の位置づけについて御答弁がありました。再度確認の意味で、企業年金の育成に対する考え方をこの際明らかにする必要があります、こういうふうに思いますが、その点はどうかでしょうか。

○政府委員(松田正君) 企業年金につきましては、ただいま申し上げましたように公的年金の補充的役割を果たすものとして、その発展を図ることが必要だと考えておるわけでございます。したがって、公的年金に先んじて、あるいはそういったような基金が一人歩きをするということのないように、十分公的年金との関連を考慮しつつ指導してまいりたい。特に企業年金が進展することによりまして、現行の公的年金制度間の格差でありまして、いろいろ矛盾であります。か、そういったものが助長されるということがあっては、もちろんいけないわけでございます。私どもその点は十分認識の上、企業年金としてあるべき発展の姿を指導してまいりたい、かように考えております。

○高杉雄忠君 一口に企業年金と言っても税制適格年金、それから厚生年金基金、自社年金のこの三つに区分されますね。それぞれの役割、機能の相違といったものをどのように認識をされているのか、これが第一であります。なぜこういうことをたまたまと言いますと、税制適格年金が発足したのが昭和三十七年、厚生年金基金が発足した昭和四十一年、この当時はまだ高齢化社会や公

的年金の諸問題に対する国民の関心が十分でなかったことを反映して、この両制度が、本来の位置づけというものを明確にした上で創設されたところ、これは私はできないんではないだろうか、というふうに見えてくるんです。当時この厚生年金基金または適格年金を採用した企業というのは、たまたまとしては老後保障の確立と充実を掲げたものの、主たる採用の動機としては税法上の優遇措置の利用とか、あるいは退職金負担の長期計画の準備にあつた、こういうふうには私は考えているのであります。この点についてはどう認識をされておりますか。

○政府委員(松田正君) ただいま御指摘の点は、私どもも同意でございます。企業年金には、御指摘のように適格年金、あるいは厚生年金基金、それからそれぞれの企業がみずから実施をいたしております自社年金、こういったものがあろうかと思ひます。

厚生年金基金は、四十一年にできた制度でございます。それから十数年たちました今日、その機能において、その役割において、もう一度再検討をすべき時期にきているかと思ひます。公的年金のうちの報酬比例部分について代行する、という基本的役割を担っておりますために、給付設計等において若干不自由な点がございます。ただ、給付の上積みをするという点では、非常に有利に設計ができるわけでございますけれども、公的年金との結びつきにおきまして多少範囲が狭い、こういうデメリットがあろうかと思ひます。

それから税制適格年金につきましては、これは御指摘のように昭和三十一年に創設された制度でございますが、おっしゃる通りに退職金の年金化というような問題を含めて設計をされる向きが多いわけでございまして、厚生年金基金よりもはるかに自由に設計ができるわけでございますけれども、公的年金との関係におきましては、その接続面と申しますか、それとの有機的関連において、は多少問題があろうかと思ひます。

自社年金は、みずからの企業が設計をする年金でございますので、これは非常に自由な立場で設計ができるわけでございまして、税制上の優遇措置につきましてはなお不十分な点があろうかと思ひます。

いづれにいたしましても、先ほど申し上げましたように老後の設計、所得保障を確保すると、この中心的存在はやはり公的年金制度でございます。私どもといたしまして、今後は厚生年金基金のような調整年金を中心にしたしまして、公的年金を補充する役目を一元的に統合する方向で十分検討をしてまいりたい、かように考えております。

○高杉雄忠君 次に、厚生年金基金について伺いたいと思ひますけれども、厚生年金基金設立には一企業のみで対応するには常時千人以上の厚生年金の被保険者が必要ということになっておりまして、ですから、中小企業が単独で設立することはできない。勢い、連合して設立するということになります。その要件は企業間に有機的連関が必要ということでありまして、具体的に認可の基準というのはどうなっておりますか。たとえば出資関係にあるとか役員、従業員の交流等々について挙げられると思ひますが、ついでには私は認可基準の確認をしたい、このような意味でお尋ねをするわけであります。

○政府委員(松田正君) 基金の設立につきまして一番基本になりますのは、対象加入人の数字でございます。単独につきましては現在千人以上、こういうことで政令上決まっております。これもやはり千人でございます。それから総合組合のようなもの、同種同業のようなものが集まって総合的に基金を設立いたします場合には、これは指導基準といたしましては五千人というところで対象を決めておるようなわけでございます。

○高杉雄忠君 出資関係について、たとえば親会社と関連会社に対して三〇%以上あるとか、そういうものも要件の一つになっておりますか。

○政府委員(松田正君) 連合、総合設立の際に、私どもとしましては一応の指導の目安を考えておるわけでございます。基金は、個々の企業なり職域における個別のニーズに基づいて設立されるものであります。したがって、一つの企業が一つの基金をつくるというもので、非常に設立後の運営が円滑にいく、こういうことでございまして、けれども、総合のような場合には、同じ同種同業でございまして、それぞれ企業によりましては給与体系も違ひ、勤務条件も違ひ、労働条件も違ひ、こういうところで生活の一部を保障していくと、こういう仕組みでございますので、そういう場合においては、できるだけ財政的な意味も含めての安全度といえますが、現実性を確保する、こういうことで私どもも指導基準といたしまして五千人と、こういうことに決めておるわけでございまして、ただその場合、総合的な組合でございしても、その基礎にたてば健康保険組合が設立をされておりましたか、同じ企業グループ、たとえば持ち株を持っておりますような企業が集まっておりまして、そういったような横の連帯感が強固と認められるものにつきましてはこれを優先的に認めていこうと、こういうことでございまして。

○高杉雄忠君 いまのように要件がありますが、設立に当たっては被保険者の二分の一、また労働組合がある場合には、その労働組合の同意が必要とされているわけですね。で、ある程度労働間の話し合いで設立の機運が醸成されてくるかと思ひますけれども、そういう場合には、やはり先ほどのお話では一本化の方向へという御指導もいただいているようにあります。具体的なには、そういう情勢に対して厚生省としては指導をいたしますか、積極的にどういうような御指導をなされておりますか。それからまた、それを非常に私が感じるのは、PRがちょっと不足しているのではないかと、いうふうな感じがするんですけれども、そういうふうな点の啓蒙、啓蒙等々についてはどういうよ

うにいままでされてきたんですか、ちょっとお答えをいただきたいと思ひます。

○政府委員(松田正君) いま先生御質問の御趣旨は、主として中小企業を対象としたものであります。総合組合等について特に御意見だと思ひますが、現在私どもは、厚生年金基金につきましても、先ほども申し上げましたように、設立を見ましてからすでに十数年の年月を経ているわけでございまして、したがって、現在の今日的な意味におきまして、その機能なりあるいは役割なりというものをも一度見直すべき時期に来ているのではないかと、この点が私の基本的な考え方でございます。したがって、現在、中小企業が共同で設立いたしましたのは全基金のうちで二四、五%を占めているわけでございまして、しかも加入員にいたしまして四五、六%と、こういうような数字になっております。比較的普及を圖つてきたつもりでございます。ただ、個々の申請がございましたときには、やはり都道府県の保険課を通じてまじまじと地域の事情なり組合の実情なり、今後の財政的な運営の確実性、こういうものを主として指導をいたしておるわけでございまして、必ずしも的確な対策ができておつたというふうには考えておりませんが、ただ先ほど申し上げておきますように、もう一度厚生年金基金を基本的に見直す時期に当たつていふことも踏まえて、今後十分に検討してまいりたいと思ひます。

○高杉勉忠君 さらに念を押すためにお聞きするんですけれども、認可基準の点で、企業間に有機的連携は必要だ、こういうふうな思ひ方があるんですけれども、ちょっとこの点の説明不足があるんじゃないかと思ひます。それが一つ。

それから、私は企業間については、そういう意味じゃ設立企業間に運命共同体、こういうふうな要素が必要だからだ、というふうな思ひ方があるんですけれども、関連企業グループの設立については、設立のためにはできるだけ制約というものを

を少なくしていくことがより積極的な方向へ行くように私は思つてゐるんですけれども、ひとつ、そういう観点から、どういふふうなされてゐるか、あるいは確認の意味でお聞きをするわけですから。

○政府委員(松田正君) 基金につきましては、これは私から申し上げるまでもなく、複数の企業が一つの基金を設立する場合は特にそうでございまして、基金を設立する場合は、定年制、その他いろいろな意味での勤務条件、労働条件が違つたわけではございません。それで、やはり今後長期間にわたつて年金給付を続けてまいりますためには、これらの企業間における労使の間で、基金の設立ないしはその運営についての十分な合意が当然必要とされるわけでございまして、したがって、同種同業でありまして、企業が異なることによりまして、なかなか合意に達することがむづかしいという場合も当然あり得るわけであります。そういう意味で、連合を設立するような場合に当たつては、主力企業を中心として株式の持ち合い等の連関性、こういうものにひとつ着目をして、いかにどうにか、こういう点を一つの判断基準にいたしておるわけでございまして、したがって、こうした条件を私どもが考えておりますのは、あくまでも行政指導の範囲内でございまして、けれども、できるだけそれぞれの企業の自主性を尊重するという方向で、今後とも考えていく必要があるかと思ひますが、繰返しになりますけれども、現在、そういう基金の基本的なあり方について、研究会等を設けて鋭意検討いたしておられますので、そういう方向ともにもらみ合はせながら検討していくと、こういうことには考へたいと思つております。

○高杉勉忠君 そこで、まとめとして私は大臣からぜひお答えをいただきたいと思ひますけれども、いままで企業年金について幾つかの指摘をしてまいりました。大臣も御承知のように、わが国の民間企業というのは年功序列型の賃金とか、終

身雇用制の雇用形態、こういうものをもつてゐることは御承知だと思ひます。しかし、今日では、企業は経営政策の一環として、企業と分離あるいは独立、それから外注化等が行われまして、一方、定年延長に絡めて、中高年の労働者の関連企業への転出というものが増大しつつある現状なんです。しかし、年金面では、厚生年金採用企業から適格年金採用企業への移動というものはあるわけなんです。現実にはありますが、そうしますと、この年金間が、制度を異にするために、通算の措置というものが現状なんです。一定年度を超えて転属する場合、そういう中高年の方には、一時金での対処というものを余儀なくされてゐるのが現状なわけなんです。また、適格年金すら導入されていない企業ももちろんあるわけなんです。先ほど来の質疑でも明らかになりました、調整年金と適格退職年金との間には、年金としての効果のねらいという点では同様ですが、これは厚生省も法改正で企業年金を一本化という、こういう大変に方向性を出しておられるわけですから、そういう一本化に具体的に積極的に取り組む必要があると、こゝろ私は思つておりますが、その点について大臣の御所見を伺ひ、また、現在一本化についての隘路というものはどういふ点が考えられてゐるのか、どういふところにその隘路があるのか、こういうところもあわせてお聞きをしたいと思ひます。

○国務大臣(岡田直君) 御意見のとおり、高齢化社会を迎えてだんだん社会が変化してまいりますと、公的年金に加えて、企業年金の役割はますます増大をしてきておるわけでありまして、したがって、企業年金の制度そのものも検討しなればならぬと、特に、いまの通算の問題、格差の問題等は非常に問題でございます。財政の異同、受給資格の要件の認定というものがこの一本化の一つの困難な隘路になつてゐるわけでありまして、しかしながら、ただいま申し上げましたように、こゝから、この一本化については真剣に検討すべき必要がありまして、ただいま部内で検討会を設けて、こゝで具体的に検討してゐるところであります。御指摘のとおり、前向きで検討してまいりまして、こゝで思ひます。

○高杉勉忠君 企業年金については終わりました、まだ若干時間がありますから、午前の質疑で同僚の安恒委員から多年にわたつて指摘をされた。この際大臣から、今後の方向等もございまして、御決意等を承りたい、こういうふうな立場で確認の意味で御質問をいたします。

これは従来、本委員会が決議をしてまいりました点で、安恒委員が多年にわたつて指摘をされたことを私も拝聴いたしました、遺憾なことである、こういう立場でお聞きをするわけでありまして、昨年本院の社会労働委員会に、年金制度の改革に際して公的年金制度を通じて、各制度間の整合性、それから受給開始年齢と雇用との連動への配慮、こういうものも要望しているわけなんです。私は非常に遺憾に思つてゐる、それを無視したかのようには、雇用へ配慮することなく受給開始年齢をおくらせようとする動き、これは、残念だけれども、今回のこの本法改正について政府原案によつて私は明らかであつたと思ひます。衆議院で修正はされましたものの、雇用との連動について、大臣、どのような配慮を今後なさいますのか。あるいはまた、安恒委員がそれぞれ指摘をいたした決議の実行について大臣の御決意をひとつ伺ひたい、このように思ひます。

○国務大臣(岡田直君) 法律案の御審議をお願いし、審議終了、採決に当たつて附帯決議が付けられます。その附帯決議は、これは本文と同じように尊重し、それに向かつて努力すべきことは当然であります。残念ながら、実情はなかなか実行が行われていない、こういう点は深く反省をいたします。

ただいまの御指摘の問題についても、附帯決議の趣旨に従つて今後努力をいたします。

○高杉勉忠君 最後に、私はあと三分ありますので、こゝの国会会についてまとめとして大臣から特に伺ひ、質問を終わりたいと思ひます。

ども、この際、こどもの国協会の解散に対して、こどもの国の設立に際して、民間事業にするとその性格上安易な運営に流れやすいとして、政府は特殊法人としてこれを立法したわけですね。そういう設置の経緯や沿革を見ると、明確な理由が、また今回これを解散するということについてどうも私は納得がいかないわけでありまして、そういう納得させるような理由がないまま所管がえをすることは、私は賛成しかねるという立場であります。そういう立場で御質問をし、締めくくりにして申し上げたいと思っております。緑豊かな自然の中での児童の健全育成が目的であります。その目的が移管によって侵されるのでは困るわけでありまして、監督官庁としてどのように今後配慮していくのか。この際、そういう私も納得できるようなことについて、ひとつ締めくくりにして大臣から特にお答えをいただきたい。また、商業遊園的な運営に陥ることがないようにどう具体的に対処されていくのか、この点を確認し、さらに午前中の安恒委員の質疑を通じて、今日までの厚生省の答弁について遺憾な点がありました。今後そういうことのないように、厳正にやはり指導をしていくべきだと、こういうふうに思います。あわせてまして大臣からその方向についての御決意を承り、私の質問を終わりたいと思います。

○国務大臣(園田直君) 政府委員の答弁については先般おわびをしたとおりでありまして、今後十分注意をして、そのようなことがないように指導監督をしてまいります。

こどもの国でいろいろ問題はありますが、御指摘のとおり緑豊かな環境地域を子供のために設けるということ、これ一番こどもの国にとって大事なことであります。したがって、民営移管になりましたとしても十分厚生大臣はこの点に留意をし、かつまた積極的な各、各方面の御意見を承り、国庫補助等もいままでも変わりがないように十分補助に力を注ぎ、営利に走らざるよう、真に子供が自然に親しめるような本来の目的を逸脱しないように、これを是正するよう努力をしてまいります。

○小平芳平君 こどもの国協会については私たちが反対したわけでありまして、いま最後に述べられた点と、それから午前中に述べられておりました、行政改革の実際の効果を上げることが必要ではないか、ただ、割り当てられた数を、一つの省で一つとか二つとかあるは一割とか、そういうふうな減らすことによって割合だけ、面目だけ立てると。そうして、実際の国庫支出が減るわけでもないし、財政援助をしていたわけでもないし、そういうことで行政改革が大きな成果を上げたというふうなことはならないということの特に申し上げたいんですが、いかがですか。

○国務大臣(園田直君) 御意見をそのまま承る以外に方法はありません。

○小平芳平君 それから次に、年金の問題について、初めに厚生省当局に技術的な問題についてお尋ねします。

まず、海外に住所を有する者の年金の取り扱

い。年金の国際通算がなされておられません。また、多数の人たちが、私の調査では三カ月以上のいわゆる長期滞在者が十八万人、日本国籍を有する海外永住者が二十五万四千八百人というふうになっておりますが、これらの人々の中にはいろいろなケースがあるわけですね。海外に転勤を命ぜられて海外勤務をしている人たちが、あるいは海外の現地企業に出国で行かれる人たちが、あるいは国民年金の加入者で海外で働こうとして行かれる方、いろいろなケースがありますが、それらについて厚生省はどう考えておりますか。

○政府委員(松田正君) まず、厚生年金で申し上げますと、海外の事業所に勤務する方につきましては、厚生年金の適用はございません。また、国民年金につきましては、日本国内に住所を有することを要件としたしておりますので、海外にあられる方につきましては適用ができません。海外にあら

たしまして、まずその対象者をどうするかという

ことは、非常に基本的な問題であることは言う

までもないこととございます。したがって、海外に勤務する方あるいは海外にあられる方につ

いての厚生年金なり国民年金の適用という問題

は、最も基本的な問題であるかと思っております。

現在、そういうような適用の状況になってお

るわけでございますけれども、海外にあられる方

についての厚生年金保険法なりあるいは国民年金法

を外国の領域において適用できるかどうか、こ

ういう基本的な問題がございます。つまり、日本

の国内法が外国で円滑に適用されるかどうかと

これにつきましては、現在私どもは否定的に考

えておるわけでございます。基本的にはそういう

問題が一つございます。

なお、個々の適用の仕方の問題をいたしまして

は、たとえば資格を喪失をする、資格を取得す

る、こういったようなものをどのようにして確認

をするか。あるいは海外にあられる方の保険料の

徴収、これは自営業者のような場合は特にそう

でございますけれども、そういう者の保険料の徴

収をどういうようにするか。御承知のように、現

在国民年金では印紙徴収というのをたててま

いたしておりますので、そういうような問題がご

ざいまして、そういうような行政の仕組みから

くる複雑な技術的な問題があるかと思ひます。同

時に、そういったものの法的適用の限界の問題、こ

ういったような問題があるかと思ひます。た

だ、外国との関係におきましては、年金の通算制

度ということにつきましては、アメリカ等とも現

在実施を検討いたしておりますのでござい

ます。今後ともそういう方向は堅持をしてまい

りたいと、かように考えておるわけであり

ます。

○小平芳平君 厚生年金加入者あるいは共済年金

の方は、海外へ出張してもそのまま適用になる

わけでしょう。ですから、外国まで法令が適用

できるかどうかというようなことは、問題なくす

で適用しているんでしょ。

○政府委員(松田正君) 企業の場合で申し上げ

ますと、その企業に身分を所属をいたしまして、長

期出張というかどうかで本社を身分を持ってい

るような方につきましては適用をいたしております

す。

○小平芳平君 ですから、外国までもうすでに適

用しているわけでしょう。

○政府委員(松田正君) 外国にある方を適用して

いるという形態かどうか、その辺はなかなか限界

の問題でございますけれども、ただいま申し上げ

したのは、長期出張というかどうかで身分がそ

のまま引き続いて本社の身分になっておると、こ

ういう者についての適用の仕方を申し上げたわけ

でございます。

○小平芳平君 ですから、本社に身分があつて、

本人の住所は外国にあるんだけれども、だけれど

も厚生年金が適用されているんでしょ。

○政府委員(松田正君) ちょっと私の説明が不

十分かと思ひますけれども、海外出張者とか長期

滞在者というのは、国内の事業所に適用されて

いるという考え方をそのまま延長して適用してい

ると、こういう考え方でござい

ます。

○小平芳平君 そのとおりです。

それで、そのほか、とにかく昭和五十一年十月

の予算委員会ですから、ちょうど四年前ですが、そ

のときに厚生大臣は、検討しますと、三木総理大

臣がわざわざ、積極的に取り組まますと言ったん

だから、何かものと検討しているんでしょ。だ

から、そんなむずかしい、むずかしいということ

は四年前にさんさん聞いたんです。四年前にさ

んさん聞いたことを四年たつてまたむずかしい

むずかしいと言っているんで、その間どういう検

討をなさったのか、たとえば外国まで法令が適用

されるかどうか問題だというならば、厚生省以外

の他の省としかるべき検討をしたとか、あるいは

厚生省内部で国民年金の取り扱いはどういう検

討をなさったのか、そのことをお尋ねしている

んです。

○政府委員(松田正君) 厚生年金なりあるいは国

民年金などの、国内法の適用の国際法的な関係に

つきましては、先ほど申し上げた見解のとおり

でございます。ただ、私どもとしましては、こ

った海外にある者との関係におきましては、外国人との関係では二国間の問題、これを推進する方向で従来検討をいたしてまいったわけでございます。ただ、先ほど来申し上げておりますように、個々の日本人の適用の問題につきましては、そういう法律上の問題あるいは実際の手続上の問題がございまして、いろいろ研究はいたしてまいりましたけれども、なお適用の方向で決断をするというところまでには至っていないと、こういうことでございます。

○小平芳平君 もう一回申し上げますと、厚生年金あるいは共済の適用者が、その身分のまま外国へ行った場合は問題ないですね。ところが外国の現地企業に派遣、出向したような場合はすでに日本の年金は切れてしまいます。それが第一点、現地企業に派遣されたような場合。

それから第二点は、国民年金の強制加入者、これらの方は国民年金を打ち切っていないから現地の年金に入らなくちゃなりません、それが五年、十年で帰ってくる掛け捨てになっちゃいます。日本の国民年金も十年、十五年留守にしたら掛け捨てになっちゃいます。そういう国民年金の強制加入者の場合が第二点。

第三点は、任意加入、奥さん方が、被用者の妻が国民年金に任意加入している場合、この場合もたとえば外務省に勤務している人の奥さんならば、自分はずで何年か厚生年金とか国民年金を掛けてきていたけれども、外交官の妻になつたために十年か十五年か、とにかく半分は海外勤務をしなければならぬ、そういうふうになつたら老齢年金の資格がとれないじゃないかという心配がある。実際にとれない人も出るでしょう。そういう三つのケースについてお答え願いたい、どういふ検討をしたか。

○政府委員(松田正君) まず、厚生年金の適用関係につきましては先生お話しのとおりでございます。現状はそういうことでございます。したがって、外国人の場合も含めまして、現地で年金

制度等の適用がございまして、その分だけ掛け捨てになる、そのとおりでございますがこれらにつきましては、二国間協定を結ぶことによりましてそれぞれの保険料の徴収に基づく給付の調整、こういう方向で努力をしておりますところでございます。

国民年金につきましては、御承知のように国内に住所があるということを被保険者たる要件の基本にいたしております。この問題につきましては、確かに御指摘のように、海外に行っている間適用が打ち切られますので、最長四十年という長い期間を確保できないのではないかと。最低にいたしまして二十五年でございまして、そういう御指摘はまさにそのとおりでございますけれども、住所要件を外すかどうか、これは非常に基本的な問題でございまして、先ほど来申し上げておりますように、その方向づけにつきましてはまだ結論に到達をいたしていないというのが現状でございます。

それから被用者の妻のような場合、外交官の夫人の場合は一つの適用でございましてけれども、こういった方は任意適用で国民年金に入ることができるとしてございまして、こういった方が外に参りますとその分だけプランクになると。これも御指摘のとおりでございますが、最初の国民年金の強制適用の被保険者であります自営業者等につきましても、住所要件をいかにするか、こういうことにつきましては非常にむずかしい問題がございまして、いまだ結論に到達いたしていない状況でございます。それと同様な意味を持ちまして、任意適用の方につきましてもそういうような便宜措置がとれるかどうか、なお、研究を要すべき問題だというふうに考えております。

○小平芳平君 結局、四年間何の進歩もないですね。四年間何の進んだこともないですね。ただ検討しますとか、むずかしい問題ですと云うだけなんです。そうじゃなくて、この問題は何十万という人の年金権に関する問題です。最初に申しましたように、何十万の日本人の年金権に関することな

んだ、それをそういうふうにとただ検討、検討で済ましていいんですか、というふうに言いたいんですが、大臣いかがですか。大臣はぜひ外務省で外務大臣も長くおやりになったし、実際に外交官の方で奥さん方が外へ行くとなると、果たして自分は行かなくちゃならない、そうすれば一体年金が老齢年金に結びつくのかどうかという、いさそういう心配をされているんです、話し合っているんです、皆さんが。

○国務大臣(園田直君) 努力不十分を認めます。問題はあらかもわかりませんが、二国間協定あるいは法律の除外例を設ければ済むことでありますから、これは早急に検討をいたさせます。

○小平芳平君 それで、私はちょっと提案しますが、その前にもう一つお尋ねしますが、二国間協定で、いまお話し。二国間協定は日米あるいは日独の話し合いが進んでいるやに聞きましたし、あるいは日米は話し合いがついたと、じゃ係官を出張させるというふうなニュースがあったがいかがですか。

○政府委員(松田正君) 日米間の協定の取り扱いにつきましては、昨年の七月に厚生大臣との会談で技術的な討議をしようと、こういう合意に達しております。これを受けて昨年の十月、ワシントンで具体的な事務当局レベルの検討を行いました。引き続き現在仮のドラフトというふうなものも参っているという段階でございまして、この秋から具体的な日米間の折衝に入る予定にいたしておりますけれども、具体的な日程はまだ決まっております。

ドイツの方はかねて折衝いたしておったところでございますが、聞くところによりますと、ドイツの方で、国内法である程度の手当てをしたと、こういうふう聞いております。

○小平芳平君 国民年金の方は、これは日本国内だけの手続でこういうことはできるんじゃないかと思ひますが、その一つは代理者を定めて、つまり所得税の場合に、納税者が外国に移住するときは納税管理人を定めるといふふうになっており

ますが、留守中は代理者を定めて保険料を支払ってもらおう。それで二年なり三年なり外地の勤務を終えて日本へ戻ってきたら、また本人が払えばいいことであります。それが一つの考え方です。

第二は、帰国したときに本人の希望によって週及払いをする。ですから、週及払いする場合の保険料を幾ら取るかというふうなことがあるでしょうけれども、とにかくこれは厚生省が方針を決めればできることじゃないかと思ひます。

あるいは第三には、海外へ住所を移す場合には前納を認める。二年とか三年とかいう前納を認める。これも厚生省で決めればできることじゃないかと思ひます。

それから第四、これは一番わけないんですが、空期間として認める。現状では空期間さえも認めないんです。この期間は全く年金から断ち切られてしまふんですが、空期間として認める。こういうふうなことが考えられるんですね。いかがですか。

○政府委員(松田正君) いま御提案になりました四つの考え方、いずれも有意義な御提案かと思ひます。ただ、第一番目の代理人を選定するといふ問題につきましては、本人自身が国外にあるわけでございますので、そういうふうな絡みをどういふふうにかかるといふ問題があるかと思ひます。

それから保険料の前納、後納の問題でございまして、やはりあらかじめ保険料を納めて、つまり予期しないといふ場合は、将来の事故に対して備えるというたてまえをとっております以上、前納の場合はともかくといたしまして、後納するといふ方式を一般化するといふことについては、若干問題があるかと思ひます。

それから空期間として見るというふうな考え方でございますけれども、これにつきましては任意加入の場合の空期間、それから強制適用の場合の空期間、こういったものをどのように区画整理をしていくかという問題があるかと思ひます。いずれにいたしましても、いま大臣からお話が

ございましたように真剣にこれらの問題もあわせて検討をいたしたいと、かように考えております。

○小平芳平君　この四つの提案がそのまま通る、いますぐできるといふふうな考えではないわけですが、しかし大臣、とにかく何年か前の日本の国と現在とは違うわけですから、厚生年金保険ができたころの日本と、あるいは国民年金のできたころの日本と現状は変わってきているわけですから、こういう速い国際化時代に立ち向かっているわけですから、ぜひひとつ御努力をお願いしたいと思ひます。

○**國務大臣(國田直君)** 本人の意思によつてやめるとかあるいは打ち切るとかは別であります、制度の上で本人の意思に關係なく、掛けられた金が掛け捨てになるとか打ち切られるとか、これは大変なことでありまして、早急にそれに対する道を考えなきゃならぬと思います。

なお、いまおっしゃいました四の

なおいまおっしゃいました四つの問題は、いま承ったばかりですが、私の考えではいろいろ事務的な問題はあると思いますが、一番便利な方法じゃないか、しかも本人の意思が入っていると、こういうふうに考えますので、事務当局に早急にこれに対する検討を命じます。

○小平芳平君 この問題はこれで終わりますが、最後に大臣が言われたように、まことに本人の意思にかかわらず制度の欠陥、制度自体が年金から締め出しているわけですから、至急御検討いただきたい。至急に研究していただきたい。以上要望してこの問題を終わります。

次に、基礎年金構想ということについて、これは五十一年十月二十日に公明党が提案をした基礎年金構想というのがあります。それからちょうど一年おくれて五十二年十月十九日に社会保障制度審議会が建議した基礎年金構想というのがあります。それで両案を比べてみます場合に、大きく変わっている点もありますが、根本的に考え方が違うというわけではないですが、とにかく両案を比較した場合に、いずれもこういう点で共通していると思うんです。それは、現状の年金は非常にア

ンバランスがある。不公平がある。そこへ基本年金あるいは基礎年金が二階建てで入りますと、そういう不合理な点が總体的に減るであらう。あるいは年金に結びつかない多数の人がいる。多数といたつてだんだん減ってくるでしょうけれども、いまだに年金に結びついてない人がいる。そういう方が一人も漏れなくこの基礎年金に入るといふような点があるかと思いますが、こういう点についてどう思いますか。

○政府委員（松田正君） 現在の年金制度は八つほどの制度に分けておりまして、それぞれの立場で

年金制度の運営をやっているわけでございます。御指摘のように、現行のそれぞれの制度には不均衡あるいは格差、そういったものがあることも事実でございます。ただ現在の制度はそれぞれ歴史的な経過、歴史的な由来というものがございまして、いろいろな経過を経て今日の姿になっている

わけでございます。私どもといたしましては、現在の制度はそれぞれ整合性を保ちながらできるだけ不均衡のないそれぞれの制度に仕立てていくと、こういうことを現在の基本的な考え方にいたしているところでございます。いまお話のございました公明党あるいは社会保障制度審議会で発表

をされました基礎年金構想もほぼ基本的な考え方は同じかと思うわけでございますが、先ほど来申し上げておりますように、現在すでにそれぞれの制度は非常に多くの既得権者、受給権者を抱えておるわけでございます。したがって、こういうふうな方々に対して、現行制度からどのような

にして円滑な移行がなし得るのかどうか、また保険料その他それぞれの制度で異なっており、またそのを、経過的にどのように考えていくか、さらには全体の費用負担というものをどのように考えていくか、いろいろとむずかしい問題があらうかと思ひます。確かに基礎年金構想は、現在の年金制度に対する一つの対案として、独創的なものであるうかと考えますけれども、私どもとしましては、現在の制度間の格差解消等整合性を保つと、こういう方向で検討していくというのが現在の考え方

で、ついでに

○小平芳平君　今後検討していただければ結構な
んですが、この問題は一朝一夕にできるものでは
ないと思うんですが、既得権は、いま局長が説明
したようなすでに受給しておられる方は、あるいは
将来の受給権者はそのまま権利は発生するんで
すね。両案ともそういう考えです。いままでの制
度で言えばこれだけ支給されたであろうのに基本
年金ができたために受給できなくなるとか、減ら
すとかいう問題にはなっていないんですね、原則
的には。だから、これは二階建て年金というもの
を本格的に検討していただきたいというふうに思
います。

それから、先ほども出たのですが、任意加入ですね、被用者年金の加入者の奥さんの任意加入、この任意加入は、現在何％くらいの人が加入なさったか、あるいは将来どうなさるおつもりか、いかがですか。

○政府委員(松田正君) 現在被用者の奥さん方が任意加入しておりますおよそその率は約八〇％でございます。それで、現行制度で被用者の奥さん方に任意加入を認めているわけでございますけれども、やはりこういった問題につきましては、かねて議論がございましたような女性ないしは奥様方

の年金権といえますか。年金の主体性にどのようになり得るかというような問題との関連を十分に検討をいたさねばならないかと思うわけでございます。私どもが年金制度の基本的な問題を検討をお願いをいたしました年金制度基本構想懇談会、こういったような場におきましてもいろいろと議

論があつたところでございますが、なお検討課題として未解決のままでございます。そういうような関連を考慮しながら任意加入制度の改善を考えていくということになろうかと考えております。

○小平芳平君 實際上、八〇％と言えはほとんど加入していらつしやるわけで、強制加入と同じような結果が起きているんじゃないやありませんか。そうして、強制加入にした場合には余りにも自営業者あるいは零細企業の事業主、被用者、そういう方

うな異質なものが一つの年金のグループになってしまうような点、いかがですか。

○政府委員（松田正君） 本来、強制保険

す年金制度におきましては、任意加入という制度は余り好ましい制度でないことは事実でございます。ただ、現在国民年金にはそういう任意加入の道が講ぜられておりますので、この方向をどうするかは早急に検討をしなければならない問題かと思えます。この点につきましては、かねて国民年

金審議会有るいは婦人の年金ということで社会保険審議會等にもいろいろとお諮りをいたしまして御意見を賜つておるところでございますけれども、なお十分検討を要する問題ということで結論に至っていないというのが実情でございます。

○小平芳平君　だけれど、一方では厚生省は加入

を勧めているんですね。それで、任意加入は本来のたてまえに反するみたいなこともおっしゃるんですね。いかがですか。

○政府委員(松田正君) 国民年金制度の中の任意加入の位置づけということにつきましては、なかなかむずかしい問題がございます。これを直ち

にカバー率が八〇%ということで強制加入に踏み切る程度のもものになっておるのかどうかということも、また先ほど来申し上げておりますように、奥さん方の年金権、こういった問題との兼ね合わせを、やっぱり十分に検討していかなければならないかと思うわけでございます。したがいまし

て、同じ答弁の繰り返しになるうかと思ひますけれども、その辺の基本問題とあわせて今後とも検討をしてまいると、こういうことでござひます。

○小平芳平君　これは、いまここで結論が出る問題じゃないと思つてゐますが、厚生大臣はこの任意加入についてどう考えていらつしやいますか。

○國務大臣(園田直君)　まず、先ほど言われた基礎年金について、非常に有力な御提案で、公明党の提案もよく私了承しておるので一言だけ申し上げたいと存じます。

世界に例のない高齢化社会を迎えるに当たつて、所得保障の中核となる年金制度は、国民が非

常に期待しているところであります。その際、御提案のありました基本年金、基礎年金は有力な一つの提案だろうと考えております。ただ、問題は受給者が多い、負担の問題等いろいろ問題がありますので、だからできないというのではなくて、そういう問題を処理しながら、円滑に移行していくのはどうすればいいか、こういうことはわれわれが研究しなければならぬ問題であると存じます。いずれにいたしましても、御意見を承りながら整合性のとれた計画性のある年金制度の改革を図らなければならぬと考えております。

なお、ただいま言われました任意加入の年金の問題であります。これはいまのやりとりにもありますとおり、十分御意見を承って検討していかねければならぬ課題であると承っております。

○小平芳平君 次の問題は、老年者年金特別控除があります。新聞報道では、一部でしょうが、控除額を引き下げて年金課税を強化するというふうなことが報道されておりましたが、厚生省当局としてはむしろ逆であって、五十六年度予算に臨む態度としては特別控除制度は引き上げるといふふうな御意見だと思いますが、いかがですか。

○政府委員(松田正君) いま先生お話しがございました、一部新聞で報道されたことは私も承知をいたしております。ただ、私どももいたしましては、御指摘のございましたように、老齢年金というものが老後の生活保障の中核である、こういう認識を持っておりまして、老年者の特別控除を含めましたそういったような税制全体につきましても、厚生年金の受給者に十分配慮をした考え方で今後関係当局と十分に協議をしてまいりたい、かように考えておるわけでございます。

○小平芳平君 五十年以来七十八万円に据え置かれておりますね。こういう点についていかがですか。

○政府委員(松田正君) 御指摘のように、五十年に老年者年金特別控除が六十万円から七十八万円になったまま現在まで推移をいたしております。確かに御指摘のとおりでございます、この点も

十分留意して今後財政当局とも協議を進めてまいりたい、かように考えております。

○小平芳平君 次に、社会保障の長期計画で「昭和五十年代前期経済計画」これには「長期的目標の達成を目指すため、社会保障長期計画を早期に策定する」というふうになっております。ですから、今回のこの改正で保険料率の改定に当たっていろいろな論議があったのですが、何にしても、まず長期計画がはっきりしないことには論議のしようがないじゃないか。いかがですか。

○国務大臣(園田直君) 御指摘のとおりでありまして、急激なる人口構造の変化、社会情勢の急変、この際に社会福祉の問題が国民の合意を得、協力を得ることは、その機能を発揮するためにきわめて必要であります。そういう意味において、長期の展望を具体的に立てることは非常に大事な、しかも急ぐ問題であると考えておりますので、関係各審議会の御意見を承りつつ長期の展望を出すより、具体的にいま検討しているところでございます。

○小平芳平君 それで、厚生省当局は、保険料改定と関連して長期計画をどう考えていますか。

○政府委員(松田正君) 厚生省のいろいろな行政におきまして長期計画、これは非常に重要な問題でございます。ただいま大臣から御答弁があったとおりでございます。その中で、年金がどういう位置づけを受けるか。これは非常に重要な要素でございます。現在、このところ、今回の法案が成立をいたしました、いろいろな財政的な要件、今後の雇用条件、そういったものを見ながら長期的な計画に取り組んでまいりたい、かように考えております。

○小平芳平君 雇用情勢ですが、午前中も出ておりましたが、雇用との、つまり率直に言って、年金支給開始年齢とそれから、定年とは限りませんが、とにかく職場を引退するとき、そのときが年金に結びつく、支給開始に結びつくということをみんな期待しているんですね。現在、年金保険料払っている人は全部が、自分が年をとる、働けな

くなる、定年延長、再雇用その他、何としてもここで職場から引退しなければならぬという段階では、年金が支給されるもの、生活が保障されるものというふうに着目して保険料払っているわけでしょう。ですから、五十五歳定年で六十歳から年金が支給されるというふうな不合理なことが起きないよう、六十歳が定年で六十五歳が年金支給開始というふうな不合理が起きないように、これは申し上げるまでもないことなんですけれども、将来の生活保障が期待されるから保険料を払うのであって、また保険料を払っているというところはそれを期待するのであって、理由はいろいろあるでしょうけれども、それを裏切ってはならないと。いかがですか。

○政府委員(松田正君) いま先生お話しのことごとともでございます。人生の大半を勤労に費やしまして、老後生活に入るときに、なおかつ生活の不安定が付きまとうということは、これからの社会ではあってはならないことかと思っております。

〔委員長退席、理事高杉勉忠君着席〕
ただ、年金制度におきましては、老後の生活の中核ではありますけれども、すべてすみずみまで賄うというところまで行くには、なお道のりが遠いという現状かと思っております。

ただ、御指摘の支給開始年齢の問題につきましても、これは単に年金の財政上の計算上というだけではなく、いろいろなことではないかと思っております。つまり、異常な速度と異常な量で高齢化社会を迎える、先進諸国にも例を見ない高齢化社会を迎える日本といたしましては、ピークに達しますと、約二割近くの方がいわゆる老齢化の人口になるわけでございます。厚生年金で申し上げますと、現在八、九人でOBの費用負担をいたしておりますのが、二、三十年後はわずか三人でOBを養うと、こういうような結果も予想されております。かえて加えて、就業構造の変化、そういったような基本的な社会構造の変化ということを控えておられます日本といたしましては、この支給開始の年

齢の問題は、財政の安定という見地からのみならず、社会全体の問題として真剣に取り組んでいかねければならない問題ではないかというふうに認識をいたしているところでございます。

○国務大臣(園田直君) ちょっといまの答弁は、少し感じがちょっとおかしいと思っております。急速に高齢化する、したがって、やむを得ずすき間があるんだと、こういうことではなくて、急速に高齢化するからこそ、年金制度と雇用政策の間に、連携は綿密であって生き間が全然ないようにするのが、厚生大臣以下厚生省の努力目標であると承っております。今後労働省とも十分連絡をとって、このすき間がだんだん縮まるように、そして密接に連絡するようにわれわれは努力したいと考えております。

○小平芳平君 最後に、これも過去の委員会です。いぶん問題提起をしたんですが、年金福祉事業団の大規模年金保養基地について、結果としてこの前の委員会では、年金局長は拙速を避けて十分に検討するんだというふうなことを言っていたんですが、拙速とは何事かと。

〔理事高杉勉忠君退席、委員長着席〕
すでにもう三百八十億、とにかく資金を投下して、その支払いの利息だけで大変じゃないか、ましてや事業を開始したところで、大規模保養基地ができ上がったところでそれはどプラスになるかどうか、つまり黒字が出るかどうかかわからない。

立地条件から考えて、とてもそういう大規模基地が経営できないのじゃないかというふうな観測もあるわけですね。とにかく列島改造計画に乗って役人が土地を買っていったのが失敗のもとだった、大きな荷物抱えていったのもさういふことになったと、そういうふうな実情にあると思うんです。

それで、その後の新聞報道で見ますと、大分厚生省が計画を縮小するとか再検討とか、当時は再検討するというふうな答えていたんですが、何か縮小するよう計画になったんですか。

○政府委員(松田正君) 一部新聞等で報道されておりましたことは承知をいたしております。大規模年金保養基地の設置、運営につきましては、基本的な考え方を改変をしたということではございませんで、現在候補の予定になっております十一の地域につきまして、一律に機械的に従来の方針を踏襲して設置、運営すべしということではなくて、その後におきます地域の立地条件、交通事情、入り込み需要、こういったような地域の実情に応じた建設計画を立てていくという道を開くということでございます。基本的には従来の方針は変わりはないわけでございますけれども、たとえば地方公共団体等も積極的に協力をしていくというような地域につきましてはその協力を求める、また運営等につきましても、地域の実情に合った運営ができるように、積極的なその方法を開いていこうと、こういうことでござい

ます。

○小平芳平君 そういうことでいいんだらうと思

います。とにかかり子だけでも大変でしょう。それで、年金の財政というものは貴重な資金ですから、そのとうと年金の資金を、その土地を買

い占めた支払利息と管理するだけで大変にお金がかかるといううなことは決していいとは思えないですね。よい政策とは思えないです。あの大規模保養基地を策定した当時と社会情勢も変わっているのですから、それに対して厚生省の計画も変わって当然なんですね。また初めから二百億かけてつくると決まっていた以上は、何でも二百億かけて何かつくらなくちゃいけないというふうに決まっているわけでもないですね。大臣、いかがですか。

○国務大臣(園田直君) いま局長からお答えしましたとおりでありまして、候補地その他の変更はいたしておりますが、社会情勢の大幅な変化を踏まえて、立地条件その他を調査しておりますが、いま御意見にありましたとおり、私も地元自治体の協力、参加を得て、いまのような金利その他の問題がなるべく小さく済むように、各地

元からの要望もきわめてしきりでござい

ます。から、そういう意味で早く仕事にかかりたい、こう考えております。

○田中正巳君 私は主として、厚生年金保険法等の一部を改正する法律案について短い時間ですが若干の質疑を行いたいと思

います。

第一に、いま小平委員から質疑がございましたが、この法案の中身は、加給年金額の調整、厚生年金について、あるいは寡婦加算の調整、あるいは国民年金についても、いろいろと母子年金及び準母子年金の問題ですとか、老齢年金の調整、一連の規定がありますが、どうも先般大臣から承った趣旨説明には一言もこのことが触れておられないわけであり

ます。大変細かい点だから省略をなさったのかとも思いますが、こうした社会保障の問題というのは、大きな問題もさることながら、小さい問題についても当事者としては相当な関心事でござい

ますので、したがってこれに触れなかつたという点については、一体どういう理由なのかよくわかりませんけれども、今後ひとつ、こういう点については十分留意を願いたいというふうに思

います。少なくとも本院に対して親切な趣旨説明だったとは思われぬわけでござい

ますが、この点いかがでござい

ますか。

○政府委員(松田正君) いま田中先生御指摘の点につきま

しては、まさにそのとおりでござい

ます。ましては、私もそのとおりでござい

ます。ましては、私もそのとおりでござい

ます。ましては、私もそのとおりでござい

ます。ましては、私もそのとおりでござい

ます。ましては、私もそのとおりでござい

ます。ましては、私もそのとおりでござい

ます。ましては、私もそのとおりでござい

ます。

○田中正巳君 そうなりますと、一体われわれがいまお預かりしている法律で、この六十五歳支給と六十歳支給になったときの一律平準保険料はどのぐらいの差が出てくるものですか。

○政府委員(松田正君) 六十歳支給の場合は平準保険料率が二〇・四、千分の二百四でござい

ます。六十五歳の場合は一七・八、千分の百七十八でござい

ます。

○田中正巳君 このぐらい委員各位お聞きのとおり、もうすで

にかなりの数値計算の基礎が狂った上にわれわれはこれを審議しなきゃならぬというところにきて

いるわけであります。まあ悪い言葉で言えばこれはできそ

な法律だというふうには実は認識をして

いるわけであります。それから、われわれも政治的背景がありますから、何とかひとつ日も早く成立をさせなきゃならぬもの

た点について政府のお考えはいかがですか。

○政府委員(松田正君) 御指摘の点はまさにそのとおりかと思ひます。私どもは修正積立方式ということで財政の再計算の時期に少しづつ料率を積み増しをしていくということは、財政的な安定を図ると同時に、後代と現在その利益を享受している方々という二世代間の不均衡ができるだけ少なくするように、財政再計算の時期にそれぞれ積み増しをいたしておるわけでございます。御指摘の点はまさにそのとおりかと思ひます。

○田中正巳君 まあこれは私も国会議員ですから知らぬわけじゃございません。いわゆる前国会における四党合意といったようなものが今日まで尾を引いて、このような修正が衆議院で行われたというふうに私は理解をしております。そもそもこうした政策問題を国会対策の見地からいろいろと定めるところと自体が、私は国会運営としては恐ろしく邪道だというふうに思うわけですが、現実にはやってしまったものですから、これは仕方がないと思ひますが、これはひとつわれわれ社会労働委員会に所属する者などは、こうした点については十分ひとつつ留意をいたし、いやくも国会対策の見地からこうした専門委員会の意思を無視して、政策がひん曲がることのないようにお互いに留意をしなければならぬものだということに思ひます。まあできたことは仕方がございませんが、こうした問題については、今後われわれは大いに注意をしなければならぬと思ひます。

ところで、この千分の三の保険料率が引き下がったという背景には、仄聞するところこれと同じ扱いになっていた健康保険法の弾力条項との絡み合いがあったというふうに一部から聞くのですが、この点については政府側にお聞きするものいかがかと思ひますが、何ぞお聞きしたことがあったならば、ひとつお漏らしを願ひたいと思ひます。

○政府委員(松田正君) 前通常国会におきまして国対委員長会談の結果、四党合意がなされたとい

うことは私どもも承知をいたしております。また健康保険法の料率を千分の九十一に引き上げるということで負担を軽減するという意味合いもあつて、そういう話し合いが行われたということも仄聞をいたしておるわけでございますが、その内容については定かではございません。

○田中正巳君 まあ政府側にお聞きする者あつて、この点についてはひとつ……(こゝで発言するの筋違ひです)と発言する者あり。いや、そうではございません。やはり「不規則発言に答えるのをおかしいのですが、やはりわれわれとしてはこうしたことについてのいきさつというものの、伏線というものは否定すべくもないことではございません。したがってあえてこれについてはやはり触れざるを得まいと思ひますが、まあこれについては省略をいたしますが、いづれにしてもこうした保険数理をわきまえないような修正が行われたという結果が、これをリカバリーするの大変な努力が必要になるんじゃないかと私は思ひますが、一体政府はこうした状況を踏まえて、今後とも年金財政の健全化を図っていく自信がございしますかどうか、その点をお漏らしを願ひたい。

○政府委員(松田正君) ただいま田中先生御指摘のように、当初提案をいたしました千分の百九、これにつきましても将来の財政見直しは必ずしも安定的にいづく保証がなかったわけでございます。やはり次の財政再計算の時期には重ねてその辺の再検討を迫られると、こういうことでございしました。なおかつ千分の三修正を受けたわけでございします。で、長期的に見ますとその財政的な影響は相当大きいものがあるかと思ひます。したがって、私どもとしましては、まだ法案審議中でございします。で、今後の見通しをここで明らかにするということもいかがかと思ひますけれども、今後社会経済情勢等の変動を見つ、またいろいろな諸条件を考慮しつつ、財政的な安定につきましては適切に対処をしてみたい、かように考へておるところでございます。

第七部 社会労働委員会会議録第三号 昭和五十五年十月二十八日【参議院】

○田中正巳君 これで私も質疑をやめますが、要するに私どもとしては、こうした長期計算に基づく年金等につきましても、当面の負担の軽減のみを考へて、長期的な視野をわれわれは忘れてはいけないうことを私は言ひたいわけであり。なるほど、いま提出をする国民には軽い負担を与えて一時的には喜ばれるかも知れませんが、それは年金財政を破綻をさせ、後代に重い負担を残し、それをリカバリーするためには大変な努力が必要になってくることですから、まじめに考へて、われわれはこうした年金等の法律の扱いについては、長期的視野に立つて物事を考へていかなければならぬものというふうに私は思ひます。御所見を承つて私の質問を終わります。

○国務大臣(園田直君) いろいろ御注意があらうやうであります。年金の修正については、政党政治でありまして、共産党を除く四党で合意をされた線でありまして、これは各党の社会労働委員会の方々も御承知のことだと私は理解しております。けであります。なおまた、その修正については私が独断で了承したわけではありせんし、財政当局ともよく相談をしてやったことであります。しかし、御心配の点は十分今後注意をして検討してみたいと存じます。

○香取タケ子君 一九八〇年代の日本というのは、六十歳以上の老人が二千万近くになるという予想がなされております。かつて経験をしたことのない多くの困難を抱えた高齢化社会の時代を迎えようとしているのは御承知のとおりでございます。それだけにまた、政府及び政治の責任というのはいさめて重大であると思ひます。老後保障の根本的な確立を行うためには医療、年金、社会福祉、住宅、仕事などの分野、これが総合的な計画というのが何よりも必要とされているわけでございます。

で、全体的にお伺いをすると、時間的な余裕があらうので、大臣にまず最初に、いまま御見解が出ていたようでございますけれども、厚生省は当初六十五歳支給で厚生年金改正案をお考へになっておられた。ところが、世論の厳しい反対に出会つて大平内閣は、選挙対策もあつてこれをまずいと判断をなさつて、附則においてその足がかりを残そうとされた。もう一つの反対の多かったのは、四十歳未満のいわゆる子供のない妻、子なし妻には遺族年金を支給しないという規定、これらについては厳しい国民的な批判が集中をいたしました。大臣、これらのことについての国会修正をどのように受けとめておられるのか。私は国民の意見を中心として厳密に受けとめていただかなければならぬと思ひます。すけれども、最初、大臣のこの問題についての御見解をお伺いをしておきたいと思ひます。

○国務大臣(園田直君) 修正の部分については長期の財政上の問題から懸念をしたところであります。が、国会で修正された以上は至上命令でありますから、これを守つて忠実にこれを実行していくつもりでございます。

○香取タケ子君 ところがね、私は厚生大臣の問題の受けとめ方がどうなのかということがきわめて大切だと思ひます。これは、一方参議院ではきょう審議に初めて入つたわけでございしますが、すでに報道によりますと、十月の十八日のこれは新聞等では、年金収支は二、三年先には見直しと、料率のアップ、六十五歳支給、こういうことが報道をされているわけ。で、私はこの態度というのはいさめて問題だと思ひます。国会でも、衆議院は十六日に通過をしたかもしれませんが、参議院ではまだ審議にも入っていないという中で、いま議決をされようとしている、あるいはこれから審議をして議決をされようとして、特に大蔵当局は来年度の五十七年度予算編成で修正によつて圧縮された保険料率の〇・三プロをとり戻すために引き上げると、支給開始年齢を現行六十歳から六十五歳に引き上げると、てなことをもうぬけぬけと言つておられるんですけれども、この態度はきわめて問題だと思ひます。国会監視

もはなはだしじやないですか。厚生省もこの立場ですか。そんなことだったら、これは何のために審議しているのかわからぬのですよ。衆議院通ったらずにあればあかぬのやと、もう五十七年度の予算編成のときはあれもう変えるんやと。参議院まだ審議にも入っていないんですよ。何という態度ですか、これは。

○国務大臣(園田直君) ただいまのおしかりは同じ政府でありますから承りますけれども、本当は大蔵省の方におしかりをしていただくべき筋合いのものであつて、私はむしろそのおしかりを期待する側であることを御理解を願いたい。

○香脱タケ子君 もちろん怒っているのは厚生省に怒つてないので、大蔵当局のやり方というのは国会監視もはなはだしと私は思うんですよ。だから厚生大臣も大蔵省と同じ立場ですかということをお聞きをしておきたい。というのは、なぜこのことを特に申し上げておかなければならないかという、すでにたびたびいろんな角度で論議をされておりますように、労働省の高齢者の就労対策については、六十年代に六十歳定年を一般化すると言っているんですよ、六十年代ですよ。その後は、研究会でさらにばつばつ研究すると、こういうことなんですよ。そういうことがいろいろ勘案されて国会修正がやられてきているというふうに私は理解している。国民の厳しい要求、批判の中でそういうふうになつてきているわけですから、にもかかわらず、来年の予算編成のときにはなど、しかも参議院でまだ審議にも入っていないというときにそういうことをぬけぬけと言ふなどというのでは私も了承しかねるんですが、この点については所管の厚生大臣も同じ立場、大蔵と同じなのか、厚生大臣は違ふのか、その辺ははっきりしておいていただきたい。

○国務大臣(園田直君) 厚生大臣は違います。ぬけぬけと言つてゐるなど、私も思います。

○香脱タケ子君 お言葉を信頼いたしておきます。次に、ちよつと余り時間たくさん取れませんか

ら、いろいろと論議が出てゐる問題ですが、確かめておきたいと思ふ点を二、三点お願いをしたいと思つてゐます。

その一つは遺族年金です。遺族年金の引き上げについては、従来から実に各方面からの強い要望が出されてまいりました。社会保障制度審議会でも、遺族年金の改善は本来、給付率の引き上げによつて対処するべきものだというのが述べられておりましたし、私も婦人議員の超党派婦人議員懇談会でもこの数年米総理にもたびたび御要望申し上げてまいりましたのは、遺族年金は少なくとも七割以上にしてもらいたいというのが、これは自民党の先生方も含めての一致した御要求でございます。今回なぜ給付率を上げなかつたのかというの、やっぱり制度審の指摘でもありませんし、国民的な要求も率として上げるべきだという点の強い要望の中で、なぜ給付率を上げなかつたか、簡潔にお伺いをしたい。

○政府委員(松田正君) 定率給付にするかどうかについては、基本的な問題あることは午前中からの審議の過程でもいろいろ議論になつたところでございます。今回、大幅に遺族年金の加算を上げましたのは、一つは低い報酬で働いておられた方の御遺族につきましまして、定額加算が非常に手厚く行き渡るという利点がございまして、もう一つは、妻の任意加入の制度その他そういったような基本的な制度の改正がどのようになつていくかというところにつきまして、まだ結論を得てない段階でございまして、そういったような制度改正の基本的な問題との関連を考慮いたしまして、できる限りの基本的な改正に支障のない形をとる方が当面は適当ではないかと、こういう判断をいたしましたわけでございます。

○香脱タケ子君 で、加給金をふやすことが悪いとは言わぬのです。悪いとは言わぬんだけれども、率をふやすというよりは基本のところをきちんと確立をして、加給金も増加をされる、拡大をされるということが望ましいと思ふわけでございます。特に、私は、遺族年金というのは水準はま

だまだ引き上げる必要があると思ふんですね、金額的に申し上げて。で、五十四年の十二月末の給付で言いますと、平均いたしまして四万四千六百四十二円ですね、五万円以下。遺族年金受給者の中の五万円以下というのは八四%です。全く最低保障額程度なんですね。だから、こういう点ではもっと引き上げるべきではないかと思ひますが、いかがですか。

○政府委員(松田正君) 寡婦についての最低保障額の問題かと思ひますが、今回、二子を有する寡婦につきましては五万八千八百三十三円から六万九千三百円、六十歳以上の高齢寡婦につきましては四万三千八百三十三円から五万一千八百円というふうに改善を見たところでございます。

なお、いろいろな点については今後とも続けて研究をしてまいりたいと、かように考えております。

○香脱タケ子君 それで、この寡婦加算額を引き上げたのですけれども、これもやはり問題なので重ねて指摘をしておきたいと思ひますのは、加算額はスライドしないでしょう、ここにやっぱり問題があると思ふんですね。で、次の再計算期まで加算額を変えないということになれば、当然基

本年金の方はスライドをされていく、加算額は据え置きをされるということになるわけですから、実質的な価値の低下になるというの、もう申し上げるまでもありません。そこで私は、どうしてもスライドを適用するのが当然だと思ひますけれども、スライドを適用しないんだというんなら物価上昇に見合つて毎年、あるいは毎年が無理なら再計算期まで五年間じつと据え置きではなくて、適宜せめて二年に一遍ぐらゐは改善をするというような措置をお考えになれるかどうか、その点を私はお聞きをしておきたいと思ふんですね。

○政府委員(松田正君) 寡婦加算のスライド制の問題につきましては、当委員会におきましても、最前から御議論のあるところでございます。現行はスライドいたしております。したがういまして、基本年金額はふえればその分だけ目減りをして割合が低くなるではないか、これはもう当然のことかと思ひます。ただ、申し上げておりますように、寡婦の加算につきましては、妻の年金権その他、そういったような問題とも絡み合わせて検討する必要があるということから定額制に踏み切つておるわけでございます。スライドがでないのであれば、毎年でもいから改正すべきではないかという御意見は、貴重な御意見として承つておきたいと思ひます。

○香脱タケ子君 いや、承つておくんではなしに、五年間加算額を据え置きにしておくんではなく、せめて五年の間に二回なり三回なり、適宜手直しをするという改善をしたらどうかと思ふんですよ。そういうことをおやりになるお気持ちはないかどうか聞いてゐる。

○政府委員(松田正君) 御意見の点につきましては、十分研究をしてみたいと思ひます。

○香脱タケ子君 これは金額的に最初に申し上げたように、全体として金額は低いわけですから、だから、せめてそのくらいのことはお考えになつていただく必要があるんじゃないかということ、特に申し上げてゐるわけでございます。ぜひ御検討いただいて、実現のできるようにしていただきたいと思ひます。

次に、障害年金の改善、特に障害福祉年金の問題についてお伺いをしておきたいと思ひます。

厚生省の障害年金というのは、労働能力の完全な喪失、あるいはかなり大幅な喪失の喪失者に支給をされるものですが、それで五十四年の十二月末に見ますと、障害年金の受給者の月額六万円以下という方が約六〇%、月額ね。これでは従来どおりの、従前生活の水準を維持するということとはできないというの、当然でございます。この点はお認めになりますか。

○政府委員(松田正君) そういう額で生活ができるかという御質問でございますけれども、年金は、完全なかつこうですべてを保障するということ、現在の年金制度の成熟度その他から申しますと行つてないという事実がございます。そ

ういう意味では、不十分な点があるかと思ひます。

○奮脱タケ子君 労働能力を喪失した場合に、その生活保障というのは当然年金が頼りになるわけでごさいますから、その場合に、これは去年の十二月の末の統計なんですね。これはあなたの方からの伺った統計なんですよ。六万円以下が六〇%、これは従前生活を保障するということができないのはだれが見ても明らかです。私はこの点が低いので大変だと思ひますと同時に、改善を必要とすると思ひますと同時に、その低い障害年金と比べても格段に低いのが障害福祉年金、この平均的な支給額、年金額を比べてみますと、拠出制の障害年金ですね、この障害年金といえは一級から三級までありますから、ランクがそれぞれ違ひますけれども、しかしこの障害年金の支給額の平均を見ますと、これは五十四年の十二月末ですから、去年の末の統計では年額七十三万円ですね。で、障害福祉年金の方は一級から二級までですが、同じ昨年十二月末で三十三万五千円ですね、年額。半分以下なんです。格段に低い。厚生省はこういう格差というのを、全体として低いという問題もありますけれども、この障害年金と障害福祉年金の半分以下という大きな格差についてどのように見ておられるのか、お考えをお聞かせたい。

○政府委員(松田正君) 障害福祉年金、それから障害年金との格差の問題につきましては、現在の国民年金制度というものが、保険料拠出というこの社会保険形式をとっておりまして関係上、拠出される方と拠出されない方との相違がある程度あることはやむを得ないというふうに私もは考へております。

ただ、午前中にも御議論ございましたように、同じ障害でありながら、片や手厚く片や相対的に薄いということは問題があるのではないかと御指摘については、十分に理解ができるところでございます。こういった問題につきましては、すべて年金制度の中で一から十まで解決するという

ことは非常に困難であらうかと思ひますけれども、なお、これらにつきましてもよく検討してまいりたいと思ひております。

○奮脱タケ子君 大臣、この問題は朝からも議論の対象になっておるところでございますが、非常に大事な点だと思ひます。

で、ことしの五月十五日の三十三回全国盲人福祉大会では決議をやっておられます。その決議によりますと、もう御承知だと思ひますけれども、「障害福祉年金を拠出制同等とし、超重度及び老令者加算又は併給を要する」という御要望だとか、あるいは「障害福祉年金を障害保障とし、給付金を拠出制と同等に引き上げ、所得制限を撤廃されたい。」等、あるいはこういうのもありますね「障害福祉年金を所得保障から障害保障方式に改正」をしてほしいというふうな御要望などが出ております。これは社会福祉法人日本盲人会連合から出されておられる陳情書ですけども、私一緒に並べて読みましたけれども、こういう要求に対してどうしたるかというの私は、今日の時代に厚生省の基本理念をどう持つかということにかかわらうと思ひますが、その点についてどうですか。

○政府委員(松田正君) 先ほども申し上げましたように、同じ障害の方につきましてもいろいろその生活保障上の差別があるということは、私たちも十分認識はいたしておるわけでございます。

年金制度について申し上げますと、厚生年金にいたしましては、障害年金、それから老齢年金、いずれも同じ体系の中で実は年金制度でございましておるわけでございまして。そういう意味で、確かに障害の場合には障害による所得能力の喪失あるいは減少、老齢年金の場合には老齢という現象による所得能力の減少あるいは喪失と、こういったことに同じ制度の中でそれぞれ対応しておるという仕組みになっておるわけでございまして、老齢年金等とのバランスを考慮しながら、障害年金につきましても現在給付水準が定められておるというのが現状でございます。そういう意味で、年

金制度の中ですべてを解決していくということにつきましては、いろいろむずかしい問題があるかと思ひますが、同一の障害につきましても同じような処遇がされたいという御趣意は十分理解ができるわけでございまして。総合的に考えるべきものかというふうに考へております。

なお、午前中もちょっと触れましたけれども、たとえば障害の年金制度を一元化していくというのの一つの考え方であらうかと思ひます。これにつきましても、いろいろ検討すべきことがたくさんございまして、総論的な見地から障害という問題をとらえていく、こういうことにこれから留意をしていく必要があるかというふうに考へております。

○奮脱タケ子君 私は厚生省のこの障害保障という理念に対する態度というのが、基本的に問われている問題であらうと思ひます。この障害者年当に当たりまして障害者の権利宣言を見ましても、こういうふうにかかれておられます。「障害者は、経済的社会的保障を受け、相当の生活水準を保つ権利を有する。」というふうな記載もございまして、また、国際障害者年の行動計画の中に「障害者が社会から孤立したり、隔離されたりする事態を生み出すことなく、その生活する社会の必要な地位にとどまり、任じたりするよう援助し、励ますために、諸事業や給付金について再評価すること。」というのが行動計画にも明記されておる。これはね。そういう点から見ますと、これは従来の政府のお考えから出ている施策というのでは、こういう制度になっておるのやむを得ませんという考え方になります。何と申すんですか、乏貧の発想というんですか、そういう発想になるんですか、いま申し上げたように、国際的な方向というのは障害保障の思想に立って対処するべきだという点が明らかにされてきておるわけですが、障害者年当に当たってこれからの理念というものを、わが国の厚生省でも明確に確立をしていくことがきわめて大事な時点になつておるのではないかと思ひます。

が、その点大臣いかがでしょう。

○國務大臣(岡田直君) 障害者に対する障害保障の理念は、これは当然のことであつて、厚生省としてもその理念に向かつてこれを実現すべく努力すべきであると思ひます。

○奮脱タケ子君 そういたしますと、厚生省は障害福祉年金の水準を拠出制の障害年金の水準に一律には一緒にできないといひましたけれども、接近をさせていくと、さしていきなさいという立場で対処なさるかどうか、その辺はちょっと明確にしたいだきたいんです。特に、障害者年を迎えるに当たつていろいろな施策の問題はございまして、けれども、これも重要な問題点の一つでございまして、その点の御決意を明らかにしておいていただきたいと思います。

○國務大臣(岡田直君) 格差を縮め及び所得控除についても本人、扶養者義務ともこれは逐次緩和していくべきであると思ひます。

○奮脱タケ子君 その格差を縮めていくということの御決意のようでございますので、ちょっと所得制限のところに触れられたような御回答でしたけれども、ちょっと念のために聞きましておきたいのは、大臣、所得制限ですけれども、鈴木内閣は社会保障に対する所得制限を強化するという方向をすでに打ち出しておられます。また、昨年の十二月二十八日の自民党の三役立ち会いで時の竹下大蔵大臣、野呂厚生大臣、伊東官房長官の三大臣の間に交わされた覚書というのが、有名な覚書がございまして、

「委員長退席、理事高杉勉忠君着席」

これによりまして、御承知のように、所得制限については「社会保障施策の所得制限全般についても所要の見直しを進め、昭和五十六年度において、その適正化を図る。」というふうに覚書に書かれておるわけでございます。この適正化というのはどういう意味か、このことが厚生大臣に問われておると思ひますが、この所得制限に絡む重要な政府の施策の中心になつてきているように思ひますので、ひとつ改めて大臣の御見解をお伺

いをしておきたい。

○国務大臣(園田直君) 適正化とは、急激に変化する人口、社会、経済情勢に応じて手落ちのないように適正にやれと、こういう意味であると厚生大臣は解釈をしているところであります。また、その解釈するのが厚生大臣の義務でございます。

○沓脱タケ子君　それで、昨年もこの問題は覚書
が明らかにされて以後相当問題になったんで
すね。で、昭和五十三年の五月の九日の社会労働
委員会で、時の厚生大臣の小沢大臣がこう言われ
ているんですね。「私は、福祉年金につきまして、
本人の所得制限はどうしても引き上げまして、で
きるだけそういう方々を少なくしたいという気持
ちでございます。」というふうに言っておられるん
ですが、これは最低そこは堅持されるでしょう
ね。私は、その辺が非常に大事な点だと思いま
すので、くだいようですけれども、どんどん所得制
限で福祉年金受給者が減らされていくというふう
なことにしてはならないと、率としてもきわめて
少ないですからね。二%弱でしょう、厚生省の御
発表でも。二%弱程度の人たちがどんどん所得制
限でふやされていくということがあってはならな
いと、二%ぐらいたから全廃しても知れていると
私は思うんだけど、少なくともふやしてはなら
ないと思うんですが、その点大臣の御見解いか
がですか。

○国務大臣(園田直君) 所得制限については御説
のとおりでありまして、今般も若干ではあります
が、引き上げたところでございます。

○沓脱タケ子君 次に、保険料の引き上げについてお伺いをしたいんですが、今回一般の男子が九・一%を二〇・六%に〇・七五%アップになるわけですね。で、本人負担はその二分の一と。女子は七・三%が八・九%。ですから本人負担は四・四五%ですね。〇・八%のアップで、その後女子については毎年〇・一%ずつ引き上げるという内容でございますが、この保険料の引き上げと労働者の実態との関係で少しお尋ねをしておきたいと思っております。

いま日本の労働者の生活実態というのはどうなのかという点ですが、いろいろな水準がまだあるかと思ひますけれども、下請の製造業の、中小と言ひたいですけれども、零細に近い職場で働く労働者の方々の実際の給与明細書を調べてみました。そうしますと、四十一歳の男子で勤続四年です。で、扶養家族二人で超過勤務が四十二時間やられました、時間外手当が三万八千九百九十五円ついておつて、実際には総支給額が十九万四千二百三十一円。そしてその中で健康保険の掛金が七千二百円、厚生年金掛金が八千九百九十円、差し引き、税等の差し引きをいたしまして支給額というのが十六万九千二百三十三円、十七万弱なんです。もう一例は、これはことしの九月の給料です。よ、給料明細書。三十八歳の男子労働者です。扶養家族が二人。で、超過勤務もやつておりまして、この方は総支給額が十八万二千八百八十二円。健康保険の掛金七千六百円、厚生年金八千六百四十五円、そのほか所得税、住民税等を差引ききまして、手元に残るのが十四万六千七百七十五円という状況でございます。これは一例ですけれどもね。勤務日数は前者は二十四日出勤日数、後者は二十五日です。一生涯懸命にいても十四万から十七万程度しか手元には入らないと。これで扶養家族を含めて親子が生活をしている。国民総生産——GNPから言うたら、資本主義国世界第二位のわが国ですけれども、実際には中小企業あるいは零細企業の労働者の生活実態というのはこういう状態なんです。きわめて厳しい状態であるということとはどなたでも御理解できると思ふわけです。

ですからそういう中で、厚生省が御調査をなさいました「高齢化社会の社会保障」というのによりますと、「年金の給付と負担」というところで出ております回答は、「これ以上負担を高くしないように」というのが二・九%、「ある程度の負担のように」というのが三・九%、「ある程度の負担はしかたないが、負担が高くならないように工夫すべきだ」というのが五七・五%、両方合わせますと八〇%以上の人たちが急激な負担増というの

はもう御免だと、反対だと言っているわけでございます。ここを基本にして、今後も政策を立案すべきではないかと思うわけでございます。したがって今回のような大幅な引き上げというのは、国民の生活実態から言いましてもきわめてはしくない、要求に反するということでございますし、そういう点でわが党はこういうやり方については了承しがたいわけでございます。そういう点では、先ほどの御質疑もありましたけれども、労働者の負担が高くならない工夫というものをものとやるべきだと。で、負担が高くならない工夫の一つに、保険料負担割合の変更というのがあると思うのですよね。先進資本主義国では、折半というところは少ないでしょう。ヨーロッパでは、まあお聞きしてもいいんだけど、フランスでもイタリアでもオランダでも、労働者の負担というのは三割ないし三割以下ですね。労使折半というところはもうなくなっている。

そういう点で、こういう必要な保険料の負担割合の工夫というのを本気でやらなければならぬ段階へいよいよ来ていると思ひのですよ。そういう点で、わが党は従来から中小企業には一定の援助をするということも含めて、労働者三、資本家七にするべきであるという主張をずうっと続けてまいっておりますけれども、いよいよこの方式を眞剣に検討するべき段階ではないかと思ひのです。が、この点についてはいかがですか。

○政府委員(松田正吉) いま先生御指摘の負担割合の問題でございますが、保険料の労使の負担の割合につきましては、健康保険を初めといたしまして、各種公的年金制度、いずれもわが国では折半の原則を従来維持しているわけでございます。こう厚生年金におきましても同様でございます。こういうような経過がございますので、すぐに各種被保険者あるいは事業主、この負担割合を変えていくということは現実問題として非常に困難ではないかという認識をいたしております。

○省脱タケ子君 これは大臣にやっぱりお考えを聞いたかなければならないのではないかと思うの

ですが、毎回毎回負担割合を引き上げていく。で、たまたま今回は国会修正で〇・三％ですね、引き下げられると。政府原案よりは引き下げられるということになったのですけれども、それでも働く国民にとっては相当な負担です。というのはね、厚生年金だけでは足りないですね。健保もすでに提案をされておりますように、掛金の引き上げというのが予定をされているわけですね。そういう状況では、国民の立場からいいますと、そういう年金制度を確立していく上で、少なくとも労働者と資本家とが折半の制度というのは、いまなお今後も続けていくというやり方というのは、この際の一遍見直しをしていただかなければならない、いよいよ解決をしなければならぬ時期に来ていると思うのですが、真剣な検討が求められてしかるべきだと思うのですが、これは大臣いかがでしょう。

○国務大臣(園田直君) 保険料の負担を高くしないでくれというのは、私の調査で、先ほど発言されたとおり大部分がそうであります。しかしながらその工夫の一つとして、労使の負担を折半から三対七に変えよという一つの御意見でありますけれども、御意見はごもっともだと思いますけれども、実際問題としていろいろな困難な問題があるわけであります。諸外国の例を見しても、フランス、イギリスはそうではありませんが、アメリカや西ドイツは折半になっておるわけあります。しかし、せっかくの御意見でありますから、よく勉強をいたします。

○奮脱タケ子君 いや、ヨーロッパ諸国は折半の国の方が少ないんですよ。これは時間がないから申し上げませんけれども、その点は諸外国、ヨーロッパ諸国を御検討になって、わが国でも真剣な検討が求められるべきだということを、特に重ねて要望しておきます。

時間がありませんので、次に参りますが、年金積立金に関連をいたしまして一つお伺いをしたいのは、大規模年金保養基地についてでございます。

○國務大臣(國田直君) 保険料の負担を高くしないでくれというのは、私の調査で、先ほど発言されたとおり大部分がそうであります。しかしながらその工夫の一つとして、労使の負担を折半から三対七に変えよという一つの御意見でありますけれども、御意見はごもつともだと思えますけれども、實際問題としていろいろな困難な問題があるわけであります。諸外国の例を見しても、フランス、イギリスはそうではありませんが、アメリカや西ドイツは折半になっておるわけあります。しかし、せっかくの御意見でありますから、よく勉強をいたします。

○奮脱タケ子君 いや、ヨーロッパ諸国は折半の國の方が少ないんですよ。これは時間がないから申し上げませんけれども、その点は諸外国、ヨーロッパ諸国を御検討になって、わが国でも真劍な検討が求められるべきだということを、特に重ねて要望しておきます。

時間がありませんので、次に参りますが、年金積立金に関連をいたしまして一つお伺いをしたいのは、大規模年金保養基地についてでございます。

大規模年金保養基地の計画というものは、全国に十一基地十三カ所に設置をし、その費用は年金保険料の積立金を原資とすることとしてスタートしたんですね。昭和四十八年度以降五十二年度までに基地の用地として十三カ所約三百八十八ヘクタールを総額約三百八十億円で取得をしている。計画の進捗状況はどうなっているんですか。

○政府委員(松田正君) 大規模年金の基地につきましても、四十八年度にこの事業の開始をいたしたわけでございます。自來、順次用地の取得、基本計画の策定、設計等の事業を順次進めてまいっておりますが、まず用地の取得につきましても昭和五十一年度末をもって全部完了をいたしております。

それから次の作業といたしましての基本計画の策定につきましては、十一基地中九基地につきましてもすでに大臣の承認を行ったところでございまして、その他の基地につきましても、現在原案を作成をいたしまして、近く承認の運びになるうかと思っております。

それから具体的な保養基地の建設につきましては、兵庫県の三木基地、それから北海道の大沼基地、いずれも建設に着手をいたしまして本年七月に開業をいたしたと、こういうことでございまして。それから昨年八月には新潟県の津南基地につきましても、基盤整備工事に着手をいたしておりますし、また指宿の基地につきましても本年度中に建設工事にかかる、こういう予定になっておるところでございます。

○香取タケ子君 これは時間がもうありませんからあんまり詳しく申し上げられませんが、会計検査院で指摘をされているのを見ても、五十二年九月現在、用地取得後四年六箇月ないし一年六箇月を経過しているにもかかわらず、建設予定の十一基地のうち、基本計画について厚生大臣の承認を受けたものが上記の三木及び大沼両基地を含め四基地、基本計画案の策定だけを済ませたものが四基地、残りの三基地は、基本計画案の策定作業すら開始されておらず、それに

関する今後の見通しも立っていない状況であり、また、基本計画案の策定だけを済ませた四基地についてみると、厚生大臣の承認手続を採らないまま長いもので二年七箇月、短いもので六箇月を経過している状況である。など指摘をされているわけでございます。で、時間がありませんから、この問題についてはきょうは追跡をしませんから、そこで、用地取得費というものは資金運用部資金から借り入れをして、そしてその用地取得をするんですね。さきさき申し上げた約三百八十億で用地を取得した。金利負担額は幾らですか。で、これらの用地計画も全部できておらないという状況ですが、維持管理費は一体どのくらいかかっているんですか。

○政府委員(松田正君) 基本計画の策定、工事の着手につきましては、ただいま御指摘があった点は先ほど御説明いたしましたとおりでございます。なお、昭和四十八年度から五十四年度末までに支払いました金利は総額で百二十九億でございます。用地の維持管理費は約二億円となっております。

○香取タケ子君 金利と維持管理費だけで百三十億を超えるわけですが、これどこから払うんですか。

○政府委員(松田正君) これらの経費は、原資といたしましては、厚生保険、船員保険、国民年金の保険料で払います。

○香取タケ子君 そうすると、金利と維持管理費、金利百二十九億と維持管理費二億で百三十一億ですが、これは全年金の掛金で払っておられるわけでしょう。ちょっと漫画みたいなんだけれども、被保険者の掛金を大蔵省の資金運用部資金へ持っていくって、その金を借りてきて土地を買ううあはみない話なんですか。それとも、そういうことにならないうちで、私も被保険者の一人だけれども、被保険者から言うたら大規模保養基地どころじゃなくて大規模な保養基地と言わざるを得ないと思うんですけれども、やってしもうたことはしょうがないというのでは済まないと思う

んです。というのは、責任だけはやっぱり明確にしなくちゃいかぬと思うんです。一つは、責任の第一は厚生大臣経験者の皆さん方に大分責任あるのと違うかと思うんです。というのは、基地建設予定地のほとんどが厚生大臣の経験者あるいは厚生行政の官の地元なんです。これは、兵庫県の三木は渡海元三郎元厚生行政の官の地元です。北海道の大沼は先ほど御発言がありました田中正巳元厚生大臣。それで新潟の津南は小沢元厚生大臣のお近くですね。それから岩手県の田老は鈴木善幸総理大臣、元厚生大臣。和歌山県の紀南は早川元厚生大臣。高知県の横浪は塩見俊二元厚生大臣などというふうなことになるわけなんです。こんなの見たら国民は変だなあと思うのはあたりまえなんです。大臣、こういうのはやっぱりこの辺はつきりせにやいかぬと思うんです。

式に落ちついたといわれているわけです。その後基地建設の発注は、ずっと見てみますと、当初予定どおり進んではいませんが、さっき言うたようにまだ幾つも進んでないけれども、発注された三木、大沼、津南の各基地について見てみますと、このメモのとおりになっている、実際は、三木の場合は清水、竹中土木、相沢の共同企業体でやっていますけれども、竹中土木が中心になって仕事をやっています。これは私、見に行つて知っているんです。大沼は大林など三社、津南は大成など三社が共同企業体でやっています。それで、年金福祉事業団が建設各社に三木の基地の入札参加の資格審査申請書の提出を通知したのはいつかという、これは何と昭和五十二年の十二月です。私はこのメモに示されている情報を入手したのが五十二年の夏ごろなんです。ところが、その後の推移を見ますと、その情報が全く正確であつたということを示しているんです。これは大臣、こういうことは国民の疑惑を生むものなんです。国民の疑惑を晴らすために、特に国民の掛金ですから、調査をされる必要があると思うんですがいかがですか。

〔理事高杉忠忠君退席、委員長着席〕

さらに重大なのは、もう時間がないので細かく言いませんけれども、重大なのは、基地建設の工事の入札をめぐることで、大手の建設会社が談合を行ったのではないかとと思われる疑惑が濃厚であります。これは昭和五十年にようやく大規模年金保養基地の設置及び運営に関する全体基本計画がまとまった。そして総額が約二千億に上る大きな工事となることが明らかになりましたところ、ある大手の建設会社において大規模年金保養基地に関する会が開かれた。その席で出された話を記録したメモの写しというのがあるんです。これ一通大臣ごらんに入れます。ちょっと済みません。委員長に一枚と大臣に。上の方をごらんいただきますと、三木というところには竹中と書いてある。北海道の大沼には大林。それから津南には大成なんです。田老と記載されているところには列でですね、鹿島建設の略称らしいですけれども、これは大手建設会社の幹部の間で話し合いをして、そのメモが示すように、独占受注をすることと決めていたということを示しているんです。ところが、そのことが関連建設企業の中にキャッチをされて、巻き返しが起こって共同企業体方

○香取タケ子君 私は、きょうは時間がありませんので詳しくお伺いをいたしませんけれども、この大規模保養基地については、すでに新聞等でも最近言われておりますが、政治色の濃い発足だといふうにある新聞では言われている。大規模保養基地は一口で言って失敗だ、時代の変化もさることながら、机上プランを十分確かめもせず、実施し、しかも政治家の介在で話が大きくなってしまったと、交渉経験者は率直に語るといふのが新聞記事です。列島改造に便乗し、大きな土地を持つていけば地価の値上がりだけでも幾らでもおつりが出てくると、安易な発想がひそんでいたため、そもその計画が大ぶろしき過ぎたなどというのが指摘をされているわけですが、会計検査院の意見でも見直しを早急に行う必要があ

そこで大臣、私は外国でいわゆるリタイア風景に接する機会を数多く得ました。また、日本でも多くの先輩が定年で退職するという会合にも出席をいたしました。しかし、私はその長い間御苦労さまでしたという言葉は同じでも、外国のきわめて陽気な雰囲気比べて、日本の場合はきわめて陰気な雰囲気ではないかと、こう思うのでございます。あすから年金で暮らせる身分になったのだ、うらやましいぜという気持ちを含めて、乾杯して、グッドラックで送り出していく、そういう外国の風景と、働く意思、能力がある、また働かなければならない家庭環境にある、しかしながら、定年という名のもとに職場を去らなければならぬ、しかも年金の支給開始年齢までには期間がある。それは人生で最も悲しい誕生日であり、送り出す側が涙がにじむのも当然だと思ふのでございませう。私は、こうした差は定年という雇用保障制度と年金という所得保障制度が運動しているか、無関係に存在しているか、これに由来するのではないかと、こう思います。きわめてこれは実感的な質問でございますが、大臣の御認識をお伺いいたしたい。

○国務大臣(園田直吉) 雇用政策と年金制度の間にすき間があることはまことに残念だと考えております。年金ばかりでなくて、医療制度その他についても、働いてそしておやめになるころ、一番体が緩むときであります。その時期に、これに對する手当ても急速に変わるわけでありませうので、いま御指摘の点は非常に大事であると考えますので、現在はそのようになっておりますが、労働省とも先般来からいろいろ連絡をしておりますが、これから十分連絡を密にして、雇用政策と定年制のすき間がないように努力をする考えでございます。

○柄谷道一君 大臣の所信は理解いたしましたけれども、それでは現実にはどうなっているかということを見ますと、政策推進労働組合法が五十四年七月時点で加盟組織八百五十四組合の男子の定年年齢を調査いたしております。それによりまして、

六十歳定年制度をしなくては二六・一%、六十歳以上の定年制を持つところはわずかに〇・五%でございまして、六十歳に未達の定年制を持つところが実に七三・四%を占めておる、こういう実態が発表されております。

労働省が昭和五十三年に調査しました雇用管理調査によりまして、これは調査の対象が違いますが数字は若干異なりますが、六十歳は三三・七%、六十一歳以上は四・八%で、いわゆる六十歳に達していない会社は約六〇%に及んでおる、これは労働省の調査でございます。私は、労働省が現在行政指導を強化しつつ昭和六十年までに六十歳定年を何とか実施しようというふうな努力されておることは承知いたしております。しかし、いま申し上げたのが率直な実態でございます。

今後、年金支給開始年齢を六十歳以上に上げていくということになれば、当然いまの大臣の御答弁からしても、定年年齢がそれに相連動していくことが必要でございます。しかし、私は長い私の経験からいたしまして、単なる行政指導だけで定年年齢を六十歳以上に引き上げていくということは、現実きわめて困難ではないかと。私は、そういう定年の実態の中で、支給開始年齢だけがひとり歩きしていくということにつきましては、これは大変な問題だろと思うのでございませう。大臣は、これは所管は違いますが、国務大臣でございませうので、こうした定年の実態と今後の支給開始年齢引き上げの関連についてどう理解していらっしゃるでしょうか。

○国務大臣(園田直吉) 私個人は、もともと定年制に反対という意見を年来主張してきたものであります。閣僚としては、いま問題になっております定年制六十五歳というところで各省とも連絡をして努力をしたいと考えております。

○柄谷道一君 大臣、これはお願いといひますか、要請なんですか、六十歳以上に定年を延ばしていくと、これ大変なことですよ。行政指導だけでは限界ですよ。とすれば、私たちも別途の法案を提出しておりますけれども、この年金

との関連において、やはり定年延長といひますか、高齢者の雇用保障にかかわる法的体系を整備して、これに對応していくということがなければ、老後の不安は今後一層増大されるのみである、このことを指摘いたしまして、これは国務大臣としてこの問題を真剣にひとつお取り上げをいただき、労働省ともその詰めの進めていただきたい、こう要望するものでございませう。いかがでございますか。

○国務大臣(園田直吉) 御意見は十分理解をし、まじめに受けとめて拝承し、努力をいたします。○柄谷道一君 大臣にもう一つここで御認識願いたいことは、定年到達者の就業と生活の実態でございます。労働省では昭和五十四年七月から九月にかけて昭和五十三年度に定年に到達した一万九千百人を対象に調査をし、その内容を発表しております。これは膨大なものですけれども、それを要約いたしますと、定年到達者の七七・四%がなお引き続いて新しく雇用され働いている。しかも、その者の賃金は、ボーナスを除き所定外給与を含んだ賃金でございませうけれども、定年到達後雇用された者の八九・五%がダウンし、その低下幅が三割以上低下した者が五八・一%を占めておる。定年到達後の就職先からさらに転職した者が二・三・二%に及んでおる。また、定年到達者の九二・一%は持ち家に住んでおりますけれども、その二四・三%は住宅取得のために借り入れた借金の返済を引き続き行っている。このようなことが労働省調査で明確に浮き彫りされているわけでございます。やはり私は、こうした定年到達者の現在の就業と雇用の実態、これを踏まえた上での年金対策というものが当然考えられなければならぬと、こう思うのでございませう。いかがでございますか。

○国務大臣(園田直吉) そのとおりであると思ひますが、なかなか急速に一遍にはできませんけれども、御意見のような方向へ努力をしてみたいと思ひます。

○柄谷道一君 いま、私がいろいろ指摘いたしましたのがこれ実態なんです。しかし、片やわが国の老齢化社会は急速なスピードで迫ってきていることもまた現実でございます。昭和四十五年に六十五歳以上の老人人口が全人口の七%を超えまして国連の定義に基づく老人国の仲間入りをしたわけでございますけれども、それからほぼ十年後の今日、その比率は八・六%と激増いたしました。さらにこれからの増加カーブはさらに上向きになり、昭和八十年には一五・五%、現在の西欧諸国と完全に肩を並べ、昭和八十五年には一六・七%と世界第一位の老人国になるであろう、これは明確に予見される将来像でございます。高齢化のスピードはイギリスの四倍、アメリカの三倍というスピードで迫ってくる。私はこのような高齢化社会到来の、急速な到来の衝撃というものは、社会保障制度はもちろぬ、雇用、産業、さらには文化や生活習慣にまで及ぶ巨大かつ多様なものであらうと、こう思います。いまこの総合的対応を怠れば、将来に重大な禍根を残すということはおもう大臣もよく御承知のところでございます。私はこうした現実と将来展望というものを踏まえて考えますと、雇用保障、所得保障、医療保障、福祉保障、さらには生きがいの保障というものを含めた総合性と整合性のある長期計画の樹立、そしてその計画的推進が不可欠なのではないかと、単に財政的な理由だけで厚生年金をなめるということとは大きな問題があるのではないかと、こう思うのでございませう。大臣の明確な御所信をお伺いいたします。

○国務大臣(園田直吉) 御指摘のとおりでありまして、急激に変化する社会情勢に應じて、雇用、医療、所得の保障、生きがいのある老後の生活等を含めた総合的な計画をつくる必要に急速に迫られておると考えております。政府としては十分その点に留意をして、政府内部で連絡を緊密にして配慮してまいりたいと思ひます。

○柄谷道一君 いまの大臣の御所信を裏から読みますと、そういう総合的かつ整合性のある計画が樹立されないまま、財政的理由のみで年金支給開始

始年齢の引き上げを一人歩きさせるということは適当でない、こう聞き取れるのでございますが、そのように理解してよろしゅうございませうか。

○国務大臣(園田直君) 政府としては、新経済社会七カ年計画、これを踏まえながら、いま御指摘のようなことを急速に進めてまいらなきやならぬと存じますが、先ほど指摘されたとおり、雇用と年金制度のすき間、医療のすき間、こういうものはいっばいあるわけでありまして、これを十分自覚しながら早急に長期のプランを進めていきたいと思います。

○柄谷道一君 私はい現在の縦割り行政をただ連絡し調整するだけで、そういう整合性のある総合プランが果たして確立されるだろうかという率直な疑問を持たざるを得ないわけでございます。

そこで、これは一つの提言でございますけれども、私は内閣総理大臣のもとに、これは仮称ではございますが、高齢者対策国民会議というものを設けて、政府、さらに学識経験者、労使、こういったものを網羅し、そのプランづくりを行いますとともに、単なるプランづくりを行う機構ではなくて、その実施状況を点検し、その推進を図るというぐらゐの国を挙げての体制づくりというものを配慮しなければ、いま大臣のおっしゃいました計画の立案と推進というのがむずかしいのではないかと。このことは厚生大臣だけではお決めにならない問題だと思ひますけれども、私の提言を受けて大臣も慎重に御検討願つて、やはり閣議にそのような構想を提議するというぐらゐの決意をお伺いしたいわけでございます。いかがでしょうか。

○国務大臣(園田直君) 急速に進む高齢化社会に対する対応の問題は、非常な広範囲に及んで、厚生省だけでなくできるものではございません。ただいま総理府には総理大臣を本部長として、私たちが副本部長になって老人対策の検討をする会をつくっておりますが、ただいまの国民会議的な御意見は非常に御貴重な御意見でありまして、政府だけではなかなかむずかしいかと存じますので、十分検討して、この会議にただいまの御意見も織り込んで検討してみたいと思ひます。

○柄谷道一君 次に、厚生年金の管理運用についてお伺いいたします。すでに多くの委員から質問の出できたところでございますが、大蔵省は、省内に年金資金懇談会を設けるといふ御答弁があったわけでございますが、私は幾つかの視点からこの問題について、さらに質問で深めてみたいと思ひます。

いま、厚生年金と国民年金の積立金は五十五年度末で合計二十九兆五千六百億円に達すると思ひまされております。この膨大な積立金はすべて財投資金の原資として大蔵省の資金運用部に預託され、政府によって一元的な運用が行われておるわけでございます。私は十月二十二日の決算委員会での管理運用のシステムについて質問したのでございまして、大蔵省はかたくなに一元的な管理運用のたてまえは絶対に変更できないと答弁されました。私はこれに反論したまま並行線で行きつておられます。そこで第一に、管理運用の民主化、公正化という問題からお伺いいたします。

年金積立金の資金運用部の運用につきまして、資金運用審議会が設けられておりますが、この審議会の構成は学識経験者のみで、保険料を拠出しておる事業主や被保険者の意見を直接反映できる仕組みにはなっておりません。また資金運用部に預託される積立金のうち、年度増加分の三分の一が還元融資されておりますが、この運用について厚生省当局が主管する懇談会が設けられていただけで、拠出者の意見が十分反映できる体制になつていないと思ひます。

一方共済年金の場合は、積立金の約三分の一を資金運用部に預託しておるだけでございまして、残余の三分の二の運用につきましては拠出者の自主運営をたてまといまして、同数の労使代表による運営審議会が設けられております。

私は、年金積立金の運用については、本来拠出者の意見が直接かつ十分に反映されるべきであつて、少なくとも厚生年金の場合といへども、共済年金の場合と同様の預託割合と運用への参加が図られて当然ではないかと思ひます。なぜ官民の差別をこの面においてつけるのか、大臣の明確な御答弁をいただきたいと思ひます。

○国務大臣(園田直君) この問題、御承知のとおりに積立金の量はきわめて莫大であります。しかも、これは将来年金給付の原資になるわけでありまして、確かにしかも有利にこれが運用されるものが大事でありますから、現制度のこれを統括して運営するという原則はこれでいいんじゃないかと思ひますけれども、その運営について、いまおっしゃいましたような民間あるいは労使その他の方々の御意見が十分反映するようなやり方はしなきゃならぬと、こう考えております。厚生省では懇談会では労使を含む各界の委員、それから審議会では有識者という方御意見を聞いておりますが、足らざるところがあれば、この構成についてはさらにいろいろ事務当局と相談をいたします。また大蔵省でも、資金運用のための審議会をつくらせておるようで、この審議会でもそういう各界の意見が反映するよう、大蔵省には私からもお願いするつもりでございます。

○柄谷道一君 第二は、いま大臣も触れられましたけれども、運用の効率化の問題でございます。その資金運用部に一括運用させまして高い利回りの金が入ってくる。これならまた別の見方もできるでしょう。しかし、私は大臣もたびたび答弁されておりますように、年金財政は今後高齢化社会が進み、受給者が増大していくに伴つて次第に厳しくなってくることは趨勢であろうと思ひます。こうした中で積立金というものは、絶対財源の拡大を図るという観点から、できる限り有利に運用しなければならぬ、これは当然でございまして、しかし、現実には積立金の運用利回り、つまり資金運用部の金利は、これまでの推移を見ますと、共済年金の平均運用利回りよりも低いこと

は明らかでございます。私は年金制度についてその水準、支給開始年齢、後ほど触れます減額年金制度、スライド制など多くの官民格差がある上に、積立金の運用による財源確保の手段にまで差別をする、これはどうして理解できないところでございます。いま、この有利な運用ということを大臣述べられたわけでございますけれども、この実態をどう把握、理解しておられますか。

○政府委員(宮本孝君) 先生いま御指摘の点でございますけれども、確かに、年金資金につきましてはいろいろ御指摘のあることは承知いたしておりますが、私どもといたしましては、莫大な資金でございます。また先ほど御指摘ございましたように将来の年金の原資になるわけでございます。また、私どもといたしましては、郵便貯金などあわせて財政投融資計画を組みまして、そして国の財政予算と一体となりました計画を組みまして、資金の効率的な運用を図つておるわけでございます。そのために預託の金利、お預かりする金利でございますけれども、最高の金利はおつけすることはなかなかむずかしいんでございまして、それはどうしても住宅ローンであるとか、あるいは中小企業金融であるとかいろいろな政策目的に使用をいたす関係もございまして、どうしてもお預かりする金利につきまして、やや最高の利回りよりは低い利回りになるかもしれないけれども、しかし郵便貯金金利等、その他金利体系全体の中で、できるだけお預かりする金利につきましては有利な利息をつけるように、ずっと努力してまいつてきたところでございます。

○柄谷道一君 私の指摘しておりますのは、共済と厚生年金のいわゆる運用利回りは違ふんですね。私はその財源確保のための貴重な積立金の運用について、共済と厚生年金が差をつけられておるということはどうしても理解できない、納得できないわけでございます。これは意見でございます。第三に、福祉への積極的な運用という観点から

でございます。財投融資に使われる年金積立金の使途について見ますと、住宅や生活環境整備など広義に見て、被保険者の福祉に役立つと見られる分野に使われておりますのは、約私の計算では六七〇、他は産業振興などに使われております。また還元融資分について、年金福祉事業団を通じて被保険者の福祉に直接役立つ分野に使われておりますのは、私は四五〇程度ではないか。他は主として特別地方債などに充てられているのではないかと理解をいたします。私はこの年金制度本来の趣旨に沿って、積立金をより積極的に被保険者の福祉向上のために活用する。一挙にはその比率は増大させることができないとしても、そのような姿勢で年々拡大していく、これが必要ではないかと思ひます。いかがでしょうか。

○政府委員(松田正君) 年金の積立金につきましては、先ほど来議論がございまして、安全かつ確実に管理運用するということは申し上げるまでもないところでございます。年金積立金の性格にかんがみまして、私どもといたしましてはまず第一に、財政投融資計画におきましては特に年金資金等の使途を明らかにいたしまして、それがどのように国民の福祉の向上に役立っているかという点を明らかにするために、そういった分野に重点的に配分をいたしておるつもりでございます。

それからなお、厚生年金、国民年金の預託金増加額の一定割合、これは原則三割程度でございますけれども、一定割合を還元融資として、年金福祉事業団等を通じて保険料の拠出者の福祉増進に充てると、こういうことで、最近では、特に被保険者等の需要の高い被保険者住宅等につきましては十分なる資金の手当てがなされますように、重点的に配分をいたしておるつもりでございます。また、五十五年度からは、これらの住宅資金につきましても金利の引き下げ、六〇程度でございますけれども、そういうふうに、漸次ではありますけれども、被保険者福祉の需要にこたえられますように配分をいたしてまいらつたつもりでございます。

○柄谷道一君 局長答弁でございましてけれども、拠出しての労使の側から見ると、努力はされていると思ひます。しかし、この実態はまだ満足なものであるという心証が強いことも、これは局長はよく御承知だと思ひますね。

第四は、これはもうすでに多くの委員から述べられましたので、指摘だけにしておきたいと思ひますけれども、公的審議会の答申や社労委員会の附帯決議のいわゆる重みについてでございます。

たび重なる公的審議会の答申、また、たび重なる本院における附帯決議、私は一々ここで読み上げるつもりはございません。しかし、現実には、この答申や附帯決議というものがなかなか採用されず、やつと懇談会方式というのがいま出かかっているにすぎないわけでございまして。私はこれ、大臣、やはり公的審議会の答申や附帯決議というものの重さは重いと思ひますね。一年や二年でできなくても、やはりそのことに對して全力を尽くしたという実績と前進を見たという実績が積み上げられることでなければ、私は行政への信頼というものは低下するだけではないかと思ひます。この点に對しても御質問しようと思ひしておりますが、さきの委員で質問されておりますので指摘だけにしておきたい。

そこで、政策推進労働組合法では、年金積立金の管理、運用に關しまして政府・与党に申し入れを行つております。その議事録を見ますと、今年の四月三日、これは与党の社会・労働部会との懇談でございまして、こういう答弁をいただいております。「厚生年金の資金運用への参加については、考え方はその通りだと思ひつゝ、とくに運用に對しての不信任がある限り、利率問題はバナナのタタキ売りになつてしまふ。」伊藤政調副会長、住社会部会長、安田労働部会長、以下ここに御出席の自民党の先生も副部会長として御出席されております。

また、五月十三日、自民党・与党首脳との協議

におきまして、安倍政調会長以下が御出席になつておりますが、「当面、大蔵大臣の私的諮問機関を設置して、そのなかで意見が反映されるようにしたい」と、こうお答えになつておられるわけですね。

この答弁をつなぎ合わせますと、大蔵省の中に持たれるいわゆる懇談会、これは当面の措置であつて、やはり与党といへども基本的には政策推進労働組合法の意見に同感である。そこに到達するまでのこれは一里塚である。このように素直に読み取れるわけでございます。いかがでございますでしょうか。

○政府委員(松田正君) 五十五年度におきまして、先ほど来話が出ております大蔵省の方に年金資金懇談会の設置をいたしまして、直接労使の御意見が反映できるような懇談会を設けるということにつきましましては、私どもとしましては一歩前進というふうに考えております。御指摘のように、資金の運用、管理につきましましては、拠出者の意向あるいは事業主の意向を十分に反映することが当然でございますので、厚生省といたしまして、この方向で今後とも十分に大蔵省とも協議をしてまいりたい、かように考えております。

○柄谷道一君 大臣、ここでお願いしておきたいんです。私決算委員会ですと、大蔵省の本当にこれは聖域だと、一括運用は聖域だと、本當にかたい姿勢なんですね。私はいま四点上にわたつていろいろ問題を指摘いたしました。これは決して聖域じゃないと思ひますね。確かに資金の運用という面からの視点では理解できる面もありま

す。しかしまたもう一面、拠出者の意向を十分参酌した運用がなされるべきであるというの、これはまた当然の要求だと思ひますね。これはもう門戸を開きまして聖域だと、一歩も触れさせないというのでは私はこの問題の解決はできない。当面懇談会を設けられる、これが第一段階であるかもしれません。次に運用の審議会に労使の代表を入れていくというの、これは一つの方法かもしれません。やはり着実にこの問題は改善して、こ

れ多年にわたる宿題でございますから、これを前向きかつ前進するように解決をしていくということがなければ、私は、年金問題が審議されるたびにこの問題が際限なく繰り返される、こういうことの繰り返しに終わるのではないかと、こう思ひてございまして。大臣、実力大臣でございまして、ひとつ大蔵大臣と十分腹を割って、今後の自主運用に關するひとつ前進の問題について御善処賜りたいと思ひます。

○國務大臣(園田直君) 先ほど申し上げましたとおり、これを総括して運営することは大事でありまして、だからといって大蔵省が勝手にやつてよいというものではありません。この統合運営というものをやるについても、各界、労使の意見を反映して、意見を承りながらやっていくことは当然でありますから、腹を割って大蔵大臣に御相談を申し上げます。

○柄谷道一君 大蔵省に言つておきます。いま、大臣のようなお考えでございまして、あの決算委員会のかたくな姿勢はこの際もう一度再考願つて、十分大臣に、いまの厚生大臣の意のあるところをお伝えおき願ひたいと思ひます。それから次に、私は在職老齢年金問題について御質問いたします。

六十歳を過ぎて働いているために年金がカットされたり、不支給になつてゐる。ところが、同じ職場で共済年金の人は年金の全額をもらつてゐる。これは不公平であり不正ではないか、そういう率直な声は、定年退職をして第二の人生を踏み出した人から再三聞かれる苦情でございます。私は、厚生省はこんなお考えじゃないかと思ひます。これは、この問題については、昭和四十年改正、四十四年改正でも改善を積み上げてきたのではないかと、これが一つ頭の中にあると思ひます。もう一つは、共済年金も退職が条件だし、高齢在職者には年金を出していない、だから法律上不公平ではないかと、こういうお考え、これが基本にあると私は思ひます。

ところが、現実にはそれは素直に受けとめられ

ないんです。問題は退職という言葉にあるところなんです。退職とは、役所や会社をやめることを指すのではなく、その年金制度から抜けること、すなわち被保険者や共済組合員といった加入者でなくなることを法律上指しているわけでございます。だから、公務員や公共企業体職員など共済組合の加入者が民間会社や公団、鉄道弘済会に移れば、そこはおおむね厚生年金の適用事業所でございますから、共済年金を退職したとして全額を支給される。しかし、厚生年金から退職することは現実には容易ではないです。定年退職者が官公庁や公共企業体、私立学校、農協など共済組合のあるところに再就職できることはほとんどないです。しかも五人以上の従業員がいる事業所は厚生年金が適用されております。したがって、働いておって年金がもらえるという職場を探すというのはこれは不可能なんであって、私は五人未満の従業員しかいない零細企業で働くか臨時雇いになるしか、厚生年金の被保険者は退職という要件が発生しない、これが現実なんです。

私は法律上の平等不平等という問題ではなくて、こうした現実というものを注がなければ、生きた意味の政治ではないと思います。しかも、年金のモデルによる標準が十三万六千円でございますから、六十歳になって働かずに年金を受給しようと思えば十三万六千円ももらえて、モデルですね。その人が仮に定年到達時点二十五万円の給料をもらっていた。ほとんどの人が行われているように三割賃金がカットされた。十七万五千円の給料、それで再就職するということになりましたと、一カ月労働することが差し引き三万九千円の価値にしかならないという現実になるんですね。一方、同じ職場で共済年金から退職をして働いておられる方は年金プラス給料でうらやましい生活をしておられる、そういう実態を見ると、これはもう理屈じゃないですね、実態論として不公平だ、不公平だという感じが生まれるのは私は当然ではないかと思うんです。スウェーデンの国民付加年金制度は、こうした退職を条件としておりません。私は、次の財政再計算期までに厚生省として、諸外国の制度や学識経験者や労使の意見を十分受けとめて、在職老齢年金制度の現実的官民格差の解消を、いかにして行おうかということに対して真剣な御討議を願いたいと思うのでございます。在職老齢年金制度は、厚生年金という枠内で考えればそれは一つの制度かもしれない。しかし共済や国民年金というものの総合的な目で見ると不合理が存することは明らかであると思うんです。そうした再検討をお約束できますか。

○政府委員(松田正君) いま先生御指摘の点は、世の中の実態をいましてまさにそのとおりでございます。同じ職場に働いている方で片や共済の年金を受給しながら働いているという事実もあることも私たち十分承知をいたしております。ただ御指摘のように、現在の退職という概念をどうとらえるかという常識的な退職というのと、それから制度上の退職という事由に当たるとのことにつきまして、それぞれの制度を離脱するときに退職という保険事故が発生する、こういうふうに観念をいたしておるため上、現行のようない矛盾と感ぜられるような現象が起こるの、現行制度八つに分かれております年金制度のもとではやむを得ないかと思っております。ただそういった矛盾をなくするためには、それぞれの年金制度の基本的な改革が必要でございます。たとえば、基礎年金構想といったようなものをとるとか、いろいろな考え方があるわけでございますが、これを一挙にそこまで持つていくということにつきましては、実際問題としては非常に至難のわざであるかと思っております。したがって、私どもとしては厚生年金、国民年金、他の年金制度を含めまして、それぞれ制度が整合性ある発展を遂げますように、関係閣僚会議あるいは政府間の連絡会議等を通じて、できるだけそういう方向で調整をしていくということで、現在検討いたしておるところでございます。共済年金につきましても、現在、大蔵省の方でも研究会を設けられ、いろいろな点を研究されているわけでございます。将来の方向としては、そういうような実態としての不公平感がないようなことに、できるだけ近づけるように努力をいたしたい、かように考えております。

○橋本道一君 もう時間がございませんので、私はいま定年と年金の連動の問題、積立金の管理運用の問題、そして在職老齢年金制度、この三点にしばって問題を申し上げたんでございますが、私は年金問題の抱えている課題というのは、これに尽きないと思うんです。多くの制度が分立しておる現在の年金制度を体系的にどう整備し、格差を解消していくのか、これとの関連でナンショナルミニマムとしての基礎年金構想をどう位置づけていくのか、ILO百八十二号条約に示される国際水準や高齢者の生活実態に基づき適正な年金水準とは一体何なのか、遺族年金、加給年金、さらに妻の座をどうしてどのようにして確立していくのか、さらに企業年金の位置づけ、制度の立て方、内容、財政、設計の前提条件を一体どうすべきなのか、さらに財源の確保に関する適正な具体的方策を一体どうしていくべきなのか、まさに問題山積というのが厚生年金いわゆる年金制度の持つ現状だろうと思うんです。

ではできない、こう信じます。この面に対する大臣の明確な所信をお伺いいたしまして、時間の関係もあり、私の質問を終わりたいと思います。

○国務大臣(岡田重君) 各種年金の格差を埋めて縮めていくことも大事であります。問題はやはり年金の抜本的改正を図ることが必要であると考えております。ただ、現在の受給者負担、こういう問題をどう円滑にそっちの方へ持っていくかということが一番大きな問題であると考えております。

なおまた、大蔵省と私の方の関係も、予算折衝のときになってからあわてて数字をめぐって議論するのではなくて、そういう問題を本質的に平素から話し合うということも大事だと考えております。したがって、いづれにいたしましても、そういう方向に向かつて全力を挙げたいと考えております。

○江田五月君 最初に、こどもの国協会の解散及び事業の承継に関する法律案について二、三伺います。

この法律案については本年四月二十二日の当委員会でも私どもの新政クラブ、当時は参議院クラブと申しておりましたが、前島英三郎議員が当時の野呂厚生大臣及び関係の方々に幾つかの質問をいたしておりました。その答えをいただいておりますが、午前中に何か多少やりとりがあったようですが、このお答えを前提にして質問をさせていただきたいと思っております。それでよろしいでしょうか、もう一度念を押しておきたいと思っております。

○政府委員(金田一郎君) 結構でございます。

○江田五月君 その質問のほかに、こうした社会福祉法人ができた場合の監督について、監督が緩過ぎてひもの切れたたこのようになってしまっているのか。あるいは一方で、監督がきつ過ぎると思いませんか。あるいは一方で、監督がきつ過ぎると思いませんか。いろいろ見解があるように思います。これは場合場合によって、緩急自在の監督というものが必要であらうと思っております。どうもこの法律案を見ますと、解散及び事業の承継に関するだけではなくて、承継した後の指定法

人の運営についても、かなり厳しい監督と読める
条文が幾つありまして、第四条三項で、厚生大
臣は一定の場合には貸し付けた土地等の所管大臣
に通知をしなければならぬ。一号から六号までは
大体はつきりしておるんですが、七号はいささか
包括的な事情が書いてあります。五条では、その
通知がありまして、今度は厚生大臣の意見を聞
いて所管大臣は貸付契約を解除できる。通常、民
法で解除権が発生する場合には、それなりの要件
があつて、単に通知で解除権が出てくるというよ
うなことではない。催告があつて是正の措置を講じ
て、それにも従わないという場合に解除権が生ず
るのであります。しかも、この契約が解除された
ならば、後に争いがあるような場合であつても解
除の意思表示が到達したらというふうに読んでい
いのだらうと思ひますが、厚生大臣は今度は指定
法人に係る指定を取り消すことができる、そして
次の社会福祉法人に事業をやらせることができ
る。何かかなり強い権限のように見えますが、実
際どういう運営をやろうとしておられるのか、そ
のあたりのところを伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(金田一郎君) 法律上の問題につきま
しては先生非常にお詳しいわけでございます。す
で、私は法律の解釈といふよりも行政上の立
場から申し上げたいと思つてございまして、
法律上は、厚生大臣から大蔵大臣への通知に基
きまして、大蔵大臣は土地の無償貸付契約の解除
を行うことができることになつてゐるわけござ
いまして、実際問題といたしましては、今回事業
を引き継ぎます社会福祉法人に對しまして、事業
の運営に支障を生ずることがないように十分指導
し、また問題が生じた場合には、利用者が迷
惑をこうむることがないように、事実上の調査そ
の他の行政指導を十分行うことによりまして、こ
の解除規定を適用することがないように措置して
まいりたいと思つております。したがういまして、
ただいま先生お話がございましたこれらの一連の
規定は、万一の場合を想定したものであると考へ
ますので、そのように御理解賜れば幸いかと存ず

る次第でございます。

○江田五月君 せっかく行政改革をやつて特殊法
人を民間に移したと。後でござつたして動きがと
れなくなつたといふようなことになつては、今後
の行政改革の動きに非常に支障になつてくるわけ
でありまして、ひとつそういうことがないよう
な、間違ひのない運営をお願いしておきたいと
思ひます。

次に、厚生年金保険法等の一部を改正する法律
案についての質疑に移ります。

もうすでにこれまで、障害福祉年金がいかにか
も少ないじゃないかといふ話は何度も出てまいり
ました。拠出制をたてまゑとしてゐる以上やむを
得ないのだといふようなお話もあつたわけですが
けれども、たとえば重度の障害者特に幼児ころから
脳性麻痺その他で重度の障害を受けた障害者など
の場合には、拠出制といつたつてこれ現実に拠出
を期待できるような状況ではないわけですね。拠
出が期待できない者に対して拠出制も拠出してな
いといふこともないだらう、余りにもそれは冷た
いじゃないですかといふ気がするのです。もう本
当に二歳、三歳ぐらいで脳性麻痺だといふような
ことが発見されて、ずっと生涯そういう重荷を背
負つていかなければならぬと。おまゑ金払つてな
いからだめじゃないかといふのはいかにもおかし
い。障害福祉年金、重障児の親に給付されます特
別児童扶養手当と額が同じですが、今度衆議院の
修正によつても一級が月額三万三千八百円、二級
が月額二万二千五百円ですか、特別児童扶養手
当を下げろといふ意味では毛頭ありませんが、どう
も考へてみると、親に扶養されてゐる重障児のた
めに、その子供が重症の障害児であるといふこと
によつて、親に扶養によけいにかかる費用の助け
として出る額と、障害福祉年金とが同じだ。し
かも所得制限は障害福祉年金の方が厳しい。障害
福祉年金の受給者に対しては子供と同じように扱
うといふような何か冷たい感じがして仕方がない
のですけれども、もうちょっと温かみのある答え
といふのをいただけないのですか。

○政府委員(松田正君) 障害福祉年金と障害年金
の関係、あるいは障害福祉年金と特別児童扶養手
当との関係、確かに御指摘のような点につきま
しては私も十分その御趣旨は理解できるところで
ございまして。ただ、当委員会でも御説明申し
上げていますとおり、社会保険の方式によりまし
て保険料徴収といふことをたてまゑにいたしてお
ります国民年金制度の中で、すべてを解決する
といふことは制度のたてまゑ上なかなか困難であ
らうかと思ひます。しかし、同じ障害であつても福
祉年金と障害年金の額に差があるのは不合理では
ないか、こういう御指摘については確かにそうい
う点はあるかと思ひます。同じ障害につきまし
ては確かに御指摘の点があるかと思ひます。し
かしながら、拠出制をたてまゑといつたしており
ます関係で、そこに多少の差異があるのは国民年金
制度の中では無理であらうかといふふうに考へる
わけでございますけれども、この点につきまして
は、単に年金制度のみならずほかの制度との関連
等も総合的に考へながら、慎重に研究をしてまい
りたいと思ひます。

○江田五月君 障害福祉年金を引き上げるとい
うのも一つの方法ですけれども、同時に、障害福祉
年金しか受給できない人に対して、より額の高い
年金に移行する道を何らかの形で開いていくとい
うことも、これも他の打開策かもしれません。こ
の、他の年金に移行する道を開く方法といふのが
いろいろな方面から提案をされておまして、た
とえばいまの、幼少時にすでに障害者になつてし
まつた者に対して、大体五歳程度になつたらもう
どういう障害であるかといふのははつきりわかる
わけです、五歳から二十年拠出をして、障害年金の
方に受給資格を与えるといふようなことは可能で
はないかといふような提案もあるようですが、何
かひとつ検討をお約束していただきたいと思います
○政府委員(松田正君) お尋ねの点は、幼少の際
に障害が明らかになつた場合に、何らかの年金制

度ないしはそれの類似の制度によつて将来の生活
を保障する道が開けないかと、こういう御趣旨か
と思ひます。

国民年金制度の中で処遇が非常に困難である
といふことは先ほど来る申し上げてゐるところで
ございまして。ただ、そういった障害児の親御さん
がある程度の拠出をいたしまして、障害児の将来
を担保するといふ方策につきましてはいろいろ検
討の余地があるかと思ひます。こういった他制
度との交わり、そういったものを総合的に勉強し
てみたいと、かように考へます。

○江田五月君 どうも何かはつきりしないんです
が、いま特にこういう障害児・者に対する対策と
いふものが必要とされている、急がれてゐるとい
う感じがいたします。それは、来年が国際障害者
年、今年の三月に政府に国際障害者年推進本部が
できまして、八月には中央身障者対策協議会
が内閣総理大臣に意見具申をし、その具申を受け
て、政府の推進本部で八月十九日に「国際障害者
年事業の推進方針」といふものを決めておられる
わけですが、国際障害者年になつて障害者の対
策といふものをひとつ抜本的に、総合的効果的な
推進をしていこうじゃないか、その副部長に厚
生大臣はおなりになつてゐるわけでありまして、
こういう重大なときに、本部長は内閣総理大臣で
ありますから、副部長がいれば中心的な機関車
になつていただかなきゃいけないわけですが、そ
の副部長に園田厚生大臣のような福祉に理解と
温かい心をお持ちの実力大臣がなられたといふこ
とは、恐らく障害者のみならず、この問題に心を
砕いてゐる者みんなが非常に期待をしてゐるとこ
ろだと思ひますが、この推進方針に従つてひとつ
障害者対策といふものの大きな前進を圖つていく
んだといふ御決意だと思ひますが、そのあたりの
ところをひとつ厚生大臣、決意を聞いておきたい
と思ひます。

○国務大臣(園田直君) 推進本部では明年度の障
害者年が単なる年度ではなくて、お祭り騒ぎにな
らぬように各特別部会をつくつて具体的に検討を

いたしており、その中でたいま出された御意見も十分検討していくつもりであります。私はその特別部会の中でも特に留意をしておりますのは、障害者対策の長期の計画を受け持つ部会に、特に留意をしておるわけであります。障害者対策の責任は当然厚生大臣でございます。しかしこれに対する対策は運輸、文部各省を含んだ内閣全般が対応していくべきことでありますから、私はこの推進本部というのは単なる明年度に対する対策を立てる会ではなくて、それが終わりましたならば直ちに、これは総合的な内閣の障害者に対する広範な対策を持続していくべきものだと考えておりますので、そういう点に留意をして推進してまいりたいと考えております。

○江田五月君 各省庁といわば横並びの形の厚生大臣ということではなくて、それもありましょうが、国際障害者年推進対策副本部長としてひとつ機関車の役割りを大いに發揮していただきたいと、大いに期待をしているところですが、この推進方針の中にいろいろなことがあります。『障害者対策』の一部に『各種福祉施策』として『生活安定のための諸施策の推進』という項目があります。これはその前の中央身障者対策協議会での議論等を踏まえてまいりますと、ただいまの障害福祉年金あるいは福祉手当、こういうものをひとつ大いに見直して改めていこうじゃないかというようなことから、こういう文言に帰着をしたというふうに理解をしております。今月二十一日の当委員会で前島委員がそのことについてたどしましたが、社会局長からは答弁がありました。年金局長からの答弁をいただいておりますので、年金局長、ひとつこの『生活安定のための諸施策の推進』ということについてのまあ御理解をお答えをいただきたいと思います。

○政府委員(松田正著) 先生いま御指摘の点は、障害者に対してはまず生活保障あるいは所得保障、具体的に申し上げますと、障害年金あるいは障害福祉年金あるいはその他のこれに類する諸手当、こういったものの改善強化を図るという趣旨と理解

をいたしております。特に年金につきましては、障害福祉年金あるいは障害年金等につきましては、年々その改善方を図っているところでございます。最前から御指摘のような点も含めまして、今後とも年金額の改定を含めまして改善には努力をしてまいりたい、かように考えております。

○江田五月君　ところで近年、財政の困難を理由としてあるいはそのほかの理由から、福祉見直しというようなことが議論になっておる。いま私はこの障害福祉年金等の福祉的な給付の水準が低いじゃないかということをし申し上げたんですが、この福祉というものが金がどんどんふえればいいと、物と金があれば整ったからそれで福祉がどんどん進んでいるんだというものでないことは、これはまあ大切な点でありまして、財政のことを理由に給付をカットするということであると、この福祉が国政上きわめて優先度の高いものでありますから、いささか問題だと思いますが、そうではなくて、これまで物と金に偏り過ぎていた福祉を、もっと社会全体が福祉の心を持った社会に変わっていいんじゃないかというような意味でしたら、私どもも大いにいままでの福祉というもののあり方というのを見直していかなきやならぬのじゃないかというような気もいたすわけで、そこで国際障害者年ということを見てもいいりますと、この国際障害者年のマーンテーマが「完全参加と平等」ということですね。平等はその一部に経済的な援助によって生活の支えをしていくんだということがあると思いますが、完全参加にしてもあるいは平等にしてもやっぱり物と金だけじゃ解決がつかない、社会全体がどれだけ障害者に対して温かくこれを受け入れ、障害者もまた社会の中で通常の社会人と同じ社会生活を共有できるか、もちろん能力的にいろいろ限定はあると思いますが、ということが問題になってくるわけで、ことしの一月に、先ほどから申し上げております前島議員が大平前総理に本会議で質問をしたときに、大平前総理から、障害者が家庭や地域社会において健全者

と同様に日常生活を営むことができるような配慮を政治、経済、文化各般にわたり行き渡らせていく必要がある、感動的な御質問ということを前置きされてそういうお答えをいただいたわけでありまして、まさにそういうただ物、金ではないことをこれからやっていかなきゃならぬ、それがこの国際障害者年の大きな仕事でもあらうし、そして、そういう物と金ではないところで障害者を大きく温かく包んでいくという社会ができることが、いろいろな物にしても金にしても、より大きな機能を果たすことにつながっていくんだと考えるわけです。で、そういうことを考えてみますと、障害者福祉というのは社会一般が障害者に対する偏見をなくし、障害者も自分たちと同じ基本的人権を持った社会の一員だということを社会が認識し、同時に障害者の方もまた自分たちでできることは自立をしていて、そして社会に積極的に参加をしていくという、そういうことになっていかなきゃいけない。

そこで、いま私はいろいろな点で障害者に対する偏見が残っており、また障害者側からの完全参加ができてにくい場面があると思いますが、特にハンセン氏病のことについていささか聞いておきたいと思いますが、現在、患者がどの程度おつて、新規にどの程度発見されているんですか。

○政府委員(大谷藤郎君) ハンセン氏病の患者さんでございしますが、療養所に現在入所しておられる方が八千六百六十五人、在宅の患者さんが九百八十五人、合わせて九千六百五十五人という数字が統計として上がっております。そのうち新発見の患者さんといましては四十四人、そのうち沖縄の方で二十八人という数字になっております。

○江田五月君 四十四人、特に沖繩ではそのうち二十八人といいますが、もう一億一千何百万人という國民の中ですから、新たな発見はまあないに等しいということだろう。その意味では、もういまわが国はハンセン氏病を病氣としてはほぼ克服しているといつていいかと思いますが、いま患者というふうにおつしやつた、一休患者というの

何なんならうかということですね。らい予防法二条で「患者」という規定があるわけで、そして四条の二項には「治ゆ」という言葉もあるわけですね。でも、一体「患者」とは何で、「治ゆ」とは何かということをちょっとお教えいただきたいと思ひます。

○政府委員(大谷藤郎君) 医学的に治癒の概念といふのは病氣によつてさまざまでございまして、すべて身体のいろいろな異状まで修復された状態を指すといひますならば、これはたとえばハンセン氏病の場合、菌が消失いたしましたも相当な体の異状というものが残りますので、その点をどういふふうにかへるのか非常にむづかしい問題でございします。一般にたとへば火傷等でございしますと、その傷が修復いたしましたして、多少の変形が残りましたも、これは治癒ということになりますけれども、ハンセン氏病の場合は、従来から非常に治療がむづかしかった時点におきまして、相当体の後遺症等が残つておりますので、私どもとしては患者という言葉につきましては一般的に医学的に厳密な定義といふのはございしませんで、そういう意味で私どもはハンセン氏病の場合につきまして、療養所に入つて現在治療やリハビリテーションに励んでおられる方々を、一応患者さんということで定義いたしているわけでございします。

○江田五月君　ハンセン氏病の方々に對する厚生行政の実施という点に關しては、かなり患者ということを広くとらえなきゃならないと思います。長い間、わが國はハンセン氏病について隔離政策をとつて、とにかく無理やりに連れてきて強制的に療養所に收容してしまふ。いまもいふ予防法六条ではこの強制的な入所があり、さらに十五条では外出が制限される。非常に厳しい制限なんです。十六条では「秩序の維持」というようなことがあつて、何かありますと三十日を越えない期間で所長が指定した部屋で静居しなければならぬ。まあ、療養所の中のさらに小さな部屋に押し込めるといふふうなことを規定してあるような、そういうことになっておるわけですが、どうもこの

らい予防法の規定の頭というものは、まだまだハンセン氏病は触れちゃいけないんだ、社会にあつちやいけないんだ、とにかくどこかもう隔離をして、そして子孫を残さずに絶滅してしまふことが大切なんだというような頭になっているような気がして仕方がないんです。

しかし一方では、そういう法の立て方と別に、ハンセン氏病の方々に對して、たとえば国民年金法の障害年金一級相当額の給付金を与えるとか、あるいはいろいろな、まだ十分ではないにしても、かなり厚い福祉の手は差し伸べられているわけですが、そういう福祉の手を差し伸べられていることに對しては患者である。しかし一方の、いまの外出の制限とか秩序の維持とか、そういうようなことに對しては、これはもう患者ということには当たらない、つまり菌は出ていない、外へほとんど出ていってもだれにも感染はしない、社会が一般的に見て、ちょっと感情的なしこりというものはない、普通の社会人と同じようにつき合つて平気なんだという人がいっぱいいると思うんですが、いかがですか。

○政府委員(大谷藤郎君) 医学の進歩によりまして、現在ハンセン氏病の療養所に入所の方々は先生御指摘のような点が非常に多いことと存じます。私もといたしましては、できる限り現在の医学の進歩に應じた適切な判断をもつて、先ほど御指摘の条文の運用を図つていこうと存じてございまして、現に人権を損なうということがないように運用されているというふうに考えておるわけでございます。

○江田五月君 そこで、これまでのそうした隔離政策というものが、先ほどちょっと前に伺つたように、ハンセン氏病というものがもう非常に日本で少なくなつてきたという結果を生んだということはあるのでしょうか、その過去をあえてほじくり出して、だれの責任だというようにことをやるつもりはないのですが、しかし、ハンセン氏病というものに対する国の態度、社会の態度というものはもうそろそろ大きく変わつていかなきゃなら

ない。国際障害者年に当たつて、その誤解を国が、あるいは厚生省が率先して解いていくということではいけない。そうでないと、そうやって障害者というものに対する誤解を解いていくということを生懸命やつていかないと、障害福祉年金あるいは障害年金、そういうものも本當に与えた金の効果が出てこないというような気がいたしますが、このハンセン氏病對策についてどういふ基本的なお考えでいらつしやるか、大臣のお答えをいただきたいと思ひます。

○國務大臣(園田直君) 先ほどから御発言をまじめに承つておりましたが、身体障害者に対する問題、社会福祉の問題で、一つは見直しという言葉が使われております。これは非常に大事なことでありますが、間違ひしますと、財政的につらいからその手当を縮めるといふふうにとられることは、大変なこれは間違ひでありまして、まさに社会環境の変化に應じて、これに對する政府、国民の心構えを変えるというのが見直しであると考へております。

なおまた、物と金だけでは対策はできない。これもまた物と金じゃない、心だ。こういうことで、心をふやして物と金を減らせという言葉に使われるおそれもございますが、これも全く違ひであります。物と金だけでは身体障害者の方々に對する対応の策ではない。その上に、身体障害者の方々がそれぞれの立場においてそのハンディキャップを埋めて、そして社会人と肩を並べて地域づくり、国づくりに貢献されるようにする。また、身体障害者の方々が勇気を持つて社会の人と同じように生活をし、働かれるようにするということが身体障害者の方々に對する基本的な考え方ではないかと思ひます。

そういう意味において、ハンセン氏病に對してもいまこそまじに見直すべきことであります。施設、福祉、いろいろ問題ありますが、一番大事なことは、国民の方々にハンセン氏病に對する正しい理解、そして、こういう方々は隔離をして、人生を生涯、社会から隔離されて、悪い言葉で言え

ば飼ひ殺しということにしてはならぬと。こういう方々も、伝染の根源は絶たなきゃなりませんけれども、しかし、社会人と伍して人間社会の中で一つの構成人員としてやつていかれる、こういうふうになつては考へ方を根本的に直す、いわゆる見直し時期がいまだと考へております。こういう意味で、療養される方も、またお世話をする方もわれわれも、その観点から、ひとつ療養される方も勇気を持つて、われわれもまた国民に手本を示す意味において、ハンセン氏病で療養される方は社会の一人である、社会づくりの一人である、こういうことを逐次国民の方々に御理解を願うことが一番大事であると考へております。

○江田五月君 大臣の温かい御理解あるお答えをいただきまして、本當に勇気づけられるわけですが、そういう見地に立つて障害者の問題で、とにかく世間の誤解の最たるものがハンセン氏病なんですね。これをどうしてもこの誤解を解いていかなきゃならぬと。そこで、国際障害者年事業推進方針の啓発活動と、まあいろいろ書いてありますけれども、具体的に、たとえばハンセン氏病で何かひとつやることがあるのか。それが、きょうこの後決議があると思ひますが、例の長島架橋の問題、橋をかけるという問題、もう長い間このハンセン氏病の方々が皆さん共通の願ひであり、同時にこの島に入所されている方々の悲願でありますけれども、こういう橋を障害者年に当たつてどうしてもつくるんだという、何といふ政策選択をやつていただきたいんです。これはどういふ方針、どういふところからどういふ方法で金を出すかというふうなことはいろいろあると思ひますが、金の出し方はいろいろあるんです。それはまた後からいろいろ知恵をしなければいけません。その知恵をしぼるために大ぜい、厚生省にもあるいはその他の各省にも優秀な官僚の皆さんがいらつしやるわけでありまして、ひとつ政策選択としてあそこを橋をつくつて、そして長い歴史の中でゆがんだハンセン氏病に對する、ひいては障害者に對する世間の誤解を、政府みずから解く一歩を踏

み出していくんだということを決意をしていただきたい。

ついせんたつて、長島の皆さんが厚生大臣にお会いをしていろいろお願いをしました。厚生大臣から非常に勇気づけられるお答えをいただいたのですが、ひとつこの委員会の席で、大臣にそのことを改めて伺ひをしておきたいと思ひます。いかがですか。

○國務大臣(園田直君) 当委員会の各委員からも、いまの長島架橋の問題は強く要望されたところでございます。これは長い間の願望であり、かつまた療養される方々の非常災害の場合の命を守る点でも大事であると思ひますが、一番大事な点は、先ほど申し上げましたこういう方々が隔離された人間ではない、社会構成の一人である、社会復帰だ、こういう意味で私の所管ではありますせんが、全力を挙げて各委員の御協力を得てこれを實現したいと考へております。

政府の方は私が責任を持つて努力をいたしますが、どうか費用その他について地元の合意、協力も必要でございますので、厚生省から特に、特別に派遣をして御協力願ひようにしておりますが、幸い委員は地元の岡山でありますから、どうかひとつ地元の方は引き受けていただければありがたいと思ひます。

○委員(片山基市君) 江田君、時間です。

○江田五月君 国際障害者年推進本部の副本部長として、先ほどからも申し上げておりますとおり、単に厚生大臣というだけにとどまらず、この障害者対策ということについて、いわば内閣の中心的存在になられる厚生大臣、ひとつそういう立場から五十六年度予算でどうしてもこの橋をつけるといふ政策選択をしていくんだという方向を明らかにしていただくことをお願いをいたしまして、質問を終わります。最後に、その答えだけひとつお願いいたします。

○國務大臣(園田直君) 各委員の要請もあるわけでございますし、各委員の御協力を得て、ぜひ實現したいと考へております。

○江田五月君 終わります。

○委員長(片山基市君) 他に御発言もなければ、商案に対する質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○委員(片山基市君) 御異議ないと認めます。それでは、これより本案に対する討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。別に御発言もなければ、これより採決に入ります。

まず、こどもの国協会の解散及び事業の承継に関する法律案を問題に供します。

本案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(片山基市君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、安倍君から発言を求められておりますので、これを許します。安倍君。

○安恒良一君 ただいま可決されましたこどもの国協会の解散及び事業の承継に関する法律案に対し、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合及び新政クラブの各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

こどもの国協会の解散及び事業の承継に関する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、次の事項につき格段の努力を払うべきである。

一、こどもの国の運営に当つては、特殊法人こどもの国協会設立の趣旨である緑豊かな自然中での児童の健全育成の目的が十分生かされるよう特段の配慮をし、かつ、子供の安全を確保するために十分な措置を講ずること。

二、こどもの国に対し、民間移管後も従来の趣旨に沿い、必要な助成を行い、その整備発展に配慮すること。

三、特殊法人こどもの国協会の解散に当たり、その職員の処遇については、適正な措置をとること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ、委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(片山基市君) ただいま安倍君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(片山基市君) 全会一致と認めます。よって、安倍君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、園田厚生大臣から発言を求められておりますので、これを許します。園田厚生大臣。

○国務大臣(園田直君) ただいま御決議になりました附帯決議につきましては、御趣旨を尊重して格段の努力をいたす所存でございます。

○委員長(片山基市君) 次に、厚生年金保険法等の一部を改正する法律案を問題に供します。

本案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(片山基市君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、高杉君から発言を求められておりますので、これを許します。高杉君。

○高杉勉忠君 ただいま可決されました厚生年金保険法等の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議、日本共産党、民社党・国民連合及び新政クラブの各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

厚生年金保険法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずるよう配慮すべきである。

一、本格的な高齢化社会の到来を迎え、中高年齢者の雇用の改善と特に適正な給付と公正な負担のあり方を含め公的年金制度全体の抜本的改善を図ること。

二、婦人の年金権のあり方については、被用者の妻の国民年金への任意加入制度との関連も含め総合的な見地から検討を進め、速やかにその確立に努めること。

三、遺族年金については、引き続き改善に努めること。

四、在職老齢年金制度の支給制限の緩和について検討すること。

五、いわゆる経過年金については、その水準のあり方を早急に明らかにするとともに、その一環として福祉年金の充実を図ること。

六、本格的な年金時代を迎えるに当たり、受給者、被保険者に個別的かつ具体的に対応できる年金相談体制の整備を促進するとともに、業務処理体制の強化を図り、もって国民に対するサービスの向上に一層努めること。

七、年金の給付については、老後の生活安定を図る立場から、業務処理体制の整備とあわせて支払期月、支払回数及び支払方法の制度間の整合性について検討すること。

八、すべての年金は、非課税とするように努めること。

九、五人未満事業所の従業員に対する厚生年金保険の適用の問題について、具体的方策を樹立し、その適用の促進に努めること。

十、積立金の管理運用については、極力、有利運用を図るとともに、民主的な運用に努めること。また、被保険者に対する福祉還元についても、なお一層努力すること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ、委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(片山基市君) ただいま高杉君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(片山基市君) 全会一致と認めます。よって、高杉君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、園田厚生大臣から発言を求められておりますので、これを許します。園田厚生大臣。

○国務大臣(園田直君) ただいま御決議になりました附帯決議につきましては、その御趣旨を十分尊重いたしまして努力をいたす所存でございます。

○委員長(片山基市君) 優生保護法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明はすでに聴取しておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。別に御発言もなければ、これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。別に御発言もなければ、これより採決に入ります。

優生保護法の一部を改正する法律案を問題に供します。

本案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(片山基市君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

ただいま可決されました三法案に対する審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一

任願いたし存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(片山基市君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(片山基市君) 社会保障制度等に関する調査を議題といたします。

高杉君から発言を求められておりますので、これを許します。高杉君。

○高杉進忠君 私、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議、日本共産党、民社党・国民連合及び新政クラブの各派共同提案に係る国立療養所長島愛生園等の所在する離島長島と本土間の架橋にかかわる問題に関する決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

国立療養所長島愛生園等の所在する離島長島と本土間の架橋にかかわる問題に関する決議案

かねてから要請のあつた首題の問題について、政府は、ハンセン氏病対策の万全を期する観点から、今後、関係者の理解と協力を得ながら、最善の努力をすべきである。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ、委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(片山基市君) ただいまの高杉君提出の議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(片山基市君) 全会一致と認めます。よって、本決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、園田厚生大臣から発言を求められておりますので、これを許します。園田厚生大臣。

○国務大臣(園田直君) ただいまの御決議につきまして、その御趣旨を十分尊重いたし、その御

決議を背景としてその実現に努力をいたす所存でございます。

○委員長(片山基市君) 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(鉄道労働組合関係)、同(国鉄労働組合関係)、同(国鉄動力車労働組合関係)、同(全国鉄

道労働組合関係)、同(全国鉄動力車労働組合関係)、同(全通信労働組合関係)及び同(全日本郵政労働組合関係)、右八件を一括議題といたします。まず政府から趣旨説明を聴取いたします。藤尾労働大臣。

○国務大臣(藤尾正行君) ただいま議題となりました公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(鉄道労働組合関係)外七件につきまして、一括して提案理由を御説明申し上げます。

昭和五十五年三月以降、日本国有鉄道及び郵政省関係労働組合は、昭和五十五年四月一日以降の賃金引き上げに関する要求を各公共企業体等当局に提出し、団体交渉を重ねましたが、解決が困難な事態となり、四月十二日に関係組合または当局の申請により公共企業体等労働委員会が調停段階に入り、さらに五月十四日、同委員会の決議により仲裁手続に移行し、同委員会は、六月十日、日本国有鉄道と鉄道労働組合、国鉄労働組合、国鉄動力車労働組合、全国鉄道建設労働組合、全国鉄動力車労働組合連合会及び国鉄千葉動力車労働組合並びに郵政省と全通信労働組合及び全日本郵政労働組合に対し、本件各仲裁裁定を行ったのであります。

本件各仲裁裁定は、職員の基準内賃金を、本年四月一日以降、一人当たり基準内賃金の三・〇八%相当額に二千二百八十円を加えた額の原資をもつて引き上げることを内容とするものであります。政府といたしましては、日本国有鉄道関係では

日本国有鉄道経営再建特別措置法案が、また、郵政省関係では郵便法等の一部を改正する法律案がいずれも未成立であり、現段階におきましては、その実施が予算上可能であるとは断定できません。したがって、公共企業体等労働関係法第十六条第一項に該当するものと認められますので、同条第二項の規定により、国会に付議し、御審議を願う次第であります。

何とぞ、よろしく御審議の上、国会の御意思の表明を願いたいと存する次第であります。

○委員長(片山基市君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。これより質疑に入ります。質疑のある方は順次御発言を願います。別に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(片山基市君) 御異議ないと認め、さようでは、これより右八件を一括して討論に入ります。

御意見のある方は御発言を願います。別に御発言もなければ、これより採決に入ります。採決は、日本国有鉄道関係六件と郵政事業関係二件に分けて行います。まず、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(鉄道労働組合関係)外五件については、公共企業体等労働委員会の裁定のとおり実施することを承認することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(片山基市君) 全会一致と認めます。よって、右六件は全会一致をもって公共企業体等労働委員会の裁定のとおり実施することを承認すべきものと決定いたしました。次に、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全通信労働組合関係)外一件については、公共企業体等労働委員会の裁定のとおり実施することを承認することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(片山基市君) 全会一致と認めます。よって、右両件は全会一致をもって公共企業体等労働委員会の裁定のとおり実施することを承認すべきものと決定いたしました。この際、関係大臣を代表して労働大臣の発言を求めます。藤尾労働大臣。

○国務大臣(藤尾正行君) ただいま御承認の議決をいただき、まことにありがとうございます。私といたしましては、本会議での御承認が得られ次第、速やかに仲裁裁定が実施されるよう努力する所存でございます。

○委員長(片山基市君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(片山基市君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。本日はこれにて散会いたします。午後五時二十八分散会

十月二十四日本委員会に左の案件が付託された。
一、生活保護世帯の在宅患者加算の適用認定基準の撤回等に関する請願(第二七五号)(第二七六号)
一、厚生年金法の改悪反対等に関する請願(第二七七号)
一、生活保護世帯に対する電気・ガスの料金改定に伴う生活保護基準引上げに関する請願(第二七八号)(第二七九号)
一、国鉄の仲裁裁定即時完全実施に関する請願(第二八〇号)
一、原子爆弾被害者等の援護法早期制定に関する請願(第二八一号)
一、国鉄の仲裁裁定即時完全実施に関する請願(第二八七号)(第二八八号)(第二八九号)(第二九〇号)
一、保育所の建設と施設運営の改善等に関する

請願(第二九一号) 一、厚生年金法の改悪反対等に関する請願(第二九二号)(第二九三号) 一、医療保険制度と建設国民健康保険組合改善に関する請願(第二九四号) 一、厚生年金法改悪反対等に関する請願(第二九五号)(第二九六号)(第二九七号)(第二九八号) 一、保育所の建設と施設運営の改善等に関する請願(第二九九号) 一、国鉄の仲裁裁定即時完全実施に関する請願(第三〇〇号)(第三〇一号)(第三〇二号) 一、厚生年金法の改悪反対等に関する請願(第三〇三号) 一、医療保険制度と建設国民健康保険組合改善に関する請願(第三〇四号) 一、個室付浴場業(トルコ風呂)をなくすため公衆浴場の一部改正に関する請願(第三二五号) 一、厚生年金法改悪反対等に関する請願(第三二六号)(第三二七号)(第三二八号) 一、難聴幼児対策確立に関する請願(第三三九号) 一、厚生年金法改悪反対等に関する請願(第三四〇号) 一、医療保険制度と建設国民健康保険組合改善に関する請願(第三四七号)(第三四八号) 一、保育所の建設と施設運営の改善等に関する請願(第三四九号)(第三五〇号) 一、国鉄の仲裁裁定即時完全実施に関する請願(第三五一号)(第三五二号)(第三五三号)(第三五四号) 一、厚生年金法改悪反対等に関する請願(第三五五号) 一、こどもの国協会の廃止反対等に関する請願(第三五六号) 一、厚生年金法改悪反対等に関する請願(第三五七号)(第三五八号)(第三五九号)(第三六〇号)	一、医療保険制度と建設国民健康保険組合改善に関する請願(第三六四号) 一、保育所の建設と施設運営の改善等に関する請願(第三六五号)(第三六六号) 一、国鉄の仲裁裁定即時完全実施に関する請願(第三六七号)(第三六八号) 一、生活保護世帯の在宅患者加算の適用認定基準の撤回等に関する請願(第三六九号) 一、厚生年金法改悪反対等に関する請願(第三七〇号)(第三七一号) 一、生活保護世帯に対する電気・ガスの料金改定に伴う生活保護基準引上げに関する請願(第三七二号) 一、厚生年金法の改悪反対等に関する請願(第三七四号) 一、厚生年金法改悪反対等に関する請願(第三七五号) 一、国鉄の仲裁裁定即時完全実施に関する請願(第三七六号)(第三七七号)(第三七八号) 一、医療保険制度と建設国民健康保険組合改善に関する請願(第三七九号) 一、個室付浴場業(トルコ風呂)をなくすため公衆浴場の一部改正に関する請願(第三八〇号) 一、保育所の建設と施設運営の改善等に関する請願(第三八一号) 一、厚生年金法改悪反対等に関する請願(第三八二号) 一、国鉄の仲裁裁定即時完全実施に関する請願(第三八六号) 一、未帰還帰国者特別援護措置に関する請願(第三九三号)(第三九四号) 一、こどもの国協会の廃止反対等に関する請願(第三九七号) 一、厚生年金法の改悪反対等に関する請願(第三九八号) 一、保育所の建設と施設運営の改善等に関する請願(第三九九号)(第四〇〇号)(第四〇一号) 一、医療保険制度と建設国民健康保険組合改善	に関する請願(第四〇二号) 一、国鉄の仲裁裁定即時完全実施に関する請願(第四〇三号)(第四〇四号)(第四〇五号) 一、原子爆弾被爆者等の援護法早期制定に関する請願(第四〇六号) 一、厚生年金法改悪反対等に関する請願(第四〇七号)(第四〇八号) 一、保育所の建設と施設運営の改善等に関する請願(第四一二号)(第四一三号) 一、国鉄の仲裁裁定即時完全実施に関する請願(第四一四号)(第四一五号) 一、厚生年金法改悪反対等に関する請願(第四一六号) 一、国鉄の仲裁裁定即時完全実施に関する請願(第四一七号)(第四一八号) 一、保育所の建設と施設運営の改善等に関する請願(第四二四号) 一、厚生年金法改悪反対等に関する請願(第四二五号)(第四二六号) 一、国鉄の仲裁裁定即時完全実施に関する請願(第四二七号)(第四二八号) 一、保育所の建設と施設運営の改善等に関する請願(第四三三号) 一、厚生年金法改悪反対等に関する請願(第四三四号) 一、保育所の建設と施設運営の改善等に関する請願(第四三六号) 一、国鉄の仲裁裁定即時完全実施に関する請願(第四四三号)(第四四四号)(第四四五号) 一、国鉄の仲裁裁定即時完全実施に関する請願(第四四六号)(第四四七号) 一、厚生年金法改悪反対等に関する請願(第四四八号)(第四四九号)(第四五〇号) 一、こどもの国協会の廃止反対等に関する請願(第四五三号) 一、国鉄の仲裁裁定即時完全実施に関する請願(第四五四号) 一、医療保険制度と建設国民健康保険組合改善に関する請願(第四五五号) 一、原子爆弾被爆者等の援護法早期制定に関する請願(第四五六号) 一、保育所の建設と施設運営の改善等に関する請願(第四五七号) 一、未帰還帰国者特別援護措置に関する請願(第四五九号)(第四六〇号)(第四六一号) 一、保育所の建設と施設運営の改善等に関する請願(第四七七号)	一、国鉄の仲裁裁定即時完全実施に関する請願(第四七八号)(第四七九号) 一、国立腎センター設立に関する請願(第四八〇号) 一、医療保険制度と建設国民健康保険組合改善に関する請願(第四八一号) 一、厚生年金法改悪反対等に関する請願(第四八二号)(第四八三号)(第四八四号) 一、保育所の建設と施設運営の改善等に関する請願(第四八五号)(第四八六号) 一、国鉄の仲裁裁定即時完全実施に関する請願(第四八七号)(第四八八号)(第四八九号)(第四九〇号) 一、厚生年金法の改悪反対等に関する請願(第四九一号) 一、原子爆弾被爆者等の援護法制定に関する請願(第五〇三号) 一、保育所の建設と施設運営の改善等に関する請願(第五〇六号) 一、国鉄の仲裁裁定即時完全実施に関する請願(第五〇七号) 一、厚生年金法改悪反対等に関する請願(第五〇八号) 一、医療保険制度と建設国民健康保険組合改善に関する請願(第五〇九号) 第二七五号 昭和五十五年十月十三日受理 生活保護世帯の在宅患者加算の適用認定基準の撤回等に関する請願 請願者 東京都杉並区阿佐谷北二ノ六ノ三 杉並生活と健康を守る会内 五明 英太郎 紹介議員 宮本 顕治君 この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。 第二七六号 昭和五十五年十月十三日受理 生活保護世帯の在宅患者加算の適用認定基準の撤回等に関する請願
---	---	---	---

請願者 東京都国立市西二ノ一四ノ四五国

立生活と健康を守る会内 山口良
平外三名

紹介議員 上田耕一郎君
この請願の趣旨は、第二一八号と同じである。

第二二七号 昭和五十五年十月十三日受理
厚生年金法の改悪反対等に関する請願(三通)

請願者 大阪府岸和田市荒木町二〇ノ一
新田義昭外四千七百十三名

紹介議員 山崎 昇君
この請願の趣旨は、第二三九号と同じである。

第二二七号 昭和五十五年十月十三日受理
生活保護世帯に対する電気・ガスの料金改定に伴

う生活保護基準引上げに関する請願
請願者 東京都渋谷区東二ノ一五ノ三六ノ

一、〇一〇河野方渋谷生活と健康
を守る会内 河野満

紹介議員 宮本 顯治君
この請願の趣旨は、第二二七号と同じである。

第二二九号 昭和五十五年十月十三日受理
生活保護世帯に対する電気・ガスの料金改定に伴

う生活保護基準引上げに関する請願
請願者 東京都国立市西二ノ一四ノ四五国

立生活と健康を守る会内 山口良
平外三名

紹介議員 上田耕一郎君
この請願の趣旨は、第二二七号と同じである。

第二二八号 昭和五十五年十月十三日受理
国鉄の仲裁裁定即時完全実施に関する請願

請願者 千葉県君津市大井戸六、一〇〇
野老高央外八名

紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第六四号と同じである。

第二二八号 昭和五十五年十月十三日受理
原子爆弾被害者等の援護法早期制定に関する請願

請願者 神奈川県平塚市立野町三九ノ九
大井輝子外六百七十五名

紹介議員 河野 謙三君
この請願の趣旨は、第二三三号と同じである。

第二二八号 昭和五十五年十月十三日受理
国鉄の仲裁裁定即時完全実施に関する請願

請願者 川崎市幸区北加瀬九五〇 川又輝
男外六名

紹介議員 阿具根 登君
この請願の趣旨は、第六四号と同じである。

第二二八号 昭和五十五年十月十三日受理
国鉄の仲裁裁定即時完全実施に関する請願

請願者 群馬県高崎市剣崎町七八〇 田端
均外七名

紹介議員 大木 正吾君
この請願の趣旨は、第六四号と同じである。

第二二九号 昭和五十五年十月十三日受理
国鉄の仲裁裁定即時完全実施に関する請願

請願者 埼玉県大里郡岡部町針ヶ谷八四一
ノ二 石塚隆外十五名

紹介議員 対馬 孝且君
この請願の趣旨は、第六四号と同じである。

第二二九号 昭和五十五年十月十三日受理
国鉄の仲裁裁定即時完全実施に関する請願

請願者 千葉県香取郡山田町長岡一、四九
一 細根義幸外九名

紹介議員 目黒今朝次郎君
この請願の趣旨は、第六四号と同じである。

第二二九号 昭和五十五年十月十三日受理
保育所の建設と施設運営の改善等に関する請願

請願者 川崎市中原区新城一、〇三四ノ
一

一 佐藤久子外二百二十八名
紹介議員 阿具根 登君
この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第二二九号 昭和五十五年十月十三日受理
厚生年金法の改悪反対等に関する請願

請願者 大阪府東住吉区杭全八ノ一二ノ
五 宮本順二外二百九十八名

紹介議員 松前 達郎君
この請願の趣旨は、第二三九号と同じである。

第二二九号 昭和五十五年十月十三日受理
厚生年金法の改悪反対等に関する請願(一通)

請願者 大阪府茨木市佐保一、一〇四ノ
一 梅原保夫外千二百六十一名

紹介議員 大木 正吾君
この請願の趣旨は、第二三九号と同じである。

第二二九号 昭和五十五年十月十三日受理
医療保険制度と建設国民健康保険組合改善に関す

る請願
請願者 東京都稲城市矢野口五六ノ五 阿
部一夫外十四名

紹介議員 阿具根 登君
この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第二二九号 昭和五十五年十月十三日受理
厚生年金法改悪反対等に関する請願

請願者 熊本県八代市新町一ノ三七 藤田
聖至外二百二十七名

紹介議員 目黒今朝次郎君
この請願の趣旨は、第二四〇号と同じである。

第二二九号 昭和五十五年十月十三日受理
厚生年金法改悪反対等に関する請願

請願者 熊本県白旗町二九四ノ一八 荒田
佐矩外八十八名

紹介議員 大木 正吾君
この請願の趣旨は、第六四号と同じである。

この請願の趣旨は、第二四〇号と同じである。
第二二九号 昭和五十五年十月十三日受理
厚生年金法改悪反対等に関する請願(三通)

請願者 熊本県芦北郡芦北町鶴木山一、〇
三〇 田中賢次外五百五十二名

紹介議員 対馬 孝且君
この請願の趣旨は、第二四〇号と同じである。

第二二九号 昭和五十五年十月十三日受理
厚生年金法改悪反対等に関する請願

請願者 長野市西和田四三ノ一 菊池信二
郎外二百九名

紹介議員 村田 秀三君
この請願の趣旨は、第二四〇号と同じである。

第三二九号 昭和五十五年十月十三日受理
保育所の建設と施設運営の改善等に関する請願

請願者 千葉県幸町二ノ一八ノ九ノ一〇
一 川名哲雄外二百名

紹介議員 吉田 正雄君
この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第三二〇号 昭和五十五年十月十三日受理
国鉄の仲裁裁定即時完全実施に関する請願

請願者 埼玉県飯能市岩沢四五一ノ一七
柴田寛外九名

紹介議員 青木 新次君
この請願の趣旨は、第六四号と同じである。

第三二一号 昭和五十五年十月十三日受理
国鉄の仲裁裁定即時完全実施に関する請願

請願者 北海道岩見沢市日の出町五三二
難波修外八名

紹介議員 藤田 進君
この請願の趣旨は、第六四号と同じである。

第三二二号 昭和五十五年十月十三日受理
この請願の趣旨は、第六四号と同じである。

国鉄の仲裁裁定即時完全実施に関する請願(二通)

請願者 千葉市鎌取町一八四 板倉四郎外一名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第六四号と同じである。

第三三三号 昭和五十五年十月十三日受理

厚生年金法の改悪反対等に関する請願

請願者 大阪府堺市堀上町一七六ノ三〇 中島愛子外一万二千八百八十六名

紹介議員 高杉 迪忠君

この請願の趣旨は、第三三九号と同じである。

第三三四号 昭和五十五年十月十三日受理

医療保険制度と建設国民健康保険組合改善に関する請願

請願者 埼玉県浦和市別所二四八ノ五 橋本安雄外三十名

紹介議員 吉田 正雄君

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第三三五号 昭和五十五年十月十三日受理

個室付浴場業(トルコ風呂)をなくすため公衆浴場法の一部改正に関する請願

請願者 東京都江東区北砂三ノ二八ノ一 六 中村東海子外十四名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第三三三号と同じである。

第三三六号 昭和五十五年十月十三日受理

厚生年金法改悪反対等に関する請願

請願者 愛知県刈谷市末広町二ノ一三 伊藤芳江外二百二十九名

紹介議員 青木 新次君

この請願の趣旨は、第二四〇号と同じである。

第三三七号 昭和五十五年十月十三日受理

厚生年金法改悪反対等に関する請願

請願者 熊本県八代郡鏡町有佐 川浜哲也外百十三名

請願者 茨城県那珂郡大宮町上岩瀬九二五 関一夫外二百十名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第二四〇号と同じである。

第三三八号 昭和五十五年十月十三日受理

厚生年金法改悪反対等に関する請願

請願者 広島市中区大手町五ノ二一ノ一 五 熊谷幸雄外二百四十名

紹介議員 吉田 正雄君

この請願の趣旨は、第二四〇号と同じである。

第三三九号 昭和五十五年十月十三日受理

難聴幼児対策確立に関する請願

請願者 岡山市西古松二五九ノ一 岡山かなりや学園内 絹巻忠

紹介議員 木村 睦男君

一、難聴幼児の出現率を全国にわたり、早急に調査すること。
二、現在の難聴幼児の聴能・言語訓練を早急に実施して、これを制度化し、その対策を確立すること。

理由

難聴幼児が、その就学前に聴能・言語訓練を受け、正常な言語力を身につけて、義務教育にはぐくまれて行くことは、必要かつ緊急のことである。我々関係者は、本年度の全国盲ろう及び難聴幼児通園施設長の会合において、このような教育に恵まれない多数の難聴幼児のために、早急にその対策をたて、実施に移すことになった。一つには、国際障害者年に対応し、一つには、この福祉の欠落を補うために、アピールを満場一致で採択した。

第三四〇号 昭和五十五年十月十三日受理

厚生年金法改悪反対等に関する請願

請願者 熊本県八代郡鏡町有佐 川浜哲也外百十三名

紹介議員 小谷 守君

この請願の趣旨は、第二四〇号と同じである。

第三四七号 昭和五十五年十月十四日受理

医療保険制度と建設国民健康保険組合改善に関する請願

請願者 東京都大田区中央四ノ一九ノ一一 永野キヨノ外二十一名

紹介議員 福岡 知之君

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第三四八号 昭和五十五年十月十四日受理

医療保険制度と建設国民健康保険組合改善に関する請願

請願者 東京都足立区東伊興町五二ノ三一 沼田七郎外二十名

紹介議員 片岡 勝治君

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第三四九号 昭和五十五年十月十四日受理

保育所の建設と施設運営の改善等に関する請願

請願者 神奈川県藤沢市辻堂新町一ノ七ノ二〇 小川俊彦外二百八十名

紹介議員 片岡 勝治君

この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第三五〇号 昭和五十五年十月十四日受理

保育所の建設と施設運営の改善等に関する請願

請願者 東京都杉並区阿佐谷北一ノ三四ノ五 横瀬明義外百八十名

紹介議員 福岡 知之君

この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第三五一号 昭和五十五年十月十四日受理

国鉄の仲裁裁定即時完全実施に関する請願

請願者 埼玉県北埼玉郡大利根町北平野八三 島海良一外十九名

紹介議員 福岡 知之君

この請願の趣旨は、第六四号と同じである。

第三五二号 昭和五十五年十月十四日受理

国鉄の仲裁裁定即時完全実施に関する請願

請願者 福島県いわき市内郷宮町滝 鈴木久外六名

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第六四号と同じである。

第三五三号 昭和五十五年十月十四日受理

国鉄の仲裁裁定即時完全実施に関する請願

請願者 千葉県佐倉市大蛇町二六六ノ二 石渡昌彦外十八名

紹介議員 片岡 勝治君

この請願の趣旨は、第六四号と同じである。

第三五四号 昭和五十五年十月十四日受理

国鉄の仲裁裁定即時完全実施に関する請願

請願者 東京都北区田端一ノ二七ノ一ノ三〇三 熊谷市男外十一名

紹介議員 和田 静夫君

この請願の趣旨は、第六四号と同じである。

第三五五号 昭和五十五年十月十四日受理

厚生年金法改悪反対等に関する請願

請願者 広島県豊田郡安芸町三津四、四九三 部谷敏明外二百六十名

紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第二四〇号と同じである。

第三五六号 昭和五十五年十月十四日受理

こどもの国協会の廃止反対等に関する請願

請願者 東京都町田市成瀬三、五五九ノ二三 伊藤裕章外二千三百九十九名

紹介議員 片岡 勝治君

この請願の趣旨は、第二一九号と同じである。

第三五七号 昭和五十五年十月十四日受理

厚生年金法改悪反対等に関する請願

請願者 静岡景磐田郡浅羽町豊住五六〇
大石和枝外二百二十四名

紹介議員 福岡 知之君

この請願の趣旨は、第二四〇号と同じである。

第三五八号 昭和五十五年十月十四日受理

厚生年金法改悪反対等に関する請願

請願者 広島市東区牛田本町六ノ二ノ二七
松浦洋祐外百六十名

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第二四〇号と同じである。

第三五九号 昭和五十五年十月十四日受理

厚生年金法改悪反対等に関する請願

請願者 熊本市八島二ノ一三ノ一五 福島
直外二百十八名

紹介議員 片岡 勝治君

この請願の趣旨は、第二四〇号と同じである。

第三六〇号 昭和五十五年十月十四日受理

厚生年金法改悪反対等に関する請願

請願者 山口県玖珂郡由宇町六、一二四
大川敏男外百六十九名

紹介議員 和田 静夫君

この請願の趣旨は、第二四〇号と同じである。

第三六四号 昭和五十五年十月十四日受理

医療保険制度と建設国民健康保険組合改善に関する請願

請願者 東京都西多摩郡五日市町留原二、
八〇九 川嶋栄一外十五名

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第三六五号 昭和五十五年十月十四日受理

保育所の建設と施設運営の改善等に関する請願

請願者 東京都品川区南大井四ノ一一ノ一

二 一條邦男外百九名

紹介議員 志吉 裕君

この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第三六六号 昭和五十五年十月十四日受理

保育所の建設と施設運営の改善等に関する請願

請願者 東京都目黒区目黒本町六ノ六ノ一
六 鈴木この外百六十九名

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第三六七号 昭和五十五年十月十四日受理

国鉄の仲裁裁定即時完全実施に関する請願

請願者 茨城県高萩市安良川四六 関根秀
雄外十一名

紹介議員 志吉 裕君

この請願の趣旨は、第六四号と同じである。

第三六八号 昭和五十五年十月十四日受理

国鉄の仲裁裁定即時完全実施に関する請願

請願者 新潟市三和町一ノ一四 白井義夫
外八名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第六四号と同じである。

第三六九号 昭和五十五年十月十四日受理

生活保護世帯の在宅患者加算の適用認定基準の撤回等に関する請願

請願者 東京都渋谷区東一ノ二五ノ三六ノ
一、〇一〇河野方渋谷生活と健康
を守る会内 河野満

紹介議員 宮本 顕治君

この請願の趣旨は、第二一八号と同じである。

第三七〇号 昭和五十五年十月十四日受理

厚生年金法改悪反対等に関する請願

請願者 愛知県豊橋市八町通五ノ八一 津
田昭吾外百九十九名

紹介議員 志吉 裕君

この請願の趣旨は、第二四〇号と同じである。

第三七一号 昭和五十五年十月十四日受理

厚生年金法改悪反対等に関する請願

請願者 長野県下伊那郡上郷町黒田二八六
広岡義正外二百五十一名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第二四〇号と同じである。

第三七二号 昭和五十五年十月十四日受理

厚生年金法改悪反対等に関する請願

請願者 福井県小浜市下竹原二ノ三九 村
古義政外百九十九名

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第二四〇号と同じである。

第三七三号 昭和五十五年十月十四日受理

生活保護世帯に対する電気・ガスの料金改定に伴う生活保護基準引上げに関する請願

請願者 東京都杉並区阿佐谷北二ノ六ノ三
杉並生活と健康を守る会内 五明
英太郎

紹介議員 宮本 顕治君

この請願の趣旨は、第二一七号と同じである。

第三七四号 昭和五十五年十月十四日受理

厚生年金法の改悪反対等に関する請願

請願者 大阪府住吉区粉浜東之町四ノ七
沢野正春外三千十名

紹介議員 松前 達郎君

この請願の趣旨は、第二三九号と同じである。

第三七五号 昭和五十五年十月十四日受理

厚生年金法改悪反対等に関する請願

請願者 静岡県浜松市西浅田二ノ四ノ一六
森春宏外五十名

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第二四〇号と同じである。

第三七六号 昭和五十五年十月十四日受理

国鉄の仲裁裁定即時完全実施に関する請願

請願者 千葉市作草部町六五九ノ七九 蓬
田博則外八名

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第六四号と同じである。

第三七七号 昭和五十五年十月十四日受理

国鉄の仲裁裁定即時完全実施に関する請願

請願者 岩手県盛岡市向中野才川二ノ一
三上重蔵外三十名

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第六四号と同じである。

第三七八号 昭和五十五年十月十四日受理

国鉄の仲裁裁定即時完全実施に関する請願(二通)

請願者 千葉県船橋市松が丘三ノ一五ノ六
杉浦良一外一名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第六四号と同じである。

第三七九号 昭和五十五年十月十四日受理

医療保険制度と建設国民健康保険組合改善に関する請願

請願者 東京都練馬区石神井町七ノ二ノ一
六 安岡忠義外十四名

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第三八〇号 昭和五十五年十月十四日受理

個室付浴場業(トルコ風呂)をなくすため公衆浴場
法の一部改正に関する請願

請願者 愛知県知多郡武豊町原屋敷六九ノ
四四 佐藤嘉久男外十四名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第一三号と同じである。

第三八一号 昭和五十五年十月十四日受理

保育所の建設と施設運営の改善等に関する請願

請願者 大阪府和泉市伯太町四ノ七三ノ四

紹介議員 〇一 寺野信義外百五十名

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第三八二号 昭和五十五年十月十四日受理

厚生年金法改悪反対等に関する請願

請願者 静岡県浜名郡雄略町宇布見八、七

五ノ二 坂田喜一外四十九名

紹介議員 小谷 守君

この請願の趣旨は、第二四〇号と同じである。

第三八六号 昭和五十五年十月十四日受理

国鉄の仲裁裁定即時完全実施に関する請願

請願者 千葉市みつわ台三ノ一三ノ一三ノ

四ノ一 鈴木利夫外九名

紹介議員 小谷 守君

この請願の趣旨は、第六四号と同じである。

第三九三号 昭和五十五年十月十四日受理

未帰還帰国者特別援護措置に関する請願

請願者 山形市久保田三ノ七ノ二八引揚者

団体山形県連本部内 結城吉之助

紹介議員 安孫子藤吉君

未帰還帰国者は、自己の意思でなく余儀なき事情で、三十五年間も帰国できなかったもので、明らかに戦争犠牲者であるが、なんら援護に関する措置が講ぜられていないので、特別援護措置をとりたい。

理由

未帰還帰国者は、終戦時幼児又は少年、少女で、混乱のとき肉親と離れ離れとなった悲劇の人であり、運命の人として三十五年間も祖国より置き捨てられ見捨てられていたのである。日本人であり

ながら悲しくも異国生活を余儀なくされたため日本語が分らない。よつて、祖国の生活習慣や日本語を習得し社会復帰できるまで特別援護措置を講ずるよう望むものである。

第三九四号 昭和五十五年十月十四日受理

未帰還帰国者特別援護措置に関する請願

請願者 札幌市中央区南八条西一〇丁目引揚者団体北海道連合会内 根本弘

紹介議員 岩本 政光君

この請願の趣旨は、第三九三号と同じである。

第三九七号 昭和五十五年十月十四日受理

こどもの国協会の廃止反対等に関する請願

請願者 東京都町田市大蔵町二、二〇六

井上正外千二百二十九名

紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第二一九号と同じである。

第三九八号 昭和五十五年十月十四日受理

厚生年金法の改悪反対等に関する請願

請願者 大阪市東住吉区杭全六ノ九ノ一三

山根利之外三百四十九名

紹介議員 佐藤 三吾君

この請願の趣旨は、第二三九号と同じである。

第三九九号 昭和五十五年十月十四日受理

保育所の建設と施設運営の改善等に関する請願

請願者 群馬県渋川市石原三、〇三ノ二

奥山利信外百六十九名

紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第四〇〇号 昭和五十五年十月十四日受理

保育所の建設と施設運営の改善等に関する請願

請願者 東京都文京区根津一ノ一七ノ二

飯島和子外百五十名

紹介議員 佐藤 三吾君
この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第四〇一号 昭和五十五年十月十四日受理

保育所の建設と施設運営の改善等に関する請願

請願者 東京都品川区中延二ノ一五ノ八

長田安代外百十二名

紹介議員 坂倉 藤吾君

この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第四〇二号 昭和五十五年十月十四日受理

医療保険制度と建設国民健康保険組合改善に関する請願

請願者 東京都世田谷区宮坂一ノ二三ノ五

須釜繁外二十二名

紹介議員 佐藤 三吾君

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第四〇三号 昭和五十五年十月十四日受理

国鉄の仲裁裁定即時完全実施に関する請願

請願者 静岡県浜松市神ヶ谷町一、五九四

石塚利外八名

紹介議員 坂倉 藤吾君

この請願の趣旨は、第六四号と同じである。

第四〇四号 昭和五十五年十月十四日受理

国鉄の仲裁裁定即時完全実施に関する請願

請願者 山形市城南町二ノ四ノ三六 佐藤

好憲外十八名

紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第六四号と同じである。

第四〇五号 昭和五十五年十月十四日受理

国鉄の仲裁裁定即時完全実施に関する請願

請願者 群馬県高崎市下豊岡町三三九ノ一

〇 柄沢龍喜外十五名

紹介議員 佐藤 三吾君

この請願の趣旨は、第六四号と同じである。

第四〇六号 昭和五十五年十月十四日受理

原子爆弾被爆者等の援護法早期制定に関する請願

請願者 神奈川県横浜須賀町三春町六ノ七一

吉田シヅ子外六百六十名

紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第二三二号と同じである。

第四〇七号 昭和五十五年十月十四日受理

厚生年金法改悪反対等に関する請願

請願者 岐阜県中津川市中川町一ノ二八

下山佳尋外百五十九名

紹介議員 佐藤 三吾君

この請願の趣旨は、第二四〇号と同じである。

第四〇八号 昭和五十五年十月十四日受理

厚生年金法改悪反対等に関する請願

請願者 山口県岩国市川口町二ノ一ノ五

杉本宏一外百九十三名

紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第二四〇号と同じである。

第四二二号 昭和五十五年十月十五日受理

保育所の建設と施設運営の改善等に関する請願

請願者 東京都中野区新井一ノ一五ノ一一

伊藤正之外百三十九名

紹介議員 和田 静夫君

この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第四二三号 昭和五十五年十月十五日受理

保育所の建設と施設運営の改善等に関する請願

請願者 京都市左京区下鴨南茶ノ木町二八

今井啓夫外百四十九名

紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第四二三号 昭和五十五年十月十五日受理

国鉄の仲裁裁定即時完全実施に関する請願
請願者 大阪府堺市鳳東町五ノ四八一 鈴
木琢之介十二名

紹介議員 片山 基市君
この請願の趣旨は、第六四号と同じである。

第四二四号 昭和五十五年十月十五日受理
国鉄の仲裁裁定即時完全実施に関する請願
請願者 群馬県桐生市相生町五ノ四二一ノ
四 高草木末吉外二十名

紹介議員 寺田 熊雄君
この請願の趣旨は、第六四号と同じである。

第四二五号 昭和五十五年十月十五日受理
厚生年金法改悪反対等に関する請願
請願者 島根県出雲市矢尾町一、三二〇ノ
二 宮本博外二百二十九名

紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第二四〇号と同じである。

第四二六号 昭和五十五年十月十五日受理
厚生年金法改悪反対等に関する請願
請願者 長野県上伊那郡箕輪町中箕輪四一
有賀弥三郎外二百二十名

紹介議員 寺田 熊雄君
この請願の趣旨は、第二四〇号と同じである。

第四二三号 昭和五十五年十月十五日受理
国鉄の仲裁裁定即時完全実施に関する請願
請願者 岡山県笠岡市吉浜二、二七六ノ四
酒井正弘外十三名

紹介議員 広田 幸一君
この請願の趣旨は、第六四号と同じである。

第四三三三号 昭和五十五年十月十五日受理
国鉄の仲裁裁定即時完全実施に関する請願
請願者 広島県三次市十日市町 末盛末夫
外九名

紹介議員 宮之原貞光君
この請願の趣旨は、第六四号と同じである。

第四三四号 昭和五十五年十月十五日受理
保育所の建設と施設運営の改善等に関する請願
請願者 京都市山科区西野様子見町一ノ二
ノ三ノ四六四 渡辺博明外二百三
十九名

紹介議員 広田 幸一君
この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第四三五号 昭和五十五年十月十五日受理
厚生年金法改悪反対等に関する請願
請願者 山口県吉敷郡小郡町下郷一、八三
五 渡辺ミチヲ外百五十八名

紹介議員 宮之原貞光君
この請願の趣旨は、第二四〇号と同じである。

第四三六号 昭和五十五年十月十五日受理
厚生年金法改悪反対等に関する請願
請願者 岩手県盛岡市盛岡駅前北通六ノ九
畠本欽也外百七十八名

紹介議員 広田 幸一君
この請願の趣旨は、第二四〇号と同じである。

第四四三三号 昭和五十五年十月十五日受理
保育所の建設と施設運営の改善等に関する請願
請願者 岐阜県大垣市三坂町二〇〇ノ二
山岡京子外二百名

紹介議員 小山 一平君
この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第四四四号 昭和五十五年十月十五日受理
保育所の建設と施設運営の改善等に関する請願
請願者 大阪府和泉市坂本町一、二八一
難波規一外百八十名

紹介議員 稲山 篤君

この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第四四五号 昭和五十五年十月十五日受理
保育所の建設と施設運営の改善等に関する請願
請願者 群馬県北群馬郡子持村北牧八八九
藤原信子外百九名

紹介議員 瀬谷 英行君
この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第四四六号 昭和五十五年十月十五日受理
国鉄の仲裁裁定即時完全実施に関する請願
請願者 東京都東村山市富士見町一ノ一四
清野登外十一名

紹介議員 小山 一平君
この請願の趣旨は、第六四号と同じである。

第四四七号 昭和五十五年十月十五日受理
国鉄の仲裁裁定即時完全実施に関する請願
請願者 群馬県利根郡昭和村川額五三二
新木進外六名

紹介議員 瀬谷 英行君
この請願の趣旨は、第六四号と同じである。

第四四八号 昭和五十五年十月十五日受理
厚生年金法改悪反対等に関する請願
請願者 名古屋市中千種区千種一ノ二二ノ二
二 北橋友師外八十名

紹介議員 小山 一平君
この請願の趣旨は、第二四〇号と同じである。

第四四九号 昭和五十五年十月十五日受理
厚生年金法改悪反対等に関する請願
請願者 茨城県東茨城郡茨城町下石崎一、
二五九 萩谷一男外二百一名

紹介議員 瀬谷 英行君
この請願の趣旨は、第二四〇号と同じである。

厚生年金法改悪反対等に関する請願
請願者 福島県いわき市四倉町鬼越二二ノ
三六 吉田弘外二百十二名

紹介議員 安恒 良一君
この請願の趣旨は、第二四〇号と同じである。

第四五三三号 昭和五十五年十月十五日受理
こどもの国協会の廃止反対等に関する請願
請願者 東京都町田市成瀬三、五五九 黒
川満雄外千九百九名

紹介議員 安恒 良一君
この請願の趣旨は、第二一九号と同じである。

第四五四号 昭和五十五年十月十五日受理
国鉄の仲裁裁定即時完全実施に関する請願(二通)
請願者 群馬県高崎市京町一、九二二ノ
二 山岸相作外十七名

紹介議員 安恒 良一君
この請願の趣旨は、第六四号と同じである。

第四五五号 昭和五十五年十月十五日受理
医療保険制度と建設国民健康保険組合改善に関する請願
請願者 東京都府中市宮西町一ノ二二ノ二
松本光子外六十一名

紹介議員 安恒 良一君
この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第四五六号 昭和五十五年十月十五日受理
原子爆弾被害者等の援護法早期制定に関する請願
請願者 名古屋市中川区丹後町二ノ五九
大島須江外千九名

紹介議員 安恒 良一君
この請願の趣旨は、第二三三三号と同じである。

第四五七号 昭和五十五年十月十五日受理
保育所の建設と施設運営の改善等に関する請願
請願者 京都市伏見区深草開土町六〇 古

紹介議員 郷マサ子外八十四名
安恒 良一君

この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第四五九号 昭和五十五年十月十五日受理
未帰還帰国者特別援護措置に関する請願(十通)
請願者 山形県米沢市丸の内一丁目引揚者
団体山形県米沢支部内 加藤喜六
外九名

紹介議員 降矢 敬義君

この請願の趣旨は、第三九三号と同じである。

第四六〇号 昭和五十五年十月十五日受理
未帰還帰国者特別援護措置に関する請願
請願者 北海道夕張郡長沼町第二十七区
山本定男

紹介議員 北 修二君

この請願の趣旨は、第三九三号と同じである。

第四六一号 昭和五十五年十月十五日受理
未帰還帰国者特別援護措置に関する請願
請願者 山梨県大月市富浜町鳥沢一、九一
四 鈴木つね

紹介議員 降矢 敬義君

この請願の趣旨は、第三九三号と同じである。

第四七七号 昭和五十五年十月十六日受理
保育所の建設と施設運営の改善等に関する請願
請願者 群馬県渋川市行幸田二四ノ二 安
藤孝房外百十九名

紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第四七八号 昭和五十五年十月十六日受理
国鉄の仲裁裁定即時完全実施に関する請願
請願者 千葉県印旛郡印西町小林四、〇八
六 高山信二外八名

紹介議員 槐山 篤君

この請願の趣旨は、第六四号と同じである。

第四七九号 昭和五十五年十月十六日受理
国鉄の仲裁裁定即時完全実施に関する請願
請願者 千葉県習志野市津田沼二ノ一五ノ
四ノ四〇九 原田秀夫外十九名

紹介議員 吉田 正雄君

この請願の趣旨は、第六四号と同じである。

第四八〇号 昭和五十五年十月十六日受理
国立腎センター設立に関する請願
請願者 大阪府羽曳野市羽曳が丘西五ノ一
ノ一七 田中隆二

紹介議員 杏庭タケ子君

この請願の趣旨は、第一四八号と同じである。

第四八一号 昭和五十五年十月十六日受理
医療保険制度と建設国民健康保険組合改善に関する請願
請願者 東京都立川市柏町二ノ四一ノ四
田村スミ外十四名

紹介議員 加瀬 完君

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第四八二号 昭和五十五年十月十六日受理
厚生年金法改悪反対等に関する請願(二通)
請願者 香川県高松市屋島中町一五三
佐々木昭幸外二百三十五名

紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第二四〇号と同じである。

第四八三号 昭和五十五年十月十六日受理
厚生年金法改悪反対等に関する請願
請願者 島根県浜田市長沢五〇一ノ四 山
根勝俊外七十三名

紹介議員 阿具根 登君

この請願の趣旨は、第二四〇号と同じである。

第四八四号 昭和五十五年十月十六日受理
厚生年金法改悪反対等に関する請願
請願者 熊本市蓮台寺町九〇ノ一 北川磨
知子外五十九名

紹介議員 松前 達郎君

この請願の趣旨は、第二四〇号と同じである。

第四八五号 昭和五十五年十月十六日受理
保育所の建設と施設運営の改善等に関する請願
請願者 東京都北区豊島三ノ一六ノ三 高
橋あき子外百七十四名

紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第四八六号 昭和五十五年十月十六日受理
保育所の建設と施設運営の改善等に関する請願
請願者 京都市南区吉祥院石原長町一ノ
一 松田敏雄外百八十九名

紹介議員 阿具根 登君

この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第四八七号 昭和五十五年十月十六日受理
国鉄の仲裁裁定即時完全実施に関する請願
請願者 群馬県沼田市発知新田町五四〇ノ
二 高橋みち子外五名

紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第六四号と同じである。

第四八八号 昭和五十五年十月十六日受理
国鉄の仲裁裁定即時完全実施に関する請願
請願者 神奈川県相模原市橋本三ノ一〇ノ
二 関本裕外五名

紹介議員 阿具根 登君

この請願の趣旨は、第六四号と同じである。

第四八九号 昭和五十五年十月十六日受理
国鉄の仲裁裁定即時完全実施に関する請願
請願者 千葉県習志野市津田沼二ノ一四ノ
一ノ四〇三 佐藤亘弘外七名

紹介議員 大森 昭君

この請願の趣旨は、第六四号と同じである。

第四九〇号 昭和五十五年十月十六日受理
国鉄の仲裁裁定即時完全実施に関する請願
請願者 福島市森合柳内一ノ三 小林忠外
七名

紹介議員 松前 達郎君

この請願の趣旨は、第六四号と同じである。

第四九一号 昭和五十五年十月十六日受理
厚生年金法の改悪反対等に関する請願
請願者 兵庫県伊丹市千鶴二ノ八五 井上
武雄外九十四名

紹介議員 松前 達郎君

この請願の趣旨は、第三九三号と同じである。

第五〇三号 昭和五十五年十月十六日受理
原子爆弾被爆者等の援護法制定に関する請願
請願者 山口県徳山市川端町一ノ五 高浦
久男外六百八十九名

紹介議員 松前 達郎君

原子爆弾被爆者等のため、次の事項を含む国家補償に立つた被爆者援護の立法化を早急にされた

一、全額国庫負担による健康管理と療養の給付を行うこと。
二、被爆者全員に被爆者年金を支給すること。
三、被爆者の遺族に遺族年金を支給すること。
四、身体障害をもつ被爆者に障害年金を支給すること。
五、入院・通院・自宅療養中の被爆者に療養手当を支給すること。
六、生活困窮の被爆者に生活手当を支給すること。
七、介護を必要とする被爆者に介護手当を支給す

ること。
八、死没した被爆者に対して弔慰金と葬祭料を支給すること。
九、被爆者の子・孫で本人及び保護者の希望があつた場合は、本法を準用すること。

理由

昭和二十年八月六日、同九日、広島・長崎に投下された原子爆弾によつて被爆した我々は、肉親を殺され、自らも病氣や生活難に苦しみ、更に今日では、子ども・孫の問題にまで不安が広がつてゐる。原爆の投下が、悲惨な戦争を終結させる一つの契機となり、新しい憲法の下で再び戦争を行わない国民の決意の礎となり、国家もまたそれを認めるならば、この耐え難い我々の苦しみも、いくばくかの慰めをもつと信じてきた。しかし、国は軍人・軍属とその遺家族、戦傷病者、引揚者、農地改革による旧地主への国家補償を行ひながら、世界唯一の被爆国の原爆被害者に対しては、国家補償に立つた援護を、今日までなやら行つていない。更に今日、公害裁判の進行によつて、加害企業が公害患者へ多額な損害賠償を支払うのを見るにつけ、国家が被爆者に対して十分な援護措置を講じないことに、憤りを覚えるものである。

第五〇六号 昭和五十五年十月十六日受理

保育所の建設と施設運営の改善等に関する請願

請願者 京都市伏見区醍醐東合場町三二
小山勝明外百五十九名

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第五〇七号 昭和五十五年十月十六日受理

国鉄の仲裁裁定即時完全実施に関する請願

請願者 群馬県高崎市石原町三三、七〇三
笠原稔外十五名

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第六四号と同じである。

第五〇八号 昭和五十五年十月十六日受理

厚生年金法改悪反対等に関する請願

請願者 長野市若穂綿内八、六九一ノ四
平田和哉外百七十九名

この請願の趣旨は、第二四〇号と同じである。

第五〇九号 昭和五十五年十月十六日受理

医療保険制度と建設国民健康保険組合改善に関する請願

請願者 埼玉県川越市仙波町一ノ一四ノ一
二 関本一郎

紹介議員 穂山 篤君

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

十月二十八日本委員会に左の案件が付託された。

一、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（鉄道労働組合関係）（第九十二回国会提出、衆議院継続審査）

一、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（国鉄労働組合関係）（第九十二回国会提出、衆議院継続審査）

一、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（国鉄労働組合関係）（第九十二回国会提出、衆議院継続審査）

一、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（国鉄労働組合関係）（第九十二回国会提出、衆議院継続審査）

一、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（国鉄労働組合関係）（第九十二回国会提出、衆議院継続審査）

一、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（国鉄労働組合関係）（第九十二回国会提出、衆議院継続審査）

一、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（国鉄労働組合関係）（第九十二回国会提出、衆議院継続審査）

一、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（国鉄労働組合関係）（第九十二回国会提出、衆議院継続審査）

一、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（国鉄労働組合関係）（第九十二回国会提出、衆議院継続審査）

一、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（国鉄労働組合関係）（第九十二回国会提出、衆議院継続審査）

一、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（国鉄労働組合関係）（第九十二回国会提出、衆議院継続審査）

一、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（国鉄労働組合関係）（第九十二回国会提出、衆議院継続審査）

一、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（国鉄労働組合関係）（第九十二回国会提出、衆議院継続審査）

一、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（国鉄労働組合関係）（第九十二回国会提出、衆議院継続審査）

一、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（国鉄労働組合関係）（第九十二回国会提出、衆議院継続審査）

一、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（国鉄労働組合関係）（第九十二回国会提出、衆議院継続審査）

一、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（国鉄労働組合関係）（第九十二回国会提出、衆議院継続審査）

一、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（国鉄労働組合関係）（第九十二回国会提出、衆議院継続審査）

一、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（国鉄労働組合関係）（第九十二回国会提出、衆議院継続審査）

一、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（国鉄労働組合関係）（第九十二回国会提出、衆議院継続審査）

一、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（国鉄労働組合関係）（第九十二回国会提出、衆議院継続審査）

一、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（国鉄労働組合関係）（第九十二回国会提出、衆議院継続審査）

一、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（国鉄労働組合関係）（第九十二回国会提出、衆議院継続審査）

規定に基づき、国会の議決を求めるの件（国鉄千葉動力車労働組合関係）（第九十二回国会提出、衆議院継続審査）

一、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全通信労働組合関係）（第九十二回国会提出、衆議院継続審査）

一、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全日本郵政労働組合関係）（第九十二回国会提出、衆議院継続審査）

一、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全日本郵政労働組合関係）（第九十二回国会提出、衆議院継続審査）

一、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全日本郵政労働組合関係）（第九十二回国会提出、衆議院継続審査）

一、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全日本郵政労働組合関係）（第九十二回国会提出、衆議院継続審査）

一、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全日本郵政労働組合関係）（第九十二回国会提出、衆議院継続審査）

一、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全日本郵政労働組合関係）（第九十二回国会提出、衆議院継続審査）

一、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全日本郵政労働組合関係）（第九十二回国会提出、衆議院継続審査）

一、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全日本郵政労働組合関係）（第九十二回国会提出、衆議院継続審査）

一、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全日本郵政労働組合関係）（第九十二回国会提出、衆議院継続審査）

一、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全日本郵政労働組合関係）（第九十二回国会提出、衆議院継続審査）

一、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全日本郵政労働組合関係）（第九十二回国会提出、衆議院継続審査）

一、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全日本郵政労働組合関係）（第九十二回国会提出、衆議院継続審査）

一、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全日本郵政労働組合関係）（第九十二回国会提出、衆議院継続審査）

一、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全日本郵政労働組合関係）（第九十二回国会提出、衆議院継続審査）

一、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全日本郵政労働組合関係）（第九十二回国会提出、衆議院継続審査）

一、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全日本郵政労働組合関係）（第九十二回国会提出、衆議院継続審査）

一、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全日本郵政労働組合関係）（第九十二回国会提出、衆議院継続審査）

一、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全日本郵政労働組合関係）（第九十二回国会提出、衆議院継続審査）

一、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全日本郵政労働組合関係）（第九十二回国会提出、衆議院継続審査）

一、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全日本郵政労働組合関係）（第九十二回国会提出、衆議院継続審査）

一、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全日本郵政労働組合関係）（第九十二回国会提出、衆議院継続審査）

一、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全日本郵政労働組合関係）（第九十二回国会提出、衆議院継続審査）

一、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全日本郵政労働組合関係）（第九十二回国会提出、衆議院継続審査）

一、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全日本郵政労働組合関係）（第九十二回国会提出、衆議院継続審査）

一、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全日本郵政労働組合関係）（第九十二回国会提出、衆議院継続審査）

一、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全日本郵政労働組合関係）（第九十二回国会提出、衆議院継続審査）

一、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全日本郵政労働組合関係）（第九十二回国会提出、衆議院継続審査）

一、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全日本郵政労働組合関係）（第九十二回国会提出、衆議院継続審査）

一、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全日本郵政労働組合関係）（第九十二回国会提出、衆議院継続審査）

一、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全日本郵政労働組合関係）（第九十二回国会提出、衆議院継続審査）

一、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全日本郵政労働組合関係）（第九十二回国会提出、衆議院継続審査）

一、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全日本郵政労働組合関係）（第九十二回国会提出、衆議院継続審査）

一、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全日本郵政労働組合関係）（第九十二回国会提出、衆議院継続審査）

一、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全日本郵政労働組合関係）（第九十二回国会提出、衆議院継続審査）

一、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全日本郵政労働組合関係）（第九十二回国会提出、衆議院継続審査）

一、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全日本郵政労働組合関係）（第九十二回国会提出、衆議院継続審査）

会（以下「委員会」という。）は、慎重審議の結果、次のとおり裁定する。

主文

日本国有鉄道の公共企業体等労働関係法上の職員（昭和四十年公共企業体等労働委員会告示第一号に掲げる者を除く。）の基準内賃金を、昭和五十五年四月一日以降、一人当たり、同日現在における上記職員の基準内賃金の三・〇八％相当額に二、二八〇円を加えた額八、〇〇九円を原資をもつて引き上げること。

理由

1 今次の賃金紛争は、組合が一人当たり八％の賃金引上げを要求したのに対し、公社が賃金引上げ額を一人平均三、九七二円とする旨を回答したが、交渉は決裂したため、組合申請により調停に係属した。調停段階においては、民間賃金の動向、民間及び国家公務員との賃金格差の有無、消費者物価との関係などの問題をめぐって労使委員の意見が対立し、その中で四月十六日に調停中断の事態が生じたが、五月六日に再開され、同月十四日に調停委員長見解として「三・〇八％十二、二八〇円」の賃金引上げ案が提示された。しかしながら、これに基づき調停案を作成することについて労使委員の同意が得られず、このため、同日公共企業体等労働委員会の決議によつて、紛争の処理が仲裁に移された。

2 委員会は、公共企業体等の職員の賃金を決定する際考慮すべき重要な条件である生計費の動向、国家公務員の給与、民間賃金の状況などについて、労使の主張を含め、検討を加えた。

(1) 生計費の動向を消費者物価指数（総理府統計局調べ、全国）によつてみると、その昭和五十四年度平均の上昇率は四・八％であり、本年三月の対前年同月上昇率は八・〇％であつたことに注目した。

(2) 国家公務員の給与との均衡については、昨年の人事院勧告により、国家公務員について三・七〇％程度の給与改定が行われたことに

注目したが、種々の角度から検討した結果、全体として格別の措置を要するものはないと認めた。

(3) 民間賃金水準との関係については、今次の賃金紛争においても、労使間で、賃金水準の比較対象などにつき論議が行われたが、従来どおり、昭和五十四年賃金構造基本統計調査などを用いて、企業規模百人以上を基礎とし、性、学歴、年齢別に賃金水準の比較をしたところ、ほぼ均衡しているものと認められた。

(4) 民間産業における今季の賃金引上げ状況については、主要企業の動向を検討した結果、率で六・六％程度、金額では一万一千五百円前後になるものと推定した。

また、賃金引上げの分散の度合いをみると、率・額ともに昨年に引き続き縮小したが、特に引上げ額の集中の度合いが高く、委員会は、このような民間産業における今季の賃金引上げの特徴にも留意した。

(5) 委員会は、以上のほか、企業経営の状況についても検討を行ったが、公共企業体等については、その事業の性格を考慮すれば、本年についても従来どおり、個々の経営状況によって賃金引上げに格差を設けることは適当でないと判断した。

3 委員会は、以上のごとき諸条件を総合的に勘案した結果、公共企業体等の職員の賃金については、従来どおり民間賃金の動向を重視して決定することが妥当であると判断した。

したがって、委員会は、同様の判断に基づいて示された調停段階における調停委員長見解の内容を特に変える必要はないものと認め、本文のとおり裁定した。

4 本文の原質の配分については、労使間の協議によつて決定することとし、その協議を早期に完了し、本裁定の効果が速やかに職員に及ぶよう要望する。

5 本裁定によつて賃金引上げが行われることにかんがみ、委員会は、労使双方に対し、公共企

業体等の事業が国民経済に果たす役割の重要性を十分認識し、広く国民一般の期待に応えるよう、労使関係の安定並びに経営の合理化及び生産性の向上に格段の努力を要望する。

なお、この際、委員会は、今回の賃金紛争において実質賃金の維持が重要な争点として提起されたことにかんがみ、政府が物価の安定に一層の努力を傾けることを期待するものである。

昭和五十五年六月十日

公共企業体等労働委員会

鉄労五十五年新賃金仲裁委員会

委員長 中西 實
委員 金子 美雄
委員 原田 運治
委員 市原昌三郎
委員 隅谷三喜男
委員 舟橋 尚道
委員 山口 俊夫

事 由

一 昭和五十五年三月一日鉄道労働組合(以下「組合」という)は、昭和五十五年四月一日以降の賃金引き上げに関する要求を日本国有鉄道に対し提出し、団体交渉を重ねたが、解決が困難な事態となり、昭和五十五年四月十二日組合の申請により公共企業体等労働委員会の調停段階に入り、更に同年五月十四日同委員会の決議により仲裁手続に移行し、同委員会は、同年六月十日仲裁裁定(第五六六号)を行った。

二 右裁定の実施については、日本国有鉄道経営再建促進特別措置法案が未成立であり、現段階においては、予算上可能であるとは断定できないので、本裁定は、公共企業体等労働関係法第十六条第一項に該当するものと認められる。

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の

規定に基づき、国会の議決を求めるの件(国鉄労働組合関係)
公共企業体等労働委員会の別紙裁定について、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定により、国会の議決を求める。

昭和五十五年六月十日
仲裁裁定第五六七号
(国鉄労働組合関係)

仲裁裁定書

公共企業体等労働委員会

仲裁裁定第五六七号

裁 定

関係当事者
東京都千代田区丸の内二丁目六番五号
日本国有鉄道

総 裁 高 木 文 雄

東京都千代田区丸の内二丁目二番四号
国鉄労働組合
中央執行委員長 森 彰 誠

昭和五十五年四月十二日日本国有鉄道から調停申請があり、五月十四日公共企業体等労働委員会が仲裁を行うことを決議した上記当事者間の昭和五十五年新賃金に関する紛争につき、当仲裁委員会(以下「委員会」という)は、慎重審議の結果、次のとおり裁定する。

主 文

日本国有鉄道の公共企業体等労働関係法上の職員(昭和四十年公共企業体等労働委員会告示第一号に掲げる者を除く)の基準内賃金を、昭和五十五年四月一日以降、一人当たり、同日現在における上記職員の基準内賃金の三・〇八％相当額に二、二八〇円を加えた額八、〇〇九円の原資をもつて引き上げること。

理 由

1 今次の賃金紛争は、組合が一人当たり二三、〇〇〇円の賃金引上げと三五歳・勤続十七年の労働者の賃金を一九〇、〇〇〇円にすることを

要求したのに対し、公社が賃金引上げ額を一人平均三、九七二円とする旨を回答したが、交渉は決裂したため、公社申請により調停に係属した。調停段階においては、民間賃金の動向、民間及び国家公務員との賃金格差の有無、消費者物価との関係などの問題をめぐって労使委員の意見が対立し、その中で四月十六日に調停中断の事態も生じたが、五月六日に再開され、同月十四日に調停委員長見解として「三・〇八％＋二、二八〇円」の賃金引上げ案が提示された。しかしながら、これに基づき調停案を作成することについて労使委員の同意が得られず、このため、同日公共企業体等労働委員会の決議によつて、紛争の処理が仲裁に移された。

2 委員会は、公共企業体等の職員の賃金を決定する際考慮すべき重要な条件である生計費の動向、国家公務員の給与、民間賃金の状況などについて、労使の主張を含め、検討を加えた。

(1) 生計費の動向を消費者物価指数(総理府統計局調べ、全国)によつてみると、その昭和五十四年度平均の上昇率は四・八％であり、本年三月の対前年同月上昇率は八・〇％であつたことに注目した。

(2) 国家公務員の給与との均衡については、昨年の人事院勧告により、国家公務員について三・七〇％程度の給与改定が行われたことに注目したが、種々の角度から検討した結果、全体として格別の措置を要するものはないと認めた。

(3) 民間賃金水準との関係については、今次の賃金紛争においても、労使間で、賃金水準の比較対象などにつき論議が行われたが、従来どおり、昭和五十四年賃金構造基本統計調査などを用いて、企業規模一〇〇人以上を基礎とし、性、学歴、年齢別に賃金水準の比較をしたところ、ほぼ均衡しているものと認められた。

(4) 民間産業における今季の賃金引上げ状況については、主要企業の動向を検討した結果、

率で六・六％程度、金額では一一、五〇〇円前後になるものと推定した。

また、賃金引上げの分散の度合いをみると、率・額ともに昨年に引き続き縮小したが、特に引上げ額の集中の度合いが高く、委員会は、このような民間産業における今季の賃金引上げの特徴にも留意した。

(5) 委員会は、以上のほか、企業経営の状況についても検討を行ったが、公共企業体等については、その事業の性格を考慮すれば、本年についても従来どおり、個々の経営状況によって賃金引上げに格差を設けることは適当でないと判断した。

3 委員会は、以上のごとき諸条件を総合的に勘案した結果、公共企業体等の職員の賃金については、従来どおり民間賃金の動向を重視して決定することが妥当であると判断した。

したがって、委員会は、同様の判断に基づいて示された調停段階における調停委員長見解の内容を特に変える必要はないものと認め、本文のとおり裁定した。

なお、「三五歳・十七年勤続」の労働者の賃金要求については、組合の主張は特定年齢層の賃金水準が民間に比べ低位にあるのでは正を求め、組合と認められるが、この問題は、団体交渉及び調停の経緯をふまえ、配分の問題として処理されるべきものと考えた。

4 本文の原案の配分については、労使間の協議によつて決定することとし、その協議を早期に完了し、本裁定の効果が速やかに職員に及ぶよう要望する。

5 本裁定によつて賃金引上げが行われることにかんがみ、委員会は、労使双方に対し、公共企業体等の事業が国民経済に果たす役割の重要性を十分認識し、広く国民一般の期待に応えるよう、労使関係の安定並びに経営の合理化及び生産性の向上に格段の努力を要望する。

なお、この際、委員会は、今回の賃金紛争において実質賃金の維持が重要な争点として提起

されたことにかんがみ、政府が物価の安定に一層の努力を傾けることを期待するものである。

昭和五十五年六月十日

公共企業体等労働委員会

国労五十五年新賃金仲裁委員会

委員長 中西 實
委員 金子 美雄
委員 原田 運治
委員 市原昌三郎
委員 隅谷三喜男
委員 舟橋 尚道
委員 山口 俊夫

事由

一 昭和五十五年三月十一日国鉄労働組合は、昭和五十五年四月一日以降の賃金引上げに関する要求を日本国有鉄道に対し提出し、団体交渉を重ねたが、解決が困難な事態となり、昭和五十五年四月十二日当局の申請により公共企業体等労働委員会の調停段階に入り、更に同年五月十四日同委員会の決議により仲裁手続に移行し、同委員会は、同年六月十日仲裁裁定（第五六七号）を行った。

二 右裁定の実施については、日本国有鉄道経営再建促進特別措置法案が未成立であり、現段階においては、予算上可能であるとは断定できないので、本裁定は、公共企業体等労働関係法第十六条第一項に該当するものと認められる。

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（国鉄動力車労働組合関係）
公共企業体等労働委員会の別紙裁定について、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定により、国会の議決を求める。

昭和五十五年六月十日
仲裁裁定第五六八号
（国鉄動力車労働組合関係）
仲裁裁定書

公共企業体等労働委員会

仲裁裁定第五六八号
裁定
関係当事者
東京都千代田区丸の内一丁目六番五号
日本国有鉄道
総裁 高 木 文 雄
東京都品川区西五反田三丁目二番一三号
国鉄動力車労働組合
中央闘争委員長 八 嶽 重 一

昭和五十五年四月十二日日本国有鉄道から調停申請があり、五月十四日公共企業体等労働委員会が仲裁を行うことを決議した上記当事者間の昭和五十五年新賃金に関する紛争につき、当仲裁委員会（以下「委員会」という）は、慎重審議の結果、次のとおり裁定する。

主 文
日本国有鉄道の公共企業体等労働関係法上の職員（昭和四十年公共企業体等労働委員会告示第一号に掲げる者を除く）の基準内賃金を、昭和五十五年四月一日以降、一人当たり、同日現在における上記職員の基準内賃金の三・〇八％相当額に二・二八〇円を加えた額八、〇〇九円を原資をもつて引き上げること。

理 由
1 今次の賃金紛争は、組合が年齢別賃金の引上げ（三五歳で二一、五〇〇円など）を要求したのに対し、公社が賃金引上げ額を一人平均三、九七二円とする旨を回答したが、交渉は決裂したため、公社申請により調停に係属した。調停段階においては、民間賃金の動向、民間及び国家公務員との賃金格差の有無、消費者物価との関係などの問題をめぐって労使委員の意見が対立し、その中で四月十六日に調停中断の事態が生じたが、五月六日に再開され、同月十四

日に調停委員長見解として「三・〇八％十二、二八〇円」の賃金引上げ案が提示された。しかしながら、これに基づき調停案を作成することについて労使委員の同意が得られず、このため、同日公共企業体等労働委員会の決議によつて、紛争の処理が仲裁に移された。

2 委員会は、公共企業体等の職員の賃金を決定する際考慮すべき重要な条件である生計費の動向、国家公務員の給与、民間賃金の状況などについて、労使の主張を含め、検討を加えた。

(1) 生計費の動向を消費者物価指数（総理府統計局調べ、全国）によつてみると、その昭和五十四年度平均の上昇率は四・八％であり、本年三月の対前年同月上昇率は八・〇％であつたことに注目した。

(2) 国家公務員の給与との均衡については、昨年の人事院勧告により、国家公務員について三・七〇％程度の給与改定が行われたことに注目したが、種々の角度から検討した結果、全体として格別の措置を要するものはないと認めた。

(3) 民間賃金水準との関係については、今次の賃金紛争においても、労使間で、賃金水準の比較対象などにつき論議が行われたが、従来どおり、昭和五十四年賃金構造基本統計調査などをを用いて、企業規模一〇〇人以上を基礎とし、性、学歴、年齢別に賃金水準の比較をしたところ、ほぼ均衡しているものと認めた。

(4) 民間産業における今季の賃金引上げ状況については、主要企業の動向を検討した結果、率で六・六％程度、金額では一一、五〇〇円前後になるものと推定した。

また、賃金引上げの分散の度合いをみると、率・額ともに昨年に引き続き縮小したが、特に引上げ額の集中の度合いが高く、委員会は、このような民間産業における今季の賃金引上げの特徴にも留意した。

(5) 委員会は、以上のほか、企業経営の状況についても検討を行ったが、公共企業体等につ

については、その事業の性格を考慮すれば、本年についても従来どおり、個々の経営状況によつて賃金引上げに格差を設けることは適当でない」と判断した。

3 委員会は、以上のとき諸条件を総合的に勘案した結果、公共企業体等の職員の賃金については、従来どおり民間賃金の動向を重視して決定することが妥当であると判断した。したがつて、委員会は、同様の判断に基づいて示された調停段階における調停委員長見解の内容を特に変える必要はないものと認め、主文のとおり裁定した。

4 組合の要求している年齢別の賃金引上げに関する問題については、これを新賃金決定方式の問題として扱うことは、国鉄の全職員について統一的に賃金引上げを行う現行の方式のもとでは困難である。したがつて、当面は、団体交渉及び調停の経緯をふまえ、これを配分の問題として処理し、将来のあり方については、さらに労使において、いわゆる標準労働者方式と現行方式による賃金引上げ及び現行賃金体系との関連などの諸問題を含め、検討することを期待する。

5 主文の原資の配分については、労使間の協議によつて決定することとし、その協議を早期に完了し、本裁定の効果が速やかに職員に及ぶよう要望する。

6 本裁定によつて賃金引上げが行われることにかんがみ、委員会は、労使双方に対し、公共企業体等の事業が国民経済に果たす役割の重要性を十分認識し、広く国民一般の期待に応えるよう、労使関係の安定並びに経営の合理化及び生産性の向上に格段の努力を要望する。

なお、この際、委員会は、今回の賃金紛争において実質賃金の維持が重要な争点として提起されたことにかんがみ、政府が物価の安定に一層の努力を傾けることを期待するものである。

昭和五十五年六月十日

公共企業体等労働委員会

動労五十五年新賃金仲裁委員会

委員長 中西 實
委員 金子 美雄
委員 原田 運治
委員 市原昌三郎
委員 隅谷三喜男
委員 舟橋 尚道
委員 山口 俊夫

事 由

一 昭和五十五年三月十一日国鉄動力車労働組合は、昭和五十五年四月一日以降の賃金引上げに関する要求を日本国有鉄道に対し提出し、団体交渉を重ねたが、解決が困難な事態となり、昭和五十五年四月十二日当局の申請により公共企業体等労働委員会の調停段階に入り、更に同年五月十四日同委員会の決議により仲裁手続に移行し、同委員会は、同年六月十日仲裁裁定（第五六八号）を行つた。

二 右裁定の実施については、日本国有鉄道経営再建促進特別措置法案が未成立であり、現段階においては、予算上可能であると断定できないので、本裁定は、公共企業体等労働関係法第十六条第一項に該当するものと認められる。

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件
（全国鉄施設労働組合関係）

公共企業体等労働委員会の別紙裁定について、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定により、国会の議決を求める。

昭和五十五年六月十日
仲裁裁定第五六九号
（全国鉄施設労働組合関係）

仲裁裁定書

公共企業体等労働委員会
仲裁裁定第五六九号

裁 定

関係当事者
東京都千代田区丸の内一丁目六番五号
日本国有鉄道
総 裁 高 本 文 雄

東京都千代田区丸の内一丁目八番一五号
全国鉄施設労働組合
中央執行委員長 福田 富 衛

昭和五十五年四月十二日日本国有鉄道から調停申請があり、五月十四日公共企業体等労働委員会が仲裁を行うことを決議した上記当事者間の昭和五十五年新賃金に関する紛争につき、当仲裁委員会（以下「委員会」という）は、慎重審議の結果、次のとおり裁定する。

主 文

日本国有鉄道の公共企業体等労働関係法上の職員（昭和四十年公共企業体等労働委員会告示第一号に掲げる者を除く）の基準内賃金を、昭和五十五年四月一日以降、一人当たり、同日現在における上記職員の基準内賃金の三・〇八％相当額に二、二八〇円を加えた額八、〇〇九円の原資をもつて引き上げること。

理 由

一 今次の賃金紛争は、組合が施設関係標準労働者層の賃金を一八、六〇〇円引き上げることとを要求したのに対し、公社が賃金引上げ額を一人平均三、九七二円とする旨を回答したが、交渉は決裂したため、公社申請により調停に係属した。調停段階においては、民間賃金の動向、民間及び国家公務員との賃金格差の有無、消費者物価との関係などの問題をめぐつて労使委員の意見が対立し、その中で四月十六日に調停中断の事態も生じたが、五月六日に再開され、同月十四日に調停委員長見解として「三・〇八％＋二、二八〇円」の賃金引上げ案が提示された。しかしながら、これに基づき調停案を作成する

ことについて労使委員の同意が得られず、このため、同日公共企業体等労働委員会の決議によつて、紛争の処理が仲裁に移された。

二 委員会は、公共企業体等の職員の賃金を決定する際考慮すべき重要な条件である生計費の動向、国家公務員の給与、民間賃金の状況などについて、労使の主張を含め、検討を加えた。

(1) 生計費の動向を消費者物価指数（総理府統計局調べ、全国）によつてみると、その昭和五十四年度平均の上昇率は四・八％であり、本年三月の対前年同月上昇率では八・〇％であつたことに注目した。

(2) 国家公務員の給与との均衡については、昨年の人事院勧告により、国家公務員について三・七〇％程度の給与改定が行われたことに注目したが、種々の角度から検討した結果、全体として格別の措置を要するものはないと認めた。

(3) 民間賃金水準との関係については、今次の賃金紛争においても、労使間で、賃金水準の比較対象などにつき論議が行われたが、従来どおり、昭和五十四年度賃金構造基本統計調査などを用いて、企業規模一〇〇人以上を基礎とし、性、学歴、年齢別に賃金水準の比較をしたところ、ほぼ均衡しているものと認められた。

(4) 民間産業における今季の賃金引上げ状況については、主要企業の動向を検討した結果、率で六・六％程度、金額では一一、五〇〇円前後になるものと推定した。

また、賃金引上げの分散の度合いをみると、率・額ともに昨年に引き続き縮小したが、特に引上げ額の集中の度合いが高く、委員会は、このような民間産業における今季の賃金引上げの特徴にも留意した。

(5) 委員会は、以上のほか、企業経営の状況についても検討を行ったが、公共企業体等については、その事業の性格を考慮すれば、本年についても従来どおり、個々の経営状況によ

つて賃金引上げに格差を設けることは適当でない」と判断した。

3 委員会は、以上のごとき諸条件を総合的に勘案した結果、公共企業体等の職員の賃金については、従来どおり民間賃金の動向を重視して決定することが妥当であると判断した。

したがって、委員会は、同様の判断に基づいて示された調停段階における調停委員長見解の内容を特に変える必要はないものと認め、主文のとおり裁定した。

4 施設関係のいわゆる標準労働者層の賃金要求については、組合の主張からすれば、職務の特殊性に対応する賃金要求の問題であると認められるので、施設関係の労働の質的変化その他の事情をふまえ、他の職種との関係など現行の賃金体系との関連を含め、今後とも労使において検討することを期待する。

5 主文の原資の配分については、労使間の協議によつて決定することとし、その協議を早期に完了し、本裁定の効果が速やかに職員に及ぶよう要望する。

6 本裁定によつて賃金引上げが行われることにかんがみ、委員会は、労使双方に対し、公共企業体等の事業が国民経済に果たす役割の重要性を十分認識し、広く国民一般の期待に応えるよう、労使関係の安定並びに経営の合理化及び生産性の向上に格段の努力を要望する。

なお、この際、委員会は、今回の賃金紛争において実質賃金の維持が重要な争点として提起されたことにかんがみ、政府が物価の安定に一層の努力を傾けることを期待するものである。

昭和五十五年六月十日

公共企業体等労働委員会

全労五十五年新賃金仲裁委員会

委員長 中西 實

委員 金子 美雄

委員 原田 運治

委員 市原昌三郎

委員 隅谷三喜男
委員 舟橋 尚道
委員 山口 俊夫

事 由

一 昭和五十五年三月三日全国施設労働組合は、昭和五十五年四月一日以降の賃金引上げに関する要求を日本国有鉄道に対し提出し、団体交渉を重ねたが、解決が困難な事態となり、昭和五十五年四月十二日当局の申請により公共企業体等労働委員会の調停段階に入り、更に同年五月十四日同委員会の決議により仲裁手続に移行し、同委員会は、同年六月十日仲裁裁定（第五六九号）を行った。

二 右裁定の実施については、日本国有鉄道経営再建促進特別措置法案が未成立であり、現段階においては、予算上可能であると断定できないので、本裁定は、公共企業体等労働関係法第十六条第一項に該当するものと認められる。

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件
（全国鉄動力車労働組合連合会関係）

公共企業体等労働委員会の別紙裁定について、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定により、国会の議決を求める。

昭和五十五年六月十日

仲裁裁定第五七〇号

（全国鉄動力車労働組合連合会関係）

仲裁裁定書

公共企業体等労働委員会

仲裁裁定第五七〇号

裁 定

関係当事者

東京都千代田区丸の内一丁目六番五号

日本国有鉄道

総 裁 高 木 文 雄

東京都豊島区池袋二丁目一〇八三番

全国鉄動力車労働組合連合会

中央執行委員長 遠 藤 泰 三

昭和五十五年四月十二日日本国有鉄道から調停申請があり、五月十四日公共企業体等労働委員会が仲裁を行うことを決議した上記当事者間の昭和五十五年新賃金に関する紛争につき、当仲裁委員会（以下「委員会」という。）は、慎重審議の結果、次のとおり裁定する。

主 文

日本国有鉄道の公共企業体等労働関係法上の職員（昭和四十年公共企業体等労働委員会告示第一号に掲げる者を除く。）の基準内賃金を、昭和五十五年四月一日以降、一人当たり、同日現在における上記職員の基準内賃金の三・〇八％相当額に二、二八〇円を加えた額八、〇〇九円の原資をもつて引き上げること。

理 由

1 今次の賃金紛争は、組合が一人当たり二六、〇〇〇円の賃金引上げを要求したのに対し、公社が賃金引上げ額を一人平均三、九七二円とする旨を回答したが、交渉は決裂したため、公社申請により調停に係属した。調停段階においては、民間賃金の動向、民間及び国家公務員との賃金格差の有無、消費者物価との関係などの問題をめぐって労使委員の意見が対立し、その中で四月十六日に調停中断の事態が生じたが、五月六日に再開され、同月十四日に調停委員長見解として「三・〇八％十二、二八〇円」の賃金引上げ案が提示された。しかしながら、これに基づき調停案を作成することについて労使委員の同意が得られず、このため、同日公共企業体等労働委員会の決議によつて、紛争の処理が仲裁に移された。

2 委員会は、公共企業体等の職員の賃金を決定する際考慮すべき重要な条件である生計費の動向、国家公務員の給与、民間賃金の状況などに

ついて、労使の主張を含め、検討を加えた。

(1) 生計費の動向を消費者物価指数（総理府統計局調べ、全国）によつてみると、その昭和五十四年度平均の上昇率は四・八％であり、本年三月の対前年同月上昇率では八・〇％であつたことに注目した。

(2) 国家公務員の給与との均衡については、昨年の人事院勧告により、国家公務員について三・七〇％程度の給与改定が行われたことに注目したが、種々の角度から検討した結果、全体として格別の措置を要するものはないと認めた。

(3) 民間賃金水準との関係については、今次の賃金紛争においても、労使間で、賃金水準の比較対象などにつき論議が行われたが、従来どおり、昭和五十四年度賃金構造基本統計調査などを用いて、企業規模一〇〇人以上を基礎とし、性、学歴、年齢別に賃金水準の比較をしたところ、ほぼ均衡しているものと認められた。

(4) 民間産業における今季の賃金引上げ状況については、主要企業の動向を検討した結果、率で六・六％程度、金額では一一、五〇〇円前後になるものと推定した。

また、賃金引上げの分散の度合いをみると、率・額ともに昨年に引き続き縮小したが、特に引上げ額の集中の度合いが高く、委員会は、このような民間産業における今季の賃金引上げの特徴にも留意した。

(5) 委員会は、以上のほか、企業経営の状況についても検討を行ったが、公共企業体等については、その事業の性格を考慮すれば、本年についても従来どおり、個々の経営状況によつて賃金引上げに格差を設けることは適当でない」と判断した。

3 委員会は、以上のごとき諸条件を総合的に勘案した結果、公共企業体等の職員の賃金については、従来どおり民間賃金の動向を重視して決定することが妥当であると判断した。

したがって、委員会は、同様の判断に基づいて示された調停段階における調停委員長見解の内容を特に変える必要はないものと認め、本文のとおり裁定した。

4 本文の原質の配分については、労使間の協議によって決定することとし、その協議を早期に完了し、本裁定の効果が速やかに職員に及ぶよう要望する。

5 本裁定によつて賃金上げが行われることにかんがみ、委員会は、労使双方に対し、公共企業体等の事業が国民経済に果たす役割の重要性を十分認識し、広く国民一般の期待に應えるよう、労使関係の安定並びに経営の合理化及び生産性の向上に格段の努力を要望する。

なお、この際、委員会は、今回の賃金紛争において実質賃金の維持が重要な争点として提起されたことにかんがみ、政府が物価の安定に一層の努力を傾けることを期待するものである。

昭和五十五年六月十日

公共企業体等労働委員会

全勤第五十五年新賃金仲裁委員会

委員長 中西 實
委員 金子 美雄
委員 原田 運治
委員 市原昌三郎
委員 隅谷三喜男
委員 舟橋 尚道
委員 山口 俊夫

事由

一 昭和五十五年三月五日全国鉄動力車労働組合連合会は、昭和五十五年四月一日以降の賃金引上げに関する要求を日本国有鉄道に対し提出し、団体交渉を重ねたが、解決が困難な事態となり、昭和五十五年四月十二日当局の申請により公共企業体等労働委員会の調停段階に入り、更に同年五月十四日同委員会の決議により仲裁

手続に移行し、同委員会は、同年六月十日仲裁裁定(第五百七十号)を行った。

二 右裁定の実施については、日本国有鉄道経営再建促進特別措置法案が未成立であり、現段階においては、予算上可能であると断定できないので、本裁定は、公共企業体等労働関係法第十六条第一項に該当するものと認められる。

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件
(国鉄千葉動力車労働組合関係)

公共企業体等労働委員会の別紙裁定について、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定により、国会の議決を求める。

昭和五十五年六月十日

仲裁裁定第五七一号

(国鉄千葉動力車労働組合関係)

仲裁裁定書

公共企業体等労働委員会

仲裁裁定第五七一号

裁定

関係当事者

千葉県千葉市新千葉一丁目三番二四号
日本国有鉄道千葉鉄道管理局長

秋 山 光 文

千葉県千葉市要町二番八号
国鉄千葉動力車労働組合

執行委員長 関 川 幸

昭和五十五年四月十二日日本国有鉄道千葉鉄道管理局から調停申請があり、五月十四日公共企業体等労働委員会が仲裁を行うことを決議した上記当事者間の昭和五十五年新賃金に関する紛争につき、当仲裁委員会(以下委員会という)は、慎重審議の結果、次のとおり裁定する。

主 文

日本国有鉄道の公共企業体等労働関係法上の職

員(昭和四十年公共企業体等労働委員会告示第二号に掲げる者を除く)の基準内賃金を、昭和五十五年四月一日以降、一人当たり、同日現在における上記職員の基準内賃金の三・〇八%相当額に二、二八〇円を加えた額八、〇〇九円の原資をもつて引き上げること。

理 由

1 今次の賃金紛争は、組合が年齢別賃金の引上げ(三五歳で二二、五〇〇円など)を要求したのに対し、公社が賃金引上げ額を一人平均三、九七二円とする旨を回答したが、交渉は決裂したため、公社申請により調停に係属した。調停段階においては、民間賃金の動向、民間及び国家公務員との賃金格差の有無、消費者物価との関係などの問題をめぐって労使委員の意見が対立し、その中で四月十六日に調停中断の事態も生じたが、五月六日に再開され、同月十四日に調停委員長見解として「三・〇八%十二、二八〇円」の賃金引上げ案が提示された。しかしながら、これに基づき調停案を作成することについて労使委員の同意が得られず、このため、同日公共企業体等労働委員会の決議によつて、紛争の処理が仲裁に移された。

2 委員会は、公共企業体等の職員の賃金を決定する際考慮すべき重要な条件である生計費の動向、国家公務員の給与、民間賃金の状況などについて、労使の主張を含め、検討を加えた。

(1) 生計費の動向を消費者物価指数(総理府統計局調べ、全国)によつてみると、その昭和五十四年度平均の上昇率は四・八%であり、本年三月の対前年同月上昇率では八・〇%であつたことに注目した。

(2) 国家公務員の給与との均衡については、昨年の人事院勧告により、国家公務員について三・七〇%程度の給与改定が行われたことに注目したが、種々の角度から検討した結果、全体として格別の措置を要するものはないと認めた。

(3) 民間賃金水準との関係については、今次の

賃金紛争においても、労使間で、賃金水準の比較対象などにつき論議が行われたが、従来どおり、昭和五十四年度賃金構造基本統計調査などを用いて、企業規模一〇〇人以上を基礎とし、性、学歴、年齢別に賃金水準の比較をしたところ、ほぼ均衡しているものと認められた。

(4) 民間産業における今季の賃金引上げ状況については、主要企業の動向を検討した結果、率で六・六%程度、金額では一一、五〇〇円前後になるものと推定した。

また、賃金引上げの分散の度合いをみると、率・額ともに昨年に引き続き縮小したが、特に引上げ額の集中の度合いが高く、委員会は、このような民間産業における今季の賃金引上げの特徴にも留意した。

(5) 委員会は、以上のほか、企業経営の状況についても検討を行ったが、公共企業体等については、その事業の性格を考慮すれば、本年についても従来どおり、個々の経営状況によつて賃金引上げに格差を設けることは適当でないと判断した。

3 委員会は、以上のごとき諸条件を総合的に勘案した結果、公共企業体等の職員の賃金については、従来どおり民間賃金の動向を重視して決定することが妥当であると判断した。

したがって、委員会は、同様の判断に基づいて示された調停段階における調停委員長見解の内容を特に変える必要はないものと認め、本文のとおり裁定した。

4 組合の要求している年齢別の賃金引上げに関する問題については、これを新賃金決定方式の問題として扱うことは、国鉄の全職員について統一的に賃金引上げを行う現行の方式のもとでは困難である。

したがって、この問題は、配分の問題として処理されるべきであると考える。

5 本文の原質の配分については、労使間の協議によつて決定することとし、その協議を早期に

完了し、本裁定の効果が速やかに職員に及ぶよう要望する。

6 本裁定によつて賃金引上げが行われることにかんがみ、委員会は、労使双方に対し、公共企業体等の事業が国民経済に果たす役割の重要性を十分認識し、広く国民一般の期待に應えるよう、労使関係の安定並びに経営の合理化及び生産性の向上に格段の努力を要望する。

なお、この際、委員会は、今回の賃金紛争において実質賃金の維持が重要な争点として提起されたことにかんがみ、政府が物価の安定に一層の努力を傾けることを期待するものである。

昭和五十五年六月十日

公共企業体等労働委員会

勸業千葉五十五年新賃金仲裁委員会

委員長 中西 實
委員 金子 美雄
委員 原田 運治
委員 市原 昌三郎
委員 隅谷 三喜男
委員 舟橋 尚道
委員 山口 俊夫

事由

一 昭和五十五年三月十七日国鉄千葉動力車労働組合は、昭和五十五年四月一日以降の賃金引上げに関する要求を日本国有鉄道及び日本国有鉄道千葉鉄道管理局(以下「管理局」という)に対し提出し、団体交渉を重ねたが、解決が困難な事態となり、昭和五十五年四月十二日管理局の申請により公共企業体等労働委員会関東地方調停委員会の調停段階に、同年四月十五日公共企業体等労働委員会の決議により同委員会の調停段階に入り、更に同年五月十四日同委員会の決議により仲裁手続に移行し、同委員会は、同年六月十日仲裁裁定(第五七一号)を行った。

二 右裁定の実施については、日本国有鉄道経営再建促進特別措置法案が未成立であり、現段階においては、予算上可能であるとは断定できないので、本裁定は、公共企業体等労働関係法第十六条第一項に該当するものと認められる。

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件
(全通信労働組合関係)

公共企業体等労働委員会別紙裁定について、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定により、国会の議決を求める。

昭和五十五年六月十日
仲裁裁定第五六一号

(全通信労働組合関係)

仲裁裁定書

公共企業体等労働委員会
仲裁裁定第五六一号

裁定

関係当事者

東京都千代田区霞が関一丁目三番二号
郵政大臣 大西 正男

東京都文京区後楽一丁目二番七号
中央執行委員長 石井 平治

全通信労働組合

昭和五十五年四月十二日郵政大臣から調停申請があり、五月十四日公共企業体等労働委員会が仲裁を行うことを決議した上記当事者間の昭和五十五年新賃金に関する紛争につき、当仲裁委員会(以下「委員会」という)は、慎重審議の結果、次のとおり裁定する。

主文

郵政省所属の公共企業体等労働関係法上の職員(昭和四十年公共企業体等労働委員会告示第一号に掲げる者を除く)の基準内賃金を、昭和五十五年四月一日以降、一人当たり、同日現在における

上記職員の基準内賃金の三・〇八%相当額に二、二八〇円を加えた額七、四四二円を原資をもつて引き上げること。

理由

1 今次の賃金紛争は、組合が一人当たり二一、〇〇〇円の賃金引上げと標準労働者(高卒三五歳・勤続十七年)の賃金を一八六、〇〇〇円にすることを要求したのに対し、当局が賃金引上げ額を三、六六七円(定期昇給分を含め七、七四〇円)とする旨を回答したが、交渉は決裂したため、当局申請により調停に係属した。調停段階においては、民間賃金の動向、民間及び国家公務員との賃金格差の有無、消費者物価との関係などの問題をめぐつて労使委員の意見が対立し、その中で四月十六日に調停中断の事態も生じたが、五月六日に再開され、同月十四日に調停委員長見解として「三・〇八%十二、二八〇円」の賃金引上げ案が提示された。しかしながら、これに基づき調停案を作成することについて労使委員の同意が得られず、このため、同日公共企業体等労働委員会の決議によつて、紛争の処理が仲裁に移された。

2 委員会は、公共企業体等の職員の賃金を決定する際考慮すべき重要な条件である生計費の動向、国家公務員の給与、民間賃金の状況などについて、労使の主張を含め、検討を加えた。

(1) 生計費の動向を消費者物価指数(総理府統計局調べ、全国)によつてみると、その昭和五十四年度平均の上昇率は四・八%であり、本年三月の対前年同月上昇率では八・〇%であつたことに注目した。

(2) 国家公務員の給与との均衡については、昨年の人事院勧告により、国家公務員について三・七〇%程度の給与改定が行われたことに注目したが、種々の角度から検討した結果、全体として格別の措置を要するものはないと認めた。

(3) 民間賃金水準との関係については、今次の賃金紛争においても、労使間で、賃金水準の

比較対象などにつき論議が行われたが、従来どおり、昭和五十四年度賃金構造基本統計調査などを用いて、企業規模一〇〇人以上を基礎とし、性、学歴、年齢別に賃金水準の比較をしたところ、ほぼ均衡しているものと認められた。

(4) 民間産業における今季の賃金引上げ状況については、主要企業の動向を検討した結果、率で六・六%程度、金額では一一、五〇〇円前後になるものと推定した。

また、賃金引上げの分散の度合いをみると、率・額ともに昨年に引き続き縮小したが、特に引上げ額の集中の度合いが高く、委員会は、このような民間産業における今季の賃金引上げの特徴にも留意した。

(5) 委員会は、以上のほか、企業経営の状況についても検討を行ったが、公共企業体等については、その事業の性格を考慮すれば、本年についても従来どおり、個々の経営状況によつて賃金引上げに格差を設けることは適当でないと判断した。

3 委員会は、以上のこと諸条件を総合的に勘案した結果、公共企業体等の職員の賃金については、従来どおり民間賃金の動向を重視して決定することが妥当であると判断した。

したがつて、委員会は、同様の判断に基づいて示された調停段階における調停委員長見解の内容を特に変える必要はないものと認め、主文のとおり裁定した。

なお、組合は、一人当たり賃金引上げ要求に併せて、いわゆる標準労働者(高卒三五歳・勤続十七年)の賃金要求を行つてゐるが、この問題は、配分の問題として処理されるべきものと考える。

4 主文の原資の配分については、労使間の協議によつて決定することとし、その協議を早期に完了し、本裁定の効果が速やかに職員に及ぶよう要望する。

5 本裁定によつて賃金引上げが行われることに

かんがみ、委員会は、労使双方に対し、公共企業体等の事業が国民経済に果たす役割の重要性を十分認識し、広く国民一般の期待に応えるよう、労使関係の安定並びに経営の合理化及び生産性の向上に格段の努力を要望する。

なお、この際、委員会は、今回の賃金紛争において実質賃金の維持が重要な争点として提起されたことにもかんがみ、政府が物価の安定に一層の努力を傾けることを期待するものである。

昭和五十五年六月十日

公共企業体等労働委員会

全通五十五年新賃金仲裁委員会

委員長 中西 實
委員 金子 美雄
委員 原田 運治
委員 市原 昌三郎
委員 隅谷 三喜男
委員 舟橋 尚道
委員 山口 俊夫

事由

一 昭和五十五年三月十日全通信労働組合は、昭和五十五年四月一日以降の賃金引上げに関する要求を郵政省に対し提出し、団体交渉を重ねたが、解決が困難な事態となり、昭和五十五年四月十二日郵政省の申請により公共企業体等労働委員会の調停段階に入り、更に同年五月十四日同委員会の決議により仲裁手続に移行し、同委員会は、同年六月十日仲裁裁定（第五百六十一号）を行った。

二 右裁定の実施については、郵便法等の一部を改正する法律案が未成立であり、現段階においては、予算上可能であるとは断定できないので、本裁定は、公共企業体等労働関係法第十六条第一項に該当するものと認められる。

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全日本郵政労働組合関係）
公共企業体等労働委員会の別紙裁定について、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定により、国会の議決を求める。

昭和五十五年六月十日

仲裁裁定第五六二号

（全日本郵政労働組合関係）

仲裁裁定書

公共企業体等労働委員会

仲裁裁定第五六二号

裁定

関係当事者

東京都千代田区霞が関一丁目三番二号
郵政大臣 大西 正男

東京都渋谷区千駄ヶ谷二丁目二〇番六号
全日本郵政労働組合

中央執行委員長 福井 秀政

昭和五十五年四月十二日郵政大臣から調停申請があり、五月十四日公共企業体等労働委員会が仲裁を行うことを決議した上記当事者間の昭和五十五年新賃金に関する紛争につき、当仲裁委員会（以下「委員会」という）は、慎重審議の結果、次のとおり裁定する。

主文

郵政省所属の公共企業体等労働関係法上の職員（昭和四十年公共企業体等労働委員会告示第一号に掲げる者を除く）の基準内賃金を、昭和五十五年四月一日以降、一人当たり、同日現在における上記職員の基準内賃金の三・〇八％相当額に二、二八〇円を加えた額七、四四二円の原資をもつて引き上げること。

理由

1 今次の賃金紛争は、組合が一人当たり一三、四〇〇円の賃金引上げを要求したのに対し、当局が賃金引上げ額を三、六六七円（定期昇給分

を含め七、七四〇円）とする旨を回答したが、交渉は決裂したため、当局申請により調停に係属した。調停段階においては、民間賃金の動向、民間及び国家公務員との賃金格差の有無、消費者物価との関係などの問題をめぐって労使委員の意見が対立し、その中で四月十六日に調停中断の事態が生じたが、五月六日に再開され、同月十四日に調停委員長見解として「三・〇八％十二、二八〇円」の賃金引上げ案が提示された。しかしながら、これに基づき調停案を作成することについて労使委員の同意が得られず、このため、同日公共企業体等労働委員会の決議によつて、紛争の処理が仲裁に移された。

2 委員会は、公共企業体等の職員の賃金を決定する際考慮すべき重要な条件である生計費の動向、国家公務員の給与、民間賃金の状況などについて、労使の主張を含め、検討を加えた。

(1) 生計費の動向を消費者物価指数（総理府統計局調べ、全国）によつてみると、その昭和五十四年度平均の上昇率は四・八％であり、本年三月の対前年同月上昇率では八・〇％であつたことに注目した。

(2) 国家公務員の給与との均衡については、昨年の人事院勧告により、国家公務員について三・七〇％程度の給与改定が行われたことに注目したが、種々の角度から検討した結果、全体として格別の措置を要するものはないと認めた。

(3) 民間賃金水準との関係については、今次の賃金紛争においても、労使間で、賃金水準の比較対象などにつき論議が行われたが、従来どおり、昭和五十四年度賃金構造基本統計調査などを用いて、企業規模一〇〇人以上を基礎とし、性、学歴、年齢別に賃金水準の比較をしたところ、ほぼ均衡しているものと認められた。

(4) 民間産業における今季の賃金引上げ状況については、主要企業の動向を検討した結果、率で六・六％程度、金額では一、五〇〇円

前後になるものと推定した。
また、賃金引上げの分散の度合いをみると、率・額ともに昨年に引き続き縮小したが、特に引上げ額の集中の度合いが高く、委員会は、このような民間産業における今季の賃金引上げの特徴にも留意した。

(5) 委員会は、以上のほか、企業経営の状況についても検討を行ったが、公共企業体等については、その事業の性格を考慮すれば、本年についても従来どおり、個々の経営状況によつて賃金引上げに格差を設けることは適当でないと判断した。

3 委員会は、以上のとき諸条件を総合的に勘案した結果、公共企業体等の職員の賃金については、従来どおり民間賃金の動向を重視して決定することが妥当であると判断した。

したがつて、委員会は、同様の判断に基づいて示された調停段階における調停委員長見解の内容を特に変える必要はないものと認め、主文のとおり裁定した。

4 主文の原資の配分については、労使間の協議によつて決定することとし、その協議を早期に完了し、本裁定の効果が速やかに職員に及ぶよう要望する。

5 本裁定によつて賃金引上げが行われることにかんがみ、委員会は、労使双方に対し、公共企業体等の事業が国民経済に果たす役割の重要性を十分認識し、広く国民一般の期待に応えるよう、労使関係の安定並びに経営の合理化及び生産性の向上に格段の努力を要望する。

なお、この際、委員会は、今回の賃金紛争において実質賃金の維持が重要な争点として提起されたことにもかんがみ、政府が物価の安定に一層の努力を傾けることを期待するものである。

昭和五十五年六月十日

公共企業体等労働委員会

全郵政五十五年新賃金仲裁委員会

委員長 中西 實

委員金子美雄
委員原田運治
委員市原昌三郎
委員隅谷三喜男
委員舟橋尚道
委員山口俊夫

事由

一 昭和五十五年三月一日全日本郵政労働組合は、昭和五十五年四月一日以降の賃金引上げに関する要求を郵政省に対し提出し、団体交渉を重ねたが、解決が困難な事態となり、昭和五十五年四月十二日郵政省の申請により公共企業体等労働委員会の調停段階に入り、更に同年五月十四日同委員会の決議により仲裁手続に移行し、同委員会は、同年六月十日仲裁裁定（第五百六十二号）を行った。

二 右裁定の実施については、郵便法等の一部を改正する法律案が未成立であり、現段階においては、予算上可能であるとは断定できないので、本裁定は、公共企業体等労働関係法第十六条第一項に該当するものと認められる。

昭和五十五年十一月十四日印刷

昭和五十五年十一月十五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局